

学生生活のしおり

令和7年度入学者用

このしおりは、学生生活に欠かすことのできない冊子です。1度は通読し、卒業まで大切に保管・活用してください。

なお、記載事項は入学年度により異なりますので注意してください。

旭川医科大学

関係緊急連絡先一覧

学内で事件、事故、災害等に遭った場合又は発見した場合には、必要に応じて警察や消防署に連絡をすると同時に学生支援課に連絡してください。(下表参照)

なお、土日祝日等大学職員が不在の場合は、防災センターに連絡してください。

区分	官署等名	電話番号	備考
救急・消防	旭川市消防本部	119	
警察	旭川東警察署	110	
大学 学生支援課	学生支援課学生総務係	0166-68-2284	
	防災センター	0166-69-3145	土日祝日等大学職員が不在の場合

学内連絡先一覧

区分	官署等名	電話番号	備考
学年担当教員	令和7年度医学科第1学年	0166-68-2729	
学年担当教員	令和7年度看護学科第1学年	0166-68-2937	
学生支援課 平日 8:30 ~ 17:15	学生総務係	0166-68-2208	授業料免除、奨学金、保険及び課外活動、福利厚生施設等に関すること
	看護学科事務係	0166-68-2900	看護学科奨学金、看護学科学生用ロッカー等の看護学科の学生に関すること
	教育企画係	0166-68-2207	共用試験、国家試験等に関すること
	教務係	0166-68-2206	授業及び定期試験等、また、講義室・チュートリアル室等の教室に関すること
	大学院・留学生係	0166-68-2209	大学院、外国人留学生に関すること
	保健管理センター	0166-68-2768	体調の急変、処置の必要なケガ、感染症等への罹患等、心身の健康管理に関すること



「manaba」ログイン画面

学生生活のしおり 令和7年度入学者用 目次

旭川医科大学の理念、使命	5
旭川医科大学医学部医学科の教育理念、教育目標	
旭川医科大学医学部看護学科の教育理念、教育目標	
旭川医科大学医学部医学科（学士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	6
医学科2024カリキュラムにおけるコンピテンシー	7
旭川医科大学医学部医学科（学士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	8
旭川医科大学医学部医学科2024カリキュラム カリキュラムマップ	11
旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	12
旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	13
旭川医科大学医学部看護学科 2022 カリキュラム カリキュラムマップ	17
旭川医科大学アセスメント・ポリシーについて	18
旭川医科大学大学院の基本理念	20
修士課程（看護学専攻）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	21
修士課程（看護学専攻）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	22
博士課程（医学専攻）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	23
博士課程（医学専攻）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	25
旭川医科大学大学院アセスメントポリシー	26
アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）	27
旭川医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン	31
旭川医科大学における生成AIの利用について	35
1. 本学の組織	
1. 旭川医科大学組織図	36
2. 講座・学科目及び病院診療科	37
2. 学年暦	
1. 令和7年度学年暦	38
3. 教育課程と学習	
〔医学科〕	
1. 教育課程の特色	39
2. 教育課程	39
3. 卒業の要件	42
4. 進級の要件	42
〔看護学科〕	
1. 看護学教育の理念・目的	43
2. 看護学の特色	43
3. 学士課程で求める看護実践能力	43
4. 卒業時到達目標およびレベル目標	44
5. 教育課程	45
6. 選択課程	46
7. 進級の要件	46
8. 臨地看護学実習に出るための要件	46
9. 卒業の要件	47
4. 授業と学修	
1. 授業科目の履修・聴講	50
2. 授業科目の出席及び欠席	50
3. 授業時間	51
4. 学修支援システム manaba について	51
5. 定期試験	52
6. 授業科目の評語について	52
7. 成績評価異議申立制度について	52
8. 学年担当教員	53
9. グループ担任（看護学科）	53
10. 医学科の学生支援メンター制度	54
11. オフィスアワー	54
12. 講義室の貸出について	54
13. チュートリアル室の貸出について	55
14. 実習室の利用について	56
5. 図書館	57
6. 授業料	64

7. 学生生活

1. 学生生活と学生支援課	65
2. みなさんと関連する組織など	65
3. 大学組織と学生支援課の主な業務	66
4. 学生関係諸証明・諸手続一覧	67
5. 窓口事務取扱時間	69
6. 表彰制度について	69
7. ハラスメントの防止について	70
8. 事故	70
9. 事故・法律等違反時の対応および防止について	72
10. 「何でも相談窓口」について	74
11. 「かぐらおか」について	74
12. ルール・マナーについて	74
13. 一般的注意事項	75
(1) 学生への連絡	75
(2) 郵便物等	75
(3) 電話	76
(4) 遺失物・盗難	76
(5) 学生証	76
(6) ロッカーの利用	76
(7) 健康保険証について	77
(8) 自動車通学の規制について	77
(9) 本学敷地内の禁煙	77
(10) 本学敷地内での火気使用	77
14. 簡易郵便局	78
15. 現金自動預金・支払機 (ATM)	78
16. 病院内への立ち入り・通行について	78

8. 福利厚生

1. 経済生活	79
(1) 奨学金	79
(2) 授業料の減免	81
(3) 旭川医科大学学部学生授業料特別貸与	81
(4) アパート・下宿について	81
(5) アルバイトについて	81
(6) スチューデント・アシスタントについて	81
(7) 通学定期乗車券購入申込書等の発行	81
(8) 学生旅客運賃割引証 (学割証) の発行	82
2. 福利厚生施設	82
3. 健康管理	83
4. 各種保険	84
〔医学科〕	
(1) 学生教育研究災害傷害保険 (学研災)	85

(2) 医学生教育研究賠償責任保険 (医学賠)	87
-------------------------	----

(3) 学研災付帯学生生活総合保険	87
-------------------	----

〔看護学科〕

看護学科学生 Will2 保険	87
-----------------	----

5. 国民年金の学生納付特例制度について	88
----------------------	----

9. 課外活動

1. 課外活動について	90
(1) 学生団体への加入	90
(2) 学生団体の設立、継続	90
(3) 学外団体への加入又は参加	90
(4) 掲示、印刷物の配布	90
(5) 集会・催し	91
(6) 学外での活動	91
(7) 傷害保険等の加入	91
2. 課外活動の施設	91
(1) 体育館	91
(2) 武道場	91
(3) 弓道場	91
(4) 陸上競技場	91
(5) 野球場	92
(6) テニスコート	92
(7) セミナー室	92
(8) その他	92
3. 課外活動用具の貸出し	92
4. 学生団体一覧	93
5. 行事	94
(1) 医大祭	94

10. 旭川医科大学学友会	94
---------------	----

11. 国家試験について	97
--------------	----

12. 学生が関係する学内諸規則

13. 学内建物案内図

1. 建物等配置図	177
2. 建物平面図	178
講義実習棟	178
臨床講義棟	179
看護学科棟(1)	180
看護学科棟(2)	181
図書館	182

総合研究棟(1)	183
総合研究棟(2)	184
実験実習機器センター	185
臨床研究棟	186
放射線同位元素研究施設	187
動物実験施設 Asahidake (A棟)	188
動物実験施設 Kurodake (K棟)	189
福利厚生施設	190
体育館	191
武道場	191
弓道場	192
体育管理施設合宿研修所	192
本部管理棟	193
共通棟 (A・B・C)	194
病院	195

14. 役職員等	197
----------------	-----

旭川医科大学の理念、使命

大学の理念

旭川医科大学は、豊かな自然環境の中で真摯な教育及び研究活動を行い、医学・看護学の発展に尽くすとともに、地域及び国際社会における保健・医療・福祉の向上に貢献する。

大学の使命

旭川医科大学は、少子・高齢化及び人口減少が急速に進む北海道の地域医療を支えることに重点を置き、献身的かつ有能な医師及び看護職者を育成することで地域社会の保健・医療・福祉を安定的に向上させる。また、独自性の高い研究活動と先進的な医療活動を通して医学・看護学の発展に貢献する。

医学科	看護学科
<p>教育理念</p> <p>旭川医科大学医学部医学科は、豊かな人間性と高い倫理観を備え、高度な知識・技能と幅広い学問的視野を持ち、医学の発展及び保健・医療・福祉の向上を通じて社会に貢献する強い意志を有する医療人及び研究者を育成する。</p>	<p>教育理念</p> <p>旭川医科大学医学部看護学科は、未来を切り開く開拓者精神と生命の尊厳を貴ぶ人間性を備え、責務 (Accountability)・権能 (Authority)・自律 (Autonomy) を基盤に据えながら、先進的な保健・医療・福祉活動を通じて、看護学の発展と共に地域社会に貢献する人材を育成する。</p>
<p>教育目標</p> <ol style="list-style-type: none">1 広く深い教養とコミュニケーション能力を身につけ、他者を思いやることのできる豊かな人間性を育む。2 生命を尊重するとともに、倫理的配慮の下に人々の多様性及び人権を擁護し、信頼関係を築ける人材を育てる。3 進歩した専門的知識・技能を修得するとともに、生涯にわたり学修及び研究を継続する強い意志を育む。4 地域住民の医療や福祉の実際を理解し、問題点の解決に実質的に貢献するための能力を養う。5 保健・医療・福祉の向上を通じて地域及び国際社会の発展に尽そうとする幅広い視野と意欲を涵養する。	<p>教育目標</p> <ol style="list-style-type: none">1 広い視野をもちながら、北海道の地域特性を理解し、より良い未来に向け積極的に行動する態度を養う。2 幅広い人間理解に基づく倫理観を培い、共感性をもって人々と信頼関係を育むことができる豊かな人間性を養う。3 生命と向き合うことへの自覚と責任感を育み、人々に最善の利益をもたらすための知識を修得し、論理的思考力と研究力を養う。4 看護専門職として自己研鑽する力を持ち、チーム活動を通して自律性と看護実践能力を養う。5 保健・医療・福祉の活動に参画することで、多様な立場の人々と協働し健康課題を解決し、生涯にわたり看護と地域及び国際社会に貢献する意欲を養う。

旭川医科大学医学部医学科（学士課程） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

旭川医科大学医学部医学科では、教育の目標に沿って編成された年次カリキュラムを履修し、基準となる単位数を修得し、次の資質と能力を身につけたと認められる学生に対し学位(学士(医学))を授与します。

「倫理観とプロフェッショナリズム」（態度）

生命の尊厳を尊重し、医の倫理を理解し、チーム医療に基づいた医療を実践できるための態度を身につけている。

「医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力」（知識）

幅広い教養と基礎医学、臨床医学、社会医学の基本的知識を有し、それに基づいた医療を実践するために、生涯にわたる学習の必要性とその方法を説明できる。

「全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力」（技能）

豊かな人間性を持って患者、患者家族と接することができる。

患者の意思を尊重した適切な健康増進を図ることができるとともに医療を提供するための基本的診療能力を身につけている。

急性もしくは慢性の健康問題について診断と治療の原則を理解し、安全性を配慮した上で計画できる。

「問題解決能力、発展的診療能力、研究心」（思考・判断）

基礎医学・臨床医学・社会医学領域における研究の意義を理解し、科学的情報を収集し評価するとともに、客観的思考を持って診療に応用することができる。

また、新たな情報を生み出すために倫理原則に基づいた論理的研究計画を立案できる。

「地域社会・国際社会へ貢献するための能力」（意欲・関心）

医療に対する社会的ニーズを踏まえ、医療の実践、研究を通じて地域社会及び国際社会に貢献する必要性とその方法を説明できる。

医学科2024カリキュラムにおけるコンピテンシー

I 倫理観とプロフェッショナリズム<態度>

⇒ 生命の尊厳を尊重し、医の倫理を理解し、チーム医療に基づいた医療を実践できるための態度を身につけている。

1	生命の尊厳	患者のプライバシーや生命の尊厳に配慮した治療を行うための態度を身につけている
2	患者の人格の尊重、利他主義	患者や患者家族の多様な社会的背景(性、文化、経済、教育、家庭など)に対し共感的、利他的な姿勢で臨むことができる。
3	真摯さと誠実さ	患者や患者家族、同僚、関係する医療者に対して真摯で誠実な姿勢で臨むことができる。
4	チーム医療	多職種にわたる医療・福祉関係者及び自己の役割を理解し、同僚に対して尊敬の念を持ち専門職連携を実践できる。
5	説明責任	自己の義務と責任を理解し、自らの行動を適切に説明することの重要性を自覚している。
6	法令順守、倫理原則	法的責任・規範を遵守し、倫理的問題を把握し、倫理的原則に基づいて行動できる。
7	向上心	自己のキャリアをデザインし、目標の達成へ向けて努力を続けるとともに、常に自らの向上をはかる必要性和方法を理解し実践できる。

II 医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力<知識>

⇒ 幅広い教養と基礎医学、臨床医学、社会医学の基本的知識を有し、それに基づいた医療を実践するために、生涯にわたる学習の必要性和その方法を説明できる。

1	正常構造と機能	正常な構造と機能、恒常性の維持に関わる包括的な知識を備えている。
2	発生、発達、加齢、死	生体と主要臓器の発生、発達、成長、加齢、死に伴う構造的・機能的変化について体系的な知識を備えている。
3	病気の発生機序と特徴	様々な疾患における主要臓器の構造的・機能的変化とそれらの全身的影響及び自然経過について体系的に理解している。
4	臨床疫学	臨床疫学や医学統計についての十分な知識を備えている。
5	予防医学	頻度の高い病気について、これらの発生率を減少させるための統合的なアプローチに関する知識を備えている。
6	治療	頻度の高い疾病の治療の種類、それらの効果及び適応に関する知識を備えている。
7	診断	頻度の高い疾病の診断と治療における必要な検査を選択し結果を正しく解釈できる。
8	緩和ケア	緩和ケアを治療と並行して行うための知識を備えている。
9	保健・医療・福祉制度	保健・医療・福祉制度に関わる各種法律について理解し、医師の報告義務などに関して知識を備えている。
10	生涯学習	生涯学習の必要性を理解し、適切な学習方法を選択し実践できる。
11	医療社会学的側面	健康状態に影響を与える経済学的、社会学的、心理学的、文化的因子についての知識を備えている。

III 全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力<技能>

⇒ 豊かな人間性を持って患者、患者家族と接することができる。患者の意思を尊重した適切な健康増進を図ることができるとともに医療を提供するための基本的診療能力を身につけている。急性もしくは慢性的健康問題について診断と治療の原則を理解し、安全性を配慮した上で計画できる。

1	病歴作成	正確で必要十分な内容を含む病歴を作成する技能を備えている。
2	医療情報管理	必要な医学的情報を漏れなく収集し、診療録に適切に記載し、管理できる。
3	基本的診療手技	基本的な診療手技の技能を習得している。
4	臨床推論	正しい臨床推論技能を習得しており、実際の症例に応用できる。
5	治療計画	頻度の高い疾患に対して適切な治療計画(リハビリテーションを含む)を構築できる。
6	情報伝達、プレゼンテーション	口頭及び文書により医療従事者との間で、正確で効果的な情報交換ができる。
7	集中治療、救急医療	患者の状態が重篤な状態かを識別し、救急医療に参加し、集中治療の初期治療を計画できる
8	意思決定支援	患者の意向を尊重し医学的な判断を加味したバランスのとれた意思決定の支援に参加できる。
9	医療安全	医療安全や副作用などに関する最新の情報に基づく安全な医療を提供できる。

IV 問題解決能力、発展的診療能力、研究心<思考・判断>

⇒ 基礎医学・臨床医学・社会医学領域における研究の意義を理解し、科学的情報を収集し評価するとともに、批判的思考を持って診療に応用することができる。また、新たな情報を生み出すために倫理原則に基づいた論理的な研究計画を立案できる。

1	科学的実証力	医学的発見の基盤となる科学的方法と理論に関する十分な知識を備えている。
2	批判的観察力	医学文献を批判的に読み、エビデンスに基づいた研究や医療を遂行する能力を備えている。
3	科学的問題解決能力	基礎医学・臨床医学・社会医学の領域における未解決の問題を認識し、仮説を立て、科学的に検証する方法を知っている。
4	研究における倫理	基礎研究及び臨床研究における基本的な倫理的規範を理解している。
5	臨床試験・治験の推進	臨床試験・治験に関わる基本原則についての十分な知識を備え、トランスレーショナル研究を理解している。

V 地域社会・国際社会へ貢献するための能力<意欲・関心>

⇒ 医療に対する社会的ニーズを踏まえ、医療の実践、研究を通じて地域社会及び国際社会に貢献する必要性和その方法を説明できる。

1	社会システムの理解	医療・保健・福祉を支える社会システムについて説明できる。
2	医療資源配分	医療資源の配分だけでなく、有効活用について説明できる。
3	地域医療	地域医療に貢献することの意義を理解し地域医療に参加できる。
4	地域診断	地域社会における医療的問題点を抽出・評価し解決する方法を説明できる。
5	国際性	グローバル・コミュニケーションの重要性を理解し、英語により医学医療情報を入手するとともに自ら発信できる。

旭川医科大学医学部医学科（学士課程）

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

医学科では、医療分野における多様な価値観等に触れるための基礎教育科目、医師のプロフェッショナルリズム涵養に結びつく横断的な内容を身につけるためのICM(Introduction to Clinical Medicine)科目、より専門的な内容を学び、実践的な力を身につけるための基礎医学科目、臨床医学科目による教育課程を整備し、これらの体系的な履修を促します。また、日進月歩である医学の発展に教育課程として柔軟に対応するために「選択・必修コース」をICM科目の中に配置し、基礎医学・臨床医学の発展に即した教育課程となるよう努めています。

医学科では、医学科の学位授与の方針を実現するために、上記の方針を以下のとおり具体化して、カリキュラムを編成しています。

①「倫理観とプロフェッショナルリズム」（態度）

生命の尊厳を尊重し、医の倫理を理解し、チーム医療に基づいた医療を実践できるための態度を身につけている。

1. 医学者としての倫理原則や臨床医として患者さんに対応するための行動科学を理解するために、ICM科目に「医療概論Ⅰ～Ⅳ」を配置し、1年次から系統的に履修できるように展開しています。

②「医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力」（知識）

幅広い教養と基礎医学、臨床医学、社会医学の基本的知識を有し、それに基づいた医療を実践するために、生涯にわたる学習の必要性とその方法を説明できる。

2. 文化、社会、自然等に関する幅広い知識を身につけ、多様な価値観等に触れるために、教養科目を基礎教育科目と位置づけ履修を個人の希望に合わせた選択としています。
3. 医師のプロフェッショナルリズム涵養に結びつく横断的な内容を身につけるためのICM科目を設定し履修を必修としています。
4. 専門分野の学問の内容と方法を説明でき、自学自習の態度を涵養し、確実に知識を獲得するために、講義・実習科目としての基礎教育科目、基礎医学科目、臨床医学科目のみでなく、ICM科目として「医学チュートリアルⅠ～Ⅲ」を演習科目として配置し、2年次から系統的に履修できるように展開しています。

③「全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力」（技能）

豊かな人間性を持って患者、患者家族と接することができる。

患者の意思を尊重した適切な健康増進を図ることができるとともに医療を提供するための基本的診療能力を身につけている。

急性もしくは慢性の健康問題について診断と治療の原則を理解し、安全性を配慮した上で計画できる。

5. 心理学的背景を理解した上で、医療コミュニケーションを円滑に行うために、基礎教育科目に「心理・コミュニケーション実習」を1年次に配置しています。
6. 主要徴候に基づく健康問題の診断と治療の原則を理解するために、1年次に「症候学」を導入し、ICM科目の「医学チュートリアルⅡ」と臨床医学科目を連動させて配置しています。
7. 臨床実習に必要な基本的診療能力と臨床推論能力を身に付けるために、臨床医学科目の「臨床実習序論」とICM科目のTBL型演習である「医学チュートリアルⅢ」を連動させ配置し、4年次に展開しています。
8. 臨床実習は、4年次～5年次に配置するベッドサイドラーニングで全ての臨床科目をローテートし、引き続き配置する実習ではクリニカルクラークシップ（診療参加型実習）を採用し3～4週間を一単位として基本診療科を中心に5年次～6年次に必修で展開しています。

④「問題解決能力、発展的診療能力、研究心」（思考・判断）

基礎医学・臨床医学・社会医学領域における研究の意義を理解し、科学的情報を収集し評価するとともに、客観的思考を持って診療に応用することができる。

また、新たな情報を生み出すために倫理原則に基づいた論理的研究計画を立案できる。

9. 自らの思考・判断のプロセスや結果を、論述等で論理的に的確に説明できるように、基礎教育科目に「基礎生物学実習」、「医用物理学実習」、「基礎化学実習」、基礎医学科目には「生化学実習」、「形態学実習Ⅰ、Ⅱ」、「生理学実習・演習」、「薬理学実習」、「微生物学実習」、「寄生虫学実習」、「衛生・公衆衛生学実習」、「法医学実習・演習」等の実習科目を配置し、1年次から系統的に履修できるように展開しています。
10. 臨床情報に基づく研究を行うために臨床医学科目に「臨床疫学」を配置し、獲得した様々な知識を用いて現実の問題解決に取り組む活動を行なう医学研究者としての素養を養うため、4年次に研究室に所属する必修科目としてICM科目に「医学研究特論」を配置しています。

⑤「地域社会・国際社会へ貢献するための能力」（意欲・関心）

医療に対する社会的ニーズを踏まえ、医療の実践、研究を通じて地域社会及び国際社会に貢献する必要性とその方法を説明できる。

11. 地域医療の問題点を知るための「地域医療学」、旭川近郊および北海道での医療ニーズの探索のための「早期体験実習Ⅰ、Ⅱ」、医療に関わる社会的問題を知り解決するための「医療社会学」、「医療社会学実習」をICM科目に配置しています。また地域における病める者の医療ニーズを知るために臨床医学科目に「健康弱者のための医学」を配置し、1年次から系統的に履修できるように展開しています。
12. 医学研究を通じて国際社会に貢献する方法を知るために「医学研究特論」を4年次に配置しています。

学習成果の評価方針

1. 講義の学習成果は、試験・レポート・授業での課題等により、演習や実習では課題の実施状況やレポート等で総合的に評価します。医学研究特論は、取り組み状況、研究成果の発表により評価します。臨床実習は、各診療科の評価基準（ルーブリック評価、レポートなど）に従って評価します。
2. 各卒業時到達目標、コンピテンシーの達成度、および各学年で身につけた知識、技能、態度等の総合的評価は「医学科コンピテンシー・評価対応表」により行います。
3. 本学の医学教育をより良いものにするため、カリキュラムの評価と検証を継続的行います。その評価・検証体制は「アセスメント・ポリシー」に示されています。

旭川医科大学医学部医学科 2024 カリキュラム カリキュラムマップ

基礎教育科目
ICM科目
基礎医学科目
臨床医学科目

領域	態度	知識	技能	思考・判断	意欲・関心
キーワード	倫理観とプロフェッショナリズム	医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力	全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力	問題解決能力、発展的診療能力、研究心	地域社会・国際社会へ貢献するための能力
ディプロマ・ポリシー	生命の尊厳を尊重し、医の倫理を理解し、チーム医療に基づいた医療を実践できるための態度を身につけている。	幅広い教養と基礎医学、臨床医学、社会医学の基本的知識を有し、それに基づいた医療を実践するために、生涯にわたる学習の必要性とその方法を説明できる。	豊かな人間性を持って患者、患者家族と接することができる。 患者の意思を尊重した適切な健康増進を図ることができるとともに医療を提供するための基本的診療能力を身につけている。 急性もしくは慢性的健康問題について診断と治療の原則を理解し、安全性を配慮した上で計画できる。	基礎医学・臨床医学・社会医学領域における研究の意義を理解し、科学的情報を収集し評価するとともに、客観的思考を持って診療に応用することができる。 また、新たな情報を生み出すために倫理原則に基づいた論理的研究計画を立案できる。	医療に対する社会的ニーズを踏まえ、医療の実践、研究を通じて地域社会及び国際社会に貢献する必要性とその方法を説明できる。
6年	統合演習試験/ 臨床実習後OSCE	臨床実習 III			
5年		臨床実習 II			
		臨床実習 I			
4年	OSCE/CBT	臨床薬剤・薬理・治療学 形成外科学 リハビリテーション医学 麻酔科学 救急医学 整形外科学 腫瘍学	衛生・公衆衛生学 法医学 臨床ゲノム医学	臨床実習序論 健康弱者のための医学 症候別・課題別講義	医学研究特論 臨床疫学 衛生・公衆衛生学実習 法医学実習・演習
		医療概論IV 医療安全 医療情報学			
3年		選択必修コース 生殖発達医学 感覚器病態医学 精神・神経病態医学 消化器医学 生体防御医学 生体調節医学 心肺病態制御医学 病理学 臨床放射線 臨床検査学	医学 トリアールII	病理学実習 寄生虫学実習 薬理学実習 微生物学実習	医療社会学実習
2年		機能形態基礎医学 I・II 寄生虫学 薬理学 微生物学 免疫学 生化学 I・II 医療概論 II	医学 トリアールI	基礎医学特論 形態学実習 I・II 生化学実習 生理学実習・演習	医療社会学 早期体験実習 II
1年		基礎教育科目 医療概論 I		症候学	地域医療学 早期体験実習 I

旭川医科大学医学部看護学科（学士課程） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

旭川医科大学医学部看護学科では、教育の目標に沿って編成された年次カリキュラムを履修し、基準となる単位数を修得し、次の資質と能力を身につけたと認められる学生に対し学位(学士(看護学))を授与します。

「倫理観に基づいた看護の社会的使命の遂行」(姿勢・態度)

・医療チームの一員として高度な生命倫理に基づいた誠実で良識ある看護実践を行う姿勢・態度を身につけている。

社会に対して看護の使命を認識して実践する姿勢・態度を身につけている。

「地域社会・国際社会へ貢献するための能力」(意欲・関心)

・地域から国際社会に至るまで保健・医療・福祉に関して多様な人々と協働し、社会的ニーズを踏まえ、看護の実践・研究を通して課題を主体的に解決する意欲を有する。

看護の専門職として、たえず自己研鑽する意欲を有する。

「看護学と医療・保健・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力」(知識)

・幅広い教養を身につけ、看護の専門的知識を習得している。

「問題解決能力、発展的思考能力、研究心」(思考・判断)

・研究的視点から自ら看護に関する問題を発見し、その解決のための思考力・判断力を身につけている。

「根拠に基づいた基礎的看護実践能力」(技能・表現)

・すべてのライフステージ・健康レベルに応じた、根拠に基づく基本的看護実践ができる技能及び表現力を身につけている。

旭川医科大学医学部看護学科（学士課程） カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

看護学科では、高齢社会の到来、医療の高度化など、新たな医療・看護に対する社会の要請に応え、広い教養基盤を支えとする看護実践力を備えた看護専門職を養成するための看護基礎教育を行っています。また、保健師・助産師になるための選択履修科目をそれぞれ設けています。

教育課程は、一般基礎科目・専門基礎科目・専門科目の3群で構成し、さらに専門科目は「看護の基礎」「特性と看護」「看護の発展と探求」の3段階に配置し、看護学を体系的に学習できるよう配慮してあります。また、4年間を通して学ぶ「地域包括ケア論Ⅰ」～「地域包括ケア論Ⅳ」、3年時に「地域包括ケア実習」を配置しました。

当学科では講義・演習・実習の授業形態を有機的に組み合わせ、段階的かつ系統的な教育によって、看護実践ができる人材の養成を目指しています。

看護学科の学位授与の方針を実現するために、上記の方針を以下のとおり具体化して、カリキュラムを編成しています。

①「倫理観に基づいた看護の社会的使命の遂行」（姿勢・態度）

医療チームの一員として高度な生命倫理に基づいた誠実で良識ある看護実践を行う姿勢・態度を身につけている。

社会に対して看護の使命を認識して実践する姿勢・態度を身につけている。

1. 看護職に必要な倫理を理解するために、第1学年に看護の基盤となる科目「看護学概論」「コミュニケーション論」「人間生涯発達論」を配置しています。第2学年に専門職倫理を深める「看護倫理」を配置しています。
2. 医療チームの一員としての看護実践に備えるために、第1学年に初年次教育として「早期体験実習Ⅰ」を、第2学年に「早期体験実習Ⅱ」を配置しています。
3. 人間という存在に対する畏敬の念を培うために、第1学年に「生体観察実習」を配置しています。
4. 社会的存在としての看護職者の姿勢・態度を身につけるために、第1学年に「初年次セミナー」を、第1学年から第4学年を通じて段階的に臨地実習を、また卒業前に「総合実習」を配置しています。

②「地域社会・国際社会へ貢献するための能力（意欲・関心）」

地域から国際社会に至るまで保健・医療・福祉に関して多様な人々と協働し、社会的ニーズを踏まえ、看護の実践・研究を通して課題を主体的に解決する意欲を有する。

看護の専門職として、たえず自己研鑽する意欲を有する。

5. 学士課程での学び方を学ぶために第1学年に初年次教育として「初年次セミナー」を配置し学習意欲を高めます。
6. 地域医療に興味と関心を持ち北海道の地域特性に応じた医療ニーズを探索するために第1学年では近隣の地域で学ぶ「早期体験実習Ⅰ」、第2学年では多様な地域に滞在しながら学ぶ「早期体験実習Ⅱ」を配置しています。
7. 人々が住み慣れた地域で生活できるよう支え支援していく方法を第1学年から第4学年まで段階を踏みながら自ら探索していく「地域包括ケア論Ⅰ」～「地域包括ケア論Ⅳ」を4年一貫教育プログラムとして配置しています。
8. 地域社会および国際社会に貢献できるよう、第1学年に「地域看護学」、第3学年に「英語文献講読」、第4学年に「国際保健・災害看護論」を配置しています。

③「看護学と医療・保健・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力」(知識)
幅広い教養を身につけ、看護の専門的知識を修得している。

9. 文化・社会・自然に関する幅広い知識を身につけ多様な価値観に触れるために、教養科目を一般基礎科目と位置づけ、学習スキルやキャリア形成を育むために「初年次セミナー」「情報リテラシー」を必修科目に配置しています。選択科目として、対象把握の有機的な理解のために「手話入門」をはじめ、個人の希望に合わせて履修できる様々な科目を配置しています。
10. 生活体である人間を理解するための専門基礎科目を設定し、その履修を必修としています。第1学年には、人間の心と体を理解する科目と第2学年には疾病や治療、薬理に関する科目を配置しています。第3学年には集団や地域の保健・医療・福祉に関する理解を深めるため「保健医療福祉システム論」を配置しています。
11. 看護の基礎的知識を学び、人間の各発達過程の特性と看護に関する科目として、第2学年から第3学年に専門科目「成人看護学Ⅰ・Ⅱ」「高齢者看護学Ⅰ・Ⅱ」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」を設定し、臨床全般の看護の知識を学べるように配置しています。また、第3学年、第4学年には、看護の発展と探求の科目に、必修科目として「在宅看護論」「がん看護学Ⅰ」「チーム医療・リハビリテーション看護論」、選択科目として「認知症ケア論」「クリティカルケア論」「がん看護学Ⅱがんサバイバーシップ」「がん看護学Ⅲエンドオブライフケア」などを配置しています。さらに、4年間を通じて保健師課程、助産師課程の必修科目を配置し、看護学と並行して公衆衛生看護学、助産学の基礎・専門知識を学ぶために選択履修ができるようにしています。

④ 「問題解決能力、発展的思考能力、研究心」 (思考・判断)

看護に関する疑問や問題を、研究的視点から自ら解決に取り組むための思考力・判断力を身につけている。

12. 論理的に思考・判断することができるために、第1学年では「学ぶこと」を体験的に学習する「初年次セミナー」、第2学年では問題解決思考による看護過程を展開する「基礎看護技術学Ⅳ」、対象の健康をアセスメントする「看護フィジカルアセスメント」、データの処理を扱う「保健統計」を配置しています。第3学年には個人のみならず、集団や地域の健康に関する「疫学」を配置しています。

13. 獲得したさまざまな知識を用いて看護の現実問題の解決に取り組む基礎を身につけるために、第1学年に「初年次セミナー」を、第3学年に「看護研究」、第4学年に「卒業研究」を配置しています。

⑤ 「根拠に基づいた基礎的看護実践能力」 (技能・表現)

すべてのライフステージ・健康レベルの対象に応じた、根拠に基づく基本的看護実践ができる技能及び表現力を身につけている。

14. 基礎的な看護技術を身につけるために、第1学年から第2学年において「基礎看護技術学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「看護フィジカルアセスメント」を配置しています。

また、第1学年の「基礎看護学実習Ⅰ」では患者の生活や看護を理解し、第2学年には看護過程を展開する「基礎看護学実習Ⅱ」を配置しています。

15. 第3学年には第2学年で学んだ各領域別看護学の知識を基に、「実践看護技術学Ⅰ（成人領域）」「実践看護技術学Ⅱ（精神・母性・小児の各領域）」、第4学年には「実践看護技術学Ⅲ（高齢者・在宅領域）」の演習科目を配置し、講義内容と関連づけて看護実践能力を身につけることができるようにしています。

16. 第3学年では臨地実習前の技術の保証として、OSCE（Objective Structured Clinical Examination）を実施し、第3学年から第4学年では領域別看護学実習を行い、ライフステージの特徴や健康レベルを的確に把握し、個別的看護実践に結びつけることができるようカリキュラムを展開しています。

17. 第4学年には夜間の実習や複数の患者を担当するなどの「総合実習」を配置し、看護実践力をより向上できるようカリキュラムを展開しています。

学習成果の評価の方針

1. 講義の学習成果は、試験・レポート・授業での課題等により、演習や実習では課題の実施状況やレポート等で総合的に評価します。看護研究は、取り組み状況、研究成果の発表により評価します。臨地看護学実習は、各科目の評価基準（ルーブリック評価、レポートなど）に従って評価します。
2. 各卒業時到達目標、コンピテンシーの達成度、および各学年で身につけた知識、技能、態度等の総合的評価は「看護学科コンピテンシー・評価対応表」により行います。
3. 本学の看護学教育をより良いものにするため、カリキュラムの評価と検証を継続的に行います。その評価・検証体制は「アセスメント・ポリシー」に示されています。

旭川医科大学医学部看護学科 2022 カリキュラム カリキュラムマップ

	一般基礎科目		専門科目:看護の基盤		専門科目:看護の発展と探求
	専門基礎科目		専門科目:コミュニティと看護		専門科目:看護の発展と探求(選択必修)
			専門科目:特性と看護		専門科目:看護の発展と探求(選択)
					専門科目:公衆衛生・助産選択

領域	姿勢・態度	意欲・関心	知識	思考・判断	技能・表現	
キーワード	倫理観に基づいた看護の社会的使命の遂行	地域社会・国際社会へ貢献するための能力	看護学と医療・保健・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力	問題解決能力、発展的思考能力、研究心	根拠に基づいた基礎的看護実践能力	
ディプロマ・ポリシー	医療チームの一員として高度な生命倫理に基づいた誠実で良識ある看護実践を行う姿勢・態度を身につけている。社会に対して看護の使命を認識して実践する姿勢・態度を身につけている。	地域から国際社会に至るまで保健・医療・福祉に関して多様な人々と協働し、社会的ニーズを踏まえ、看護の実践・研究を通して課題を主体的に解決する意欲を有する。看護の専門職として、たえず自己研鑽する意欲を有する。	幅広い教養を身につけ、看護の専門的知識を修得している。	・研究的視点から自ら看護に関する問題を発見し、その解決のための思考力・判断力を身につけている。	すべてのライフステージ・健康レベルに応じた、根拠に基づく基本的看護実践ができる技能及び表現力を身につけている。	
4年生	公衆衛生看護学実習					
	助産学実習					
	助産診断・技術学Ⅰ/助産診断・技術学Ⅱ/助産管理学		助産診断・技術学Ⅰ/助産診断・技術学Ⅱ/助産管理学			
	助産活動論Ⅱ		公衆衛生看護活動論Ⅲ		公衆衛生看護活動論Ⅳ	
	総合実習					
	看護管理・医療安全論	国際保健・災害看護論	看護管理・医療安全論		卒業研究	
		地域包括ケア論Ⅳ	看護教育論	看護英語文献購読		
			がん看護学Ⅲ(エンドオブライフケア)	クリティカルケア論		
			がん看護学Ⅱ(がんサバイバーシップ)	認知症ケア論		
				家族看護論		
在宅看護学実習		在宅看護学実習				
高齢者看護学実習		高齢者看護学実習				
小児看護学実習		小児看護学実習				
		実践看護技術学Ⅲ(高齢者・在宅)				
3年生	助産学概論	助産学概論	公衆衛生看護活動論Ⅱ		看護研究	
	助産活動論Ⅰ	助産活動論Ⅰ	公衆衛生看護活動論Ⅰ			
		チーム医療/リハビリテーション看護論	看護英語文献購読			
		がん看護学Ⅰ	クリティカルケア論			
		在宅看護学	認知症ケア論			
		高齢者看護学Ⅱ	家族看護論			
		成人看護学Ⅱ	医療経済・看護経営論			
		臨床病態治療学Ⅲ	保健医療福祉行政論			
		臨床薬理学	保健医療福祉システム論	疫学		
	成人看護学実習Ⅲ(慢性期)		成人看護学実習Ⅲ(慢性期)			
成人看護学実習Ⅱ(外来)		成人看護学実習Ⅱ(外来)				
成人看護学実習Ⅰ(急性期)		成人看護学実習Ⅰ(急性期)				
精神看護学実習		精神看護学実習				
母性看護学実習		母性看護学実習				
		実践看護技術学Ⅱ(精神・母性・小児)				
		実践看護技術学Ⅰ(成人)				
地域包括ケア実習						
2年生		地域包括ケア論Ⅱ	公衆衛生看護学概論	精神看護学Ⅱ	小児看護学	
			精神看護学Ⅰ	高齢者看護学Ⅰ		
			母性看護学	成人看護学Ⅰ		
			臨床病態治療学Ⅱ	保健統計		
			臨床病態治療学Ⅰ	公衆衛生論		
			薬理学	臨床心理学		
			病理学各論	健康教育論		
			感染制御学	看護遺伝学		
			英語ⅡA・ⅡB	統計学		
	基礎看護学実習Ⅱ			基礎看護学実習Ⅱ		
早期体験実習Ⅱ		早期体験実習Ⅱ	看護理論	看護フィジカルアセスメント		
			看護倫理	基礎看護技術学Ⅲ		
看護倫理				基礎看護技術学Ⅳ		
1年生		地域包括ケア論Ⅰ	人間生涯発達論			
	生体観察実習			形態機能学	生体観察実習	
				病理学総論	一般基礎選択科目	
				発達心理学		
	地域看護学		地域看護学	生化学		
	コミュニケーション論			栄養学		
	早期体験実習Ⅰ			英語ⅠA	英語ⅠB	看護社会論
				基礎看護学実習Ⅰ		
	基礎看護技術学Ⅱ			基礎看護技術学Ⅱ		
	基礎看護技術学Ⅰ			基礎看護技術学Ⅰ		
		看護学概論				
情報リテラシー		情報リテラシー	初年次セミナー			

旭川医科大学医学部アセスメント・ポリシー

令和6年3月13日改正

1. 成績の評価について

- (1) 評価方法をシラバスに明示する。
- (2) 到達目標に対する評価の基準を明確にする。そのため、筆記試験では問題と解答の開示を、レポートなどでは評価のためのルーブリックの公開を推進する。
- (3) 成績評価に対する異議申し立て期間を設ける。

2. 成績の評語、評点、評価の基準について

成績は以下の基準に基づき、評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、再試験後の評価は、可を上限とする。

評語	評価の基準
秀	シラバスに示す到達目標を達成し、極めて優秀な成果を修めている。
優	シラバスに示す到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。
良	シラバスに示す到達目標を達成し、良好な成績を修めている。
可	シラバスに示す到達目標を達成している。
不可	シラバスに示す到達目標を達成していない。

注1) 各評語に対する評点（100点満点）の目安は以下の通りとする。

秀：90-100；優：80-89；良：70-79；可：60-69；不可：59点以下。

注2) 科目履修者における各評語の割合の目安は以下の通りとする。

- ① 「秀」は、医学科、看護学科いずれにおいても履修者数の5%を超えないことが望ましい。
- ② 医学科においては、「秀・優」の合計は、30%程度が望ましい。
- ③ 看護学科においては、「秀・優」の合計は、「良・可」の合計を超えない程度とし、「可」の割合は「良」の割合以下とするのが望ましい。
- ④ なお、各評語の割合については、履修者数や科目の特性に応じ、授業科目担当教員が判断できる余地を残すこととする。

3. 「合格・不合格」判定を行う科目について

必修科目において、「秀・優・良・可・不可」の評語がなじまない科目については、「合格・不合格」のみ判定を行い、GPA判定に含めない。「合格・不合格」判定を行う科目については、教育センターカリキュラム部門にて検討し、明示する。

「合格・不合格」判定を行う科目

【医学科2015カリキュラム】

早期体験実習 I（医学科第1学年）

2019年度以降

基礎医学特論（医学科第2学年）	2019年度以降
選択必修コースⅠ～Ⅲ（医学科第3学年）	2019年度以降
医学研究特論（医学科第4学年）	2019年度以降
臨床実習序論（医学科第4学年）	2023年度以降

【医学科2022カリキュラム】

医用物理学実習（医学科第1学年）	
初年次セミナー（医学科第1学年）	
早期体験実習Ⅰ（医学科第1学年）	
基礎医学特論（医学科第2学年）	
選択必修コースⅠ～Ⅱ（医学科第3学年）	
医学研究特論（医学科第4学年）	
臨床実習序論（医学科第4学年）	2023年度以降

【医学科2024カリキュラム】

医用物理学実習（医学科第1学年）
初年次セミナー（医学科第1学年）
早期体験実習Ⅰ（医学科第1学年）
基礎医学特論（医学科第2学年）
選択必修コース（医学科第3学年）
医学研究特論（医学科第4学年）
臨床実習序論（医学科第4学年）

【看護学科2019カリキュラム、2022カリキュラム】

早期体験実習Ⅰ（看護学科第1学年）
初年次セミナー（看護学科第1学年）

4. 点検と見直しについて

評価方法の選定と基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、教務・厚生委員会にて、①成績評価の分布状況、②成績評価の妥当性の事後チェック（成績評価の分布の偏りの点検）等の調査により定期的に点検・見直しを行う。

旭川医科大学大学院基本理念

理念

1. 医療系大学院として、基礎研究と臨床研究の多様な取組を通し、医学・看護学の総合的な発展を図ります。
2. 自主・自律の精神を以て深く真理を探究し、真摯な研究活動を通して知の創造を目指します。
3. 多様で調和のとれた教育体系のもと、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成します。
4. 開かれた大学院として、地域に根ざすと同時に世界との連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献します。

教育目標

修士課程（看護学専攻）

1. 豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成
2. 看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成
3. 看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成

博士課程（医学専攻）

1. 秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成
2. 地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成
3. 国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成

修士課程（看護学専攻） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

1. 看護学とその学際領域における深い学識、高い倫理観と課題解決への意欲を持ち、専門的知識・技術、科学的根拠に基づく問題解決能力を有している。
2. 豊かな人間性を身につけ、人権を尊重し、ニーズのある当事者の立場に立ち支援することができる専門的な実践能力を身につけている。
3. 論理的思考力を備え、保健・医療・福祉の現場における看護の現象や実践的技術に関する研究能力を有している。
4. 国内・国外を問わず、高度な実践、研究を通じて、保健・医療・福祉の向上に貢献する学際的チームと協働・連携できる。
5. 高い倫理観を背景に、医療チームの一員として看護ケアの質の向上を図る意欲と、根拠に基づく分析的・科学的で高度な専門的看護を実践できる卓越した専門的能力を有している。（高度実践コース）

修士課程（看護学専攻） カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

- ・ 看護学を基盤とした高度専門医療人として健康課題の問題解決にとり組むために必要な保健、医療、福祉に関する専門的知識と高い倫理観、学際的な視野に基づく実践能力および研究手法を修得し、科学的根拠に基づいた実践と研究が展開できるよう体系的にカリキュラムを編成します。
- ・ 修士論文コースでは、共通科目で研究に関する基礎的能力を養い、各領域の特論・演習・特別研究をとおして研究遂行能力を育成します。
- ・ 高度実践コースでは、がん看護学及び高齢者看護学の共通科目・専門科目をとおして高度な専門的看護の実践能力を育成します。
- ・ 成績の評価は、学位授与の方針に基づき各科目に掲げられている履修の目的や目標の達成度をめやすとして評価します。評価は、プレゼンテーションやディスカッション、課題レポート、筆記試験、実技など各科目で設定された方法により行います。
- ・ 科学的根拠に基づく研究方法を用いた研究成果に基づく考察を備え、学位に相応しい修士論文を作成できるよう研究指導計画書に沿った適切な助言と研究指導をします。
- ・ 特別研究及び課題研究では、進捗状況が各年次で達成すべき水準に到達しているか、研究計画発表会等によって確認します。
- ・ 論文審査では、研究及び学修成果が学位に相応しい内容であるかを論文審査基準にもとづき審査します。

博士課程（医学専攻） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、教育の目標に沿って成された年次カリキュラムを履修し、基準となる単位数を修得し、次の資質と能力を身につけたと認められ、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し学位（博士（医学））を授与します。

【研究者コース】

「倫理観とプロフェッショナリズム」（態度）

生命の尊厳を尊重し、医の倫理、研究者の倫理を理解し、これらを踏まえた基礎研究を遂行できる。

また、解決すべき問題を自ら見出し、それらを探求する意欲を持ち、さらに専門家による批評に堪えうる世界レベルの質の高い研究を志向する態度を持っている。

「医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力」（知識）

基礎研究に関する幅広く深い知識のみならず、自らの基礎研究と医学との関わりについて理解するための基本的医学知識を持っている。

また、最先端の研究を遂行するために生涯にわたる学習が必要であることを理解し、その方法を身につけている。

「全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力、研究遂行能力」（技能）

豊かな人間性に基ついた知的好奇心を持ち、医学・医療の発展に寄与しうる専門的かつ独創的な基礎研究を実践できる。

「問題解決能力、発展的診療能力、研究心」（思考・判断）

基礎研究の意義を理解し、科学的情報を収集し客観的に評価するとともに、これらを自らの研究に役立てることができる。

また、未解決の問題を、強い探究心を持って論理的、科学的に追求できる。

「地域社会・国際社会へ貢献するための能力」（意欲・関心）

自らの基礎研究を通じ医学・医療の発展に寄与することで、地域社会や国際社会に貢献できる。

【臨床研究者コース】

「倫理観とプロフェッショナリズム」（態度）

生命の尊厳を尊重し、医の倫理、研究者の倫理を理解し、チーム医療に基ついた高度の専門

的医療を実践できる。

また、解決すべき問題を自ら見出し、それを探究する意欲を持っている。

「医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力」 (知識)

基礎医学の素養に裏打ちされた、臨床医学、社会医学に関する専門的な知識を持っている。

また、これらに基づいた医療および研究を実践するために生涯にわたる学習が必要であることを理解し、その方法を身につけている。

「全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力、研究遂行能力」 (技能)

豊かな人間性を持って患者、患者家族と接し、患者の意思を尊重した適切な健康増進を図ることができるとともに医療のための実践的臨床能力を身につけ、臨床研究を実践できる。

また、高度の専門性が必要な診断と治療を実践できる。

「問題解決能力、発展的診療能力、研究心」 (思考・判断)

基礎医学、臨床医学、社会医学領域における研究の意義を理解し、科学的情報を収集し客観的に評価するとともに、これらを診療に応用することができる。

また、未解決の問題を、論理的、科学的に探究できる。

「地域社会・国際社会へ貢献するための能力」 (意欲・関心)

医療に対する社会的ニーズを理解し、臨床研究、専門的医療の実践を通じて地域社会や国際社会に貢献できる。

博士課程（医学専攻） カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、学生が専攻する科目において先端的な研究を目指す「研究者コース」と臨床研究や臨床試験を推進する能力を涵養する「臨床研究者コース」の2つのコースを設けています。いずれも所属研究室における直接的な個人指導を基本とし、学生は自由かつ学問的な雰囲気の中で研究活動を行います。専門科目では研究の進行に合わせた段階的な特論、特論演習、特論実験実習などを通して、態度、知識、技能、思考・判断能力を体得していきます。研究成果を獲得し、学位論文を書き上げることで、達成感を得るとともに、継続して地域社会・国際社会に貢献する意欲・関心を育みます。上記に平行し、初年次より2年単位で展開される一連の共通講義（先端医学特論、基盤医学特論、医学論文特論）を受講し、学内の研究者との交流を深めながら、医学研究を遂行する上で必要な基礎的・応用的知識を学び、研究者としての倫理的素養を身につけていきます。このような総合的・体系的な大学院教育を通じ、将来の医学を支え、社会からの要請に応えうる指導的な人材を育成することが本博士課程の目標です。

学生は初めに上記いずれかのコースを選択しますが、研究の進展に応じ、コースの途中変更が可能です。また、研究の遂行に有益と認められる場合には、学内の他の研究室において指導を受けることや、海外を含めた学外の大学院、研究所などで研鑽を積むこともできます。さらに、初期臨床研修の1年目から大学院に在籍し、研究を早期にスタートさせる制度も採用しています。なお、共通講義については、講義室での通常の講義の他、大学院ホームページ上のeラーニングシステムを充実させ、各自の研究・研修スケジュールに合わせてそのシステムから必要な講義を効率的に受講できるよう配慮しています。以上のように、本博士課程では、学生の主体的な学びを促進するため、可能な限りフレキシブルなカリキュラムを提供するよう努めています。

学修成果の評価は、共通科目、専門科目及び学位論文についてあらかじめ定められた基準に従って行われます。なお、提出された学位論文は、大学院委員会が設置する論文審査委員会による審査及び最終試験により評価されます。

旭川医科大学大学院アセスメント・ポリシー

令和3年11月12日制定

1. 成績の評価について

評価基準または評価方法をシラバスに明示する。

2. 成績の評語、評点、評価の基準について

科目の成績は、次に示す評語で評価する。

評語	評価の基準
秀	所期の目標を大きく超えて達成している。
優	所期の目標を達成している。
良	所期の目標をほぼ達成している。
可	所期の目標の最低限度を達成している。
不可	所期の目標を達成していない。

3. 成績評価に対する異議申し立て期間を設ける。

4. 組織的な点検と見直しについて

評価方法の選定と基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、博士課程委員会または修士課程委員会で点検・見直しを行う。

また、成績評価が厳格かつ客観的に行われているかどうか、各委員会で定期的に確認する。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）【学部】

医師・看護職者としての適性とともに関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生

【旭川医科大学の求める学生像】

I 医師・看護職者としての適性

- 全ての生命の尊厳を重んじる学生
- 社会的規範・道徳に沿って、自らの行動を律することのできる学生
- 他者を尊重し、他者を思いやる心を持つ学生
- 多様な人々と良好な関係を築くことができる学生
- 幅広い教養を身につける努力をしている学生
- 最新の知識や技術を身につけるため、学び続ける学生
- チーム医療を実践するための素養を備えた学生

II 地域社会・国際社会への関心

- 自らの居住地及びその住民に対して愛着を持つ学生
- 自らが所属する地域共同体のみならず、国際的視野を持ち、社会全体に貢献する志を有する学生

III 自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力

- 直面する問題に対し、広く世界を俯瞰し、自らが持つ知識・技能を論理的に応用することで、的確に課題を発見し、解決しようと行動できる学生

【入学者に求める資質等】

（関心・意欲、態度）

将来医師・看護職者として社会に貢献する高い志を持ち、他者に配慮し、自らを律して行動できる人

（知識・技能）

医学又は看護学を学ぶために必要な基礎学力を有し、課題発見能力・応用力を備えた人

（思考力・判断力・表現力）

課題を発見し解決するための基礎となる論理的な思考力・判断力を備え、高度なコミュニケーション能力の基礎となる教養と口頭・文章表現力を持つ人

（主体性・多様性・協働性）

高等学校等での総合学習や課外活動などを通じて周囲の人と良好な関係を築くことができる協調性を備え、多様な人々と協働するための自己分析能力や、主体的な活動の経験を有する人

高等学校等までの各教科において、以下の能力を身につけていることを望みます。

- (国語) 良好な人間関係を形成するために、日本語の内容を正確に理解し、自らの考えを適切に表現するとともに他者の考えを正しく理解できること
- (地理歴史・公民) 一般社会において主体的に生きるために、良識ある公民として行動できること
- (数学) 基礎的知識の理解と習得に加え、身の回りの事象を数学的に考察できるとともに、数学的論拠に基づいて判断できること
- (理科) 身の回りの事象を自らの知識に基づいて科学的に判断するために、広く自然科学全般について深く洞察できること
- (英語) 将来国際レベルで学術情報の収集・発信を行うことができるよう、英語の内容を正確に理解し、身近な話題や興味関心のあるテーマについて自らの考えを適切に表現できること

【入学者選抜の基本方針】

各選抜区分における選抜方法及び主要評価項目は以下のとおりです。

選抜区分	選抜方法	主要評価項目					
		知識・技能	思考力・判断力・表現力	関心・意欲・態度	主体性・多様性・協働性		
医学科	一般選抜 (前期日程)	大学入学共通テスト	○	○		「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を備えた者を重視して選抜する。	
		個別学力検査	○	○			
		面接試験及び調査書等			○		○
	総合型選抜 (北海道特別選抜)	大学入学共通テスト	○	○		学力等とともに、医学の分野で北海道の医療及び社会に貢献する強い意欲を持っている者を選抜する。	
		課題論文試験	○	○			
		面接試験及び調査書等			○		○
	学校推薦型選抜 (道北・道東特別選抜)	大学入学共通テスト	○	○		学力等とともに、北海道の上川中部を除く道北、道東並びに北空知及び中空知地域における医療に貢献する強い意欲がある者を選抜する。	
		課題論文試験	○	○			
		面接試験及び調査書等			○		○
	私費外国人留学生選抜	個別学力検査	○	○		出身学校が発行する成績証明書の内容、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の成績を総合的に評価する。	
		面接試験			○		○
	第2年次編入学	個別学力検査	○	○		大学等での学修及び社会経験により身につけた資質等を評価する。学力等とともに、北海道の地域医療を理解し、北海道の医療に貢献する強い意欲のある者を選抜する。	
面接試験				○	○		
看護学科	一般選抜 (前期日程)	大学入学共通テスト	○	○		「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を備えた者を重視して選抜する。	
		小論文試験	○	○			
		面接試験及び調査書等			○		○
	一般選抜 (後期日程)	大学入学共通テスト	○	○		「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を備えた者を重視して選抜する。	
		面接試験及び調査書等			○		○
	学校推薦型選抜	面接試験及び調査書等	○	○	○	○	能力及び適性等を総合的に評価するとともに、看護学に関する学修意欲が特に強く、将来は看護の専門分野における実務・指導に携わることを決意している者を選抜する。
	私費外国人留学生選抜	個別学力検査	○	○		出身学校が発行する成績証明書の内容、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の成績を総合的に評価する。	
		面接試験			○		○

博士課程アドミッション・ポリシー

【求める学生像】

1. 知的好奇心を持ち、生命科学、基礎医学、社会医学、臨床医学の研究を志す人
2. 医学・医療を通して、社会へ貢献することに情熱を持つ人
3. 研究成果を世界に向けて発信し、世界と共有する意欲のある人
4. 自ら課題を見つけ、研究を遂行するために必要な学問的素養と論理的能力を備えた人
5. 自ら必要な情報を収集し、論文を作成し、発表するために必要な言語的能力を備えた人
6. コミュニケーション能力を備え、周囲の人々と相互的な協力関係を築ける人

【入学者選抜の基本方針】

「求める学生像」で示す能力等を多面的に評価するため、学力検査の成績、面接の結果及び成績証明書の内容を総合的に審査して選抜します。

学力検査においては基礎学力を、面接においては医療人・研究者としての適性と向上心を評価します。

修士課程アドミッション・ポリシー

【求める学生像】

1. 高い問題意識と倫理観を備え、論理的思考力と科学的根拠に基づき、問題解決に取り組む意欲と探究心のある人
2. 志望する専攻領域の基礎的知識を身につけている人
3. 豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上に貢献するため教育・研究・看護実践で指導的役割を担う意志のある人
4. 研究や問題解決に主体的に取り組み、学際的に協働するため必要なコミュニケーション能力を備えている人
5. 専門看護師として、看護実践・研究に指導的役割を担う意志のある人（高度実践コース）

【入学者選抜の基本方針】

「求める学生像」で示す能力等を多面的に評価するため、小論文、口述試験（志望する専門領域に関する事項）の結果及び成績証明書の内容を総合的に審査して選抜します。

小論文においては、理解力、論理的思考力、文章表現力を、口述試験においては探求心、研究への意欲等を評価します。

旭川医科大学

ソーシャルメディア利用ガイドライン

令和5年5月2日制定

1. ガイドライン策定の目的

ソーシャルメディアは情報を迅速に発信することができるため、効果的な情報伝達手段として活用されています。このようなメディアを利用して自由にオープンな議論を行ったり、積極的に社会に参加すること自体は意義深いものと考えられます。しかし、一方で個人が簡単に広く情報を発信できるため、不適切な投稿が発信者の意図しない問題を引き起こし、社会に多大な影響を与える場合があるだけでなく、発信者自身も多大な影響を被る可能性があることを認識しなければいけません。

本ガイドラインは、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の学生および教職員（名誉教授を含む）（以下、「本学の構成員」という。）が社会の一員であるとの認識のもと、ソーシャルメディアの安全で適正な利用に資するため、必要な事項を定めることを目的として策定したものです。ソーシャルメディアを利用する場合には、健全な社会常識から逸脱した言動をとることがないように留意するとともに、本学の構成員であることの自覚と責任を持っていただかなければなりません。業務に関わる場合はもちろん、プライベートにおいてソーシャルメディアを利用する場合にも本ガイドラインは適用されます。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、インターネット上で利用者が情報を発信し、特定または不特定多数のユーザーに届けることができるメディアのことを指します。定義上、Twitter、Facebook、Instagramなどのソーシャル・ネットワーキングサービスだけでなく、ブログ、動画共有サイト、無料通信アプリなどが含まれます。これらに加え、ヤフーニュースやYouTube動画に対するコメント、通販サイトのレビュー、オンラインゲームのメッセージ交換なども該当することに注意してください。

3. 行動指針

本学は、豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人および研究者を育成することを教育理念としています。その理念の下、幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成することや幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につけることなどの教育目標を掲げています。

本学としては、本学構成員が自己研鑽や社会への情報発信をするためのさまざまな形のコミュニケーション活動を尊重します。しかし、このような活動は本学構成員としての責任を持って行っていただくようお願いします。ソーシャルメディアを使ったコミュニケーションにおいて、以下に示す行動指針に反した場合、オンライン、オフラインに関わらず、学内外の団

体または個人との間で問題を生じ、社会に多大な影響を与えかねません。また、それが民事上、刑事上の係争に発展する可能性が十分にあることにも注意すべきです。

(1) 法令および本学の諸規則を遵守すること

ソーシャルメディアを利用するにあたり、法令を遵守してください。留学や旅行で国外に滞在する場合も自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を守ってください。また、本学構成員として、本学の諸規則を遵守してコミュニケーション活動を実施してください。本学の諸規則に抵触している事実が認められた場合には、懲戒処分等もありうることを認識してください。

(2) 業務に関する情報の取り扱いに配慮すること

本学の業務で知り得た機密情報や個人情報、本学や本学病院の来訪者に関する情報を発信することは厳に慎んでください。ソーシャルメディアは業務に関する情報と自身のプライベートに関する情報の境界が曖昧になる特徴があるため、特に注意する必要があります。大学の未公開情報（公開前の情報を含む）や職務上知り得た情報を許可なく公開した場合、守秘義務違反や服務規律違反と判断され、懲戒処分や損害賠償の対象となる可能性がありますので留意してください。

(3) 本学の社会的信用を損なう情報発信は行わないこと

ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、本学の構成員としての責任を自覚してください。個人として利用する場合であっても、本学の構成員であることを明らかにする場合、その発信内容によっては本学の信用や名誉の棄損につながる可能性があることを十分認識し、節度を保って利用してください。また、その場合は、自身の意見・見解が本学の意見・見解を代表したり、代弁するものではないことを明記してください。自分以外にも多くの関係者がいることを認識し、軽率な発信はしないように努めてください。なお、本名や大学名を明かさなくても、ソーシャルメディア上では発信内容から個人や所属組織が推測できる場合があることにも留意してください。

(4) 基本的人権を尊重し、社会規範・公序良俗に反する情報を発信しないこと

基本的人権を尊重してください。誹謗中傷など社会規範・公序良俗に反する言動は、たとえ法律に違反していなくても厳しい批判を受けることがあります。たとえ自ら発言したのでも、他者の不適切な発言を肯定したり、擁護した場合も同様です。

(5) プライバシーの保護には十分留意すること

匿名で発言しているソーシャルメディアでも発言の内容や、他のソーシャルメディアのプロフィール、フォロワーの情報等が分析されて、自身の氏名や住所が特定される可能性があるだけでなく、家族、友人等の情報や行動までが、不特定多数にさらされる可能性があることを常に意識してください。また、許可を得ていても、人の名前や写真等を公開する場合には細心の注意を払ってください。各ソーシャルメディアの利用規約を読み、安全性とプライバシーの保

護機能を確認してから利用してください。

(6) 他者に敬意を払うこと

ソーシャルメディアは手軽な情報伝達手段ですが、それゆえにその影響力を十分に意識しないまま発信されてしまう傾向があります。他者が発信した内容に対して気分を害したり、怒りを覚えた場合に、一時の感情の高ぶりに任せて反応し、発信することは大変危険です。不用意な発信を避けるよう意識するとともに、情報を発信する前に内容を慎重に再確認するなどして冷静に対応しましょう。万が一、発信した情報によって他者を傷つけたり、誤解を招いたりした場合には、真摯な態度で謝罪することも大切です。

(7) 他者の権利を侵害しないこと

第三者の著作物や商標を使用する場合は、投稿の中で権利所有者を明記し、コンテンツの利用許可を得る必要があります。無断使用は厳に慎んでください。また、著作権、商標権はもとより肖像権、プライバシー権なども第三者の権利ですので侵害しないように留意してください。ソーシャルメディアは効率的な情報伝達手段であるため、第三者の権利を侵害しやすく、時には第三者に莫大な損害を与えうることを認識してください。

本学の学章やブランドマークの使用については、以下のガイドラインを参照してください。

学章・ブランドマークガイドライン：

<https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/local/kouhou/bm/130111AMUBM.pdf>

旭川医科大学学章およびブランドマーク取扱要項：

https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000641.html

(8) 情報の拡散性や恒久性を理解し、正確な情報発信を行うこと

教育研究機関に属する者の責任として、良識ある言動を心がけるとともに正確な情報を伝えるようにしてください。ソーシャルメディア上で一度でも公開された情報は、様々な形で拡散される可能性があり、事後のコントロールは困難で、完全に削除することは事実上不可能です。不正確な情報を送信することは、たとえ意図的でないにしても、自身の信用はもちろんのこと本学の名誉や信用を損ない、社会に対して大きな影響を与えます。発信する内容には責任を持ちましょう。

(9) 授業時間中・勤務時間中に情報を発信しないこと

授業で必要な場合または業務として使用する場合を除き、授業時間中または勤務時間中に、ソーシャルメディアを利用した情報発信は厳に慎んでください。

4. その他の留意事項

(1) 本学の免責について

本学の構成員がソーシャルメディアを利用したことにより、第三者が被った被害および逸失利益について、本学は補償責任を負いません。

(2) 講座等や部活・サークルなど団体としての利用

講座やセンター等の部局や学生サークルなどの団体がソーシャルメディアサイトを立ち上げる場合は、管理責任者を任命し、発信内容が本ガイドラインに従っているかを定期的を確認し、トラブルが発生した場合には迅速かつ適切に対処してください。

(3) 本学における調査および処分等について

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害および守秘義務違反の疑いが生じた場合または本学の信用若しくは名誉を著しく損なうものと本学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。また、その内容によっては、本学が修正および削除等を求める場合や懲戒等の処分に発展する場合があります。

旭川医科大学における生成 AI の利用について

近年、人工知能（AI）が様々な分野や業種に導入され、業務の効率化や質向上に効果を上げてきましたが、昨年末に公開されたChatGPTは、誰でも手軽に利用できるため、一般社会に急激に普及し始めています。このような生成AIは今後も劇的な進歩を遂げていくことは間違いなく、その社会的な影響力は計り知れません。現在、全世界的に生成AIの利便性ととともに、その危険性について盛んに議論されているのはご承知の通りかと思えます。

本学の学生および教職員の皆さんには、以下の点に留意していただき、生成AIのメリット・デメリットを十分に理解した上で適切に利用するようお願いいたします。

1. 生成AIに個人情報や機密情報を入力しない。

個人情報、未公開の情報（未発表の論文、研究成果等）や機密情報を入力すると、入力された情報は生成AIに蓄積され、情報漏洩につながる可能性があります。

2. 生成AIが出力した結果を無批判に受け入れない。

生成AIによって作成された文章には、間違いや矛盾等が含まれている可能性が十分にあります。また、生成AIは出典等を示さないこともありますので、注意が必要です。必ず批判的な目で情報の正誤、内容の正確さを見きわめてください。

3. 生成AIが出力した文章や画像等をそのままの形で成果物にしない。

生成AIはインターネット上のコンテンツを学習して蓄積していますので、出力されたものをそのまま使用すると、著作権の侵害や剽窃などの不正行為とみなされる可能性があります。

4. 自ら考える能力を涵養するために、生成AIに依存する習慣を身に付けない【特に学生（学部学生、大学院生）の皆さんへ】。

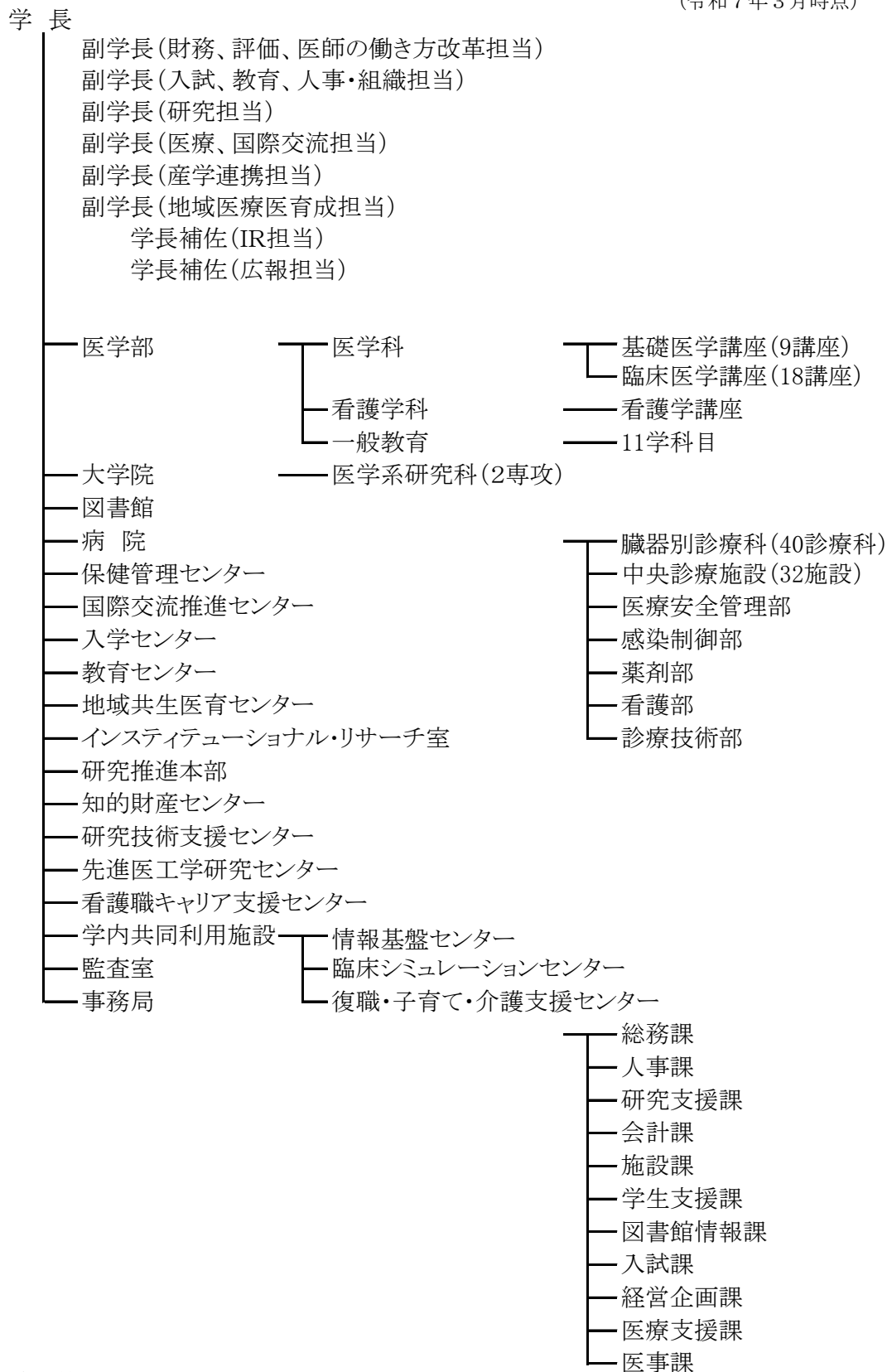
生成AIはきわめて便利なツールであり、ある意味で私たち人間より有能であることは確かです。しかしながら、生成AIに成果物の作成を任せてしまうと、何の学修効果も得られません。そして、生成AIに依存する習慣がついてしまうと、自ら考える能力や創造性が失われてしまう危険性があります。

今後も状況に応じ、注意の見直しや追加の通知等を行ってまいります。

1. 本学の組織

1. 旭川医科大学組織図

(令和7年3月時点)



※最新の情報は、下記 URL の本学ホームページからご確認ください。

URL <https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/about/organization/>

2. 講座・学科目及び病院診療科

医学部	講座及び学科目			
医学科 (基礎医学)	解剖学講座 病理学講座 先端医科学講座	生理学講座 感染症学講座	生化学講座 社会医学講座	薬理学講座 法医学講座 — 9 講座 —
(臨床医学)	内科学講座 整形外科学講座 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座 麻酔・蘇生学講座 地域医療教育学講座	精神医学講座 皮膚科学講座 脳神経外科学講座 地域がん診療連携講座	小児医学講座 腎泌尿器外科学講座 産婦人科学講座 歯科口腔外科学講座 形成・再建外科学講座	外科学講座 眼科学講座 放射線医学講座 救急医学講座 — 18 講座 —
看護学科	看護学講座			— 1 講座 —
学科目 (一般教育)	歴史・哲学 数理情報科学 生命科学	心理学 物理学 英語	社会学 化学 ドイツ語	数学 生物学 — 11 学科目 —

病院診療科（臓器別）					
循環器内科	腎臓内科	呼吸器内科	脳神経内科	糖尿病・内分泌内科	リウマチ・膠原病内科
消化管内科	肝胆膵内科	血液・腫瘍内科	精神科神経科	小児科・思春期科	新生児科
心臓外科	血管外科	呼吸器外科	小児外科	乳腺外科	肝胆膵・移植外科
整形外科	皮膚科	腎泌尿器外科	眼科	耳鼻咽喉科	頭頸部外科
女性医学科（婦人科・生殖医学科）		放射線科（放射線診断・IVR）		放射線科（放射線治療）	
放射線科（核医学）		麻酔科蘇生科	心臓血管麻酔科	ペインクリニック	緩和ケア科
脳神経外科	歯科口腔外科	救急科	リハビリテーション科	病理診断科	形成外科
— 40 診療科 —					

2. 学年暦

令和7年度学年暦

前期 後期	月日～月日	医学科						看護学科				備考	
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年	4学年		
	1 4.1～4.4												
	2 4.7～4.11	入学式(4/7)						入学式(4/7)					4月7日(月)入学式・ガイダンス 4月8日(火)・9日(水) 新入生研修
	3 4.14～4.18												定期健康診断 4月8日(火)・16日(水)・22日(火)・30日(水) 12時30分～16時30分
	4 4.21～4.25												医学科第3学年対象 B型肝炎ワクチン第1回接種日 5月13日(火) 受付は15時20分～17時00分 看護学科第1学年対象 B型肝炎ワクチン第1回接種日 5月20日(火) 受付は15時20分～17時00分 看護学科第2学年対象 B型肝炎ワクチン第1回接種日 5月20日(火) 受付は15時20分～17時00分
	5 4.28～5.2												
	6 5.5～5.9												
	7 5.12～5.16												
	8 5.19～5.23												
	9 5.26～5.30												
	10 6.2～6.6												
	11 6.9～6.13												
	12 6.16～6.20												
	13 6.23～6.27												
	14 6.30～7.4												
	15 7.7～7.11												
	16 7.14～7.18												
	17 7.21～7.25												
	18 7.28～8.1												
	19 8.4～8.8												
	20 8.11～8.15												
	21 8.18～8.22												
	22 8.25～8.29												
	23 9.1～9.5												
	24 9.8～9.12												
	25 9.15～9.19												
	26 9.22～9.26												
	27 9.29～10.3												
	28 10.6～10.10												
	29 10.13～10.17												
	30 10.20～10.24												
	31 10.27～10.31												
	32 11.3～11.7												
	33 11.10～11.14												
	34 11.17～11.21												
	35 11.24～11.28												
	36 12.1～12.5												
	37 12.8～12.12												
	38 12.15～12.19												
	39 12.22～12.26												
	40 12.29～1.2												
	41 1.5～1.9												
	42 1.12～1.16												
	43 1.19～1.23												
	44 1.26～1.30												
	45 2.2～2.6												
	46 2.9～2.13												
	47 2.16～2.20												
	48 2.23～2.27												
	49 3.2～3.6												
	50 3.9～3.13												
	51 3.16～3.20												
	52 3.23～3.27												
	53 3.30～4.3												
摘要		令和8年度授業開始日 4月7日(火)(予定)											

備考 この学年暦の日程は、一部変更することがあります。

3. 教育課程と学習

〔医学科〕

1. 教育課程の特色

医学科の教育課程の特色は、基礎教育、基礎医学及び臨床医学を有機的に結ぶ教育システムをとっていることです。そのために、「基礎教育科目」「基礎医学科目」「臨床医学科目」に加えて、医師のプロフェッショナルリズム涵養に結びつく横断的な内容を身につけるための「ICM科目 (Introduction to Clinical Medicine)」が展開されています。ICM科目の中では、医療人として生涯を通じて新たな知識を学び続ける自学自習の学習態度を養うチュートリアル教育が導入されています。

2. 教育課程

医学科の教育課程は、学則の別表1に定められております。この別表の年次を追った展開はP41の図に示されています。

基礎教育科目では「医学英語」「自然科学入門」「基礎生物学」「医用物理学」「統計学」「情報リテラシー」「数学」「データサイエンス」「基礎化学」「心理学」「発生遺伝学」「基礎生物学実習」「医用物理学実習」「統計学実習」「基礎化学実習」「心理コミュニケーション実習」を必修科目として展開しています。内容は基礎教育系、基礎医学系とともに臨床医学系も含んでおり、幅広い内容となっています。与えられた知識のみを記憶するのではなく、関連した専門教育の内容を自ら学習することが要求されます。また、現代社会人としての幅広く深い教養を養うために、第1年次には、選択科目が展開されています。

国際化時代に対応できる医療人となるために「医学英語」が3年間にわたって展開されています。読む、書くといった英語のみならず、聞く、話すといったコミュニケーションツールとしての英語を身につけ、更に最新の学術情報を得るために必須な語学力を身につけることが要求されます。

次に、ICM科目として、「早期体験実習」「地域医療学」「症候学」「医学チュートリアル」「医療社会学」「医療概論」「医学研究特論」「選択必修コース」等が展開されています。

入学後第1年次からの「症候学」では、基本症候を通して医療面接における鑑別ポイントとスキルを実践学習し、基礎医学と臨床医学のつながりを学習することを目的としています。

第2年次からの「医学チュートリアルⅠ」では、課題解決能力の向上を目的としています。双方とも単なる知識の記憶といった受験勉強とは全く異なり、今後6年間にわたって展開される医学を学ぶ上で、最も大切な自学自習の学習態度を身につけることが要求されます。少人数によるグループ学習を通じて、将来医療人として必要なコミュニケーションの能力を養う場ともなります。

第1年次前期と第2年次前期には、「早期体験実習」が展開されています。これは、医療・保健・福祉施設の現場に直接ふれることにより、今後医学科において、医療人として学習に関心を深める目的で展開されています。実際に患者又は施設の入所者の方と会話し、将来自分がどのような医療人であるべきか考える機会となります。第1年次の「早期体験実習Ⅰ」は、看護学科と合同で実施されます。将来医療人として同じ職場で働くことになる看護学科学生との合同実習は、他職種で構成されている医療機関でのコミュニケーションの重要性を認識させてくれるでしょう。また、第2年次の「早期体験実習Ⅱ」では、北海道内の医療機関へ訪問することで、現在の医療の問題点を抽出する体験実習です。

医の倫理、患者と医師との関係等の内容は「医療概論Ⅰ、Ⅱ」「心理コミュニケーション実習」として第1年次から第2年次にわたって展開され、医療における安全性の配慮、ワークライフバランス、漢方、緩和医療、高齢者への対応等の内容は「医療安全」「医療概論Ⅲ、Ⅳ」として第3年次から第4年次に展開されます。

また、第2年次前期から（学士）編入学生が加わります。

第2年次から基礎医学科目として、「機能形態基礎医学」「生化学」「免疫学」「病理学」「微生物学」「寄生虫学」「薬理学」等が展開されます。

第3年次から臨床医学科目が展開されます。「心肺病態制御医学」「生体調節医学」「生体防御医学」「消化器医学」「精神・神経病態医学」「感覚器病態医学」「生殖発達医学」が展開されます。

第4年次には、臨床医学をある程度学んでから履修することが望ましい科目である「社会学系科目」が実習と共に展開されています。第4年次では、臨床系統講義を再編成した「症候別・課題別講義」が展開されます。

第4年次後期には、研究者マインドの涵養を目的に研究室に6週間配属される「医学研究特論」が展開されます。

また、臨床実習への準備として、第4年次には、医療系大学間共用試験実施評価機構が提供するCBT(コンピューターを用いた客観試験)が行われ医学生が臨床実習を始める前に備えるべき必要最小限の総合的知識の確認が求められます。これに引き続く「臨床実習序論」では臨床実習に臨む態度や技術を集中的に学習することが可能です。この中では、臨床実習前OSCE(客観的臨床能力試験)が行われ、臨床実習を始める前に備えるべき必要最低限の基本的診療技能と態度が評価されます。このCBT、OSCEに合格しなければ、1月からの臨床実習への参加はできません。

この第4年次1月から始まる臨床実習は、ベッドサイドラーニングで全科をローテイトし、その後クリニカルクラークシップ(診療参加型実習)において3～4週間を1ユニットとして基本診療科を中心に第5年次～6年次に必修で展開されます。

第6年次には、希望診療科を選択できるアドバンス臨床実習が展開されます。終了後に医療系大学間共用試験実施評価機構が提供する臨床実習後OSCE(客観的臨床能力試験)が行われます。この試験は、技能・態度を評価する総括試験であり卒業要件となっています。

臨床実習後OSCE後は、医学的知識の総括試験としての統合演習試験が行われます。

医学科2024カリキュラム概念図



3. 卒業の要件

卒業の要件は次のとおりです。

必修科目201単位（基礎教育科目26単位、ICM科目21単位、基礎医学科目37.5単位、臨床医学科目116.5単位）及び選択科目（基礎教育科目）5単位以上、合計206単位以上となっています。また、臨床実習後OSCEの合格も必要です。

なお、授業料の未納があると卒業予定者となることができません。

4. 進級の要件

毎学年末に所定の授業科目の単位の認定がなされた場合は進級できます。

次の場合は原級に留め置かれます。

- (1) 必修の授業科目が、不合格となった者
- (2) 第1学年末までに基礎教育科目における選択科目を、5単位以上認定されなかった者
- (3) CBT、OSCEに合格しなかった者

なお、原級に留め置かれた場合、既に認定された授業科目については、再び履修することを要しません。ただし、第4学年で進級できなかつた者は、臨床実習序論を再度履修し、OSCEとCBTを受けなければいけません。

〔看護学科〕

1. 看護学教育の理念・目的

看護学教育は、専門職としての倫理観に基づき、看護に求められる社会的使命を遂行するために、生涯に亘り自己の資質の向上に努めることができる人材の育成を目的としています。

2. 看護学の特徴

看護学は、人々の生活を健康面から支援し国民の健康と福祉に貢献する実践領域の学際的学問(interdisciplinary)であり、人間科学としての特徴を持つ実践科学です。学際的学問とは、いくつかの異なる学問分野がかかわることを意味します。

看護は様々な健康レベルにあるすべての「人間」を対象とする援助活動です。看護のメタパラダイムは「人間」・「健康」・「環境」・「看護」の概念により構成されています。

4年間で基本的な看護実践能力を修得するとともに看護学研究に必要な思考力・創造性を培い、将来高度な看護専門職業人として看護実践者あるいは看護学研究者になるために必要な基礎的能力を涵養します。

3. 学士課程で求める看護実践能力

以下の能力は、看護学士課程で求められる能力であり、卒業するまでに修得することが期待されています。

(1) 対象となる人を全人的に捉える基本能力

- ①看護の対象となる人と健康を包括的に理解する基本能力
- ②人間を生物学的に理解しアセスメントに活かす基本能力
- ③人間を生活者として理解しアセスメントに活かす基本能力
- ④人間を取り巻く環境について理解しアセスメントに活かす基本能力

(2) ヒューマンケアの基本に関する実践能力

- ⑤看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力
- ⑥実施する看護を説明し意思決定を支援する能力
- ⑦援助的関係を形成する能力

(3) 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力

- ⑧根拠に基づいた看護を提供する能力
- ⑨計画的に看護を実践する能力
- ⑩健康レベルを成長発達に応じてアセスメントする能力
- ⑪個人と家族の生活をアセスメントする能力
- ⑫地域の特性と健康課題をアセスメントする能力
- ⑬看護援助技術を適切に実施する能力

(4) 特定の健康課題に対応する実践能力

- ⑭健康の保持増進と疾病を予防する能力
- ⑮急激な健康破綻と回復過程にある人を援助する能力
- ⑯慢性・不可逆的健康課題を有する人を援助する能力
- ⑰エンドオブライフにある人と家族を援助する能力

(5) 多様なケア環境とチーム体制に関する実践能力

- ⑱地域で生活しながら療養する人と家族を支援する能力
- ⑲保健医療福祉における看護の質を改善する能力
- ⑳地域ケア体制の構築と看護機能の充実を図る能力
- ㉑安全なケア環境を提供する能力
- ㉒保健医療福祉チームの一員として協働し連携する能力
- ㉓社会の動向と科学技術の発展を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力

(6) 専門職として研鑽し続ける基本能力

- ㉔生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力
- ㉕看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

4. 卒業時到達目標およびレベル目標

卒業時の到達目標および、学年別レベル目標は以下のとおりです(表1)。

表1 卒業時到達目標・学年別到達目標

卒業時到達目標	1年次到達目標/学修成果	2年次到達目標/学修成果	3年次到達目標/学修成果	4年次到達目標/学修成果
<p><姿勢・態度></p> <p>医療チームの一員として、高度な生命倫理に基づいた誠実で良識ある看護実践を行う姿勢・態度を身につけている。(倫理観)</p> <p>社会に対して看護の使命を認識して実践する姿勢・態度を身につけている。(社会的使命)</p>	<p>自覚</p> <p>生命に対する基本的倫理観を身につける。</p> <p>自分自身の将来あるべき医療従事者の姿を説明することができる。</p>	<p>覚悟</p> <p>他者と積極的に関わり、協働の基礎となる能力と誠実さを身につける。</p>	<p>発展</p> <p>看護の対象と援助の関係を形成し、社会的背景と個性性を考慮した看護実践を目指すことができる。</p>	<p>統合</p> <p>看護の社会的使命を認識し、患者および医療チーム内の関係を総合的にとらえ、倫理的行動をとることができる。</p>
<p><意欲・関心></p> <p>地域から国際社会に至るまで保健・医療・福祉に関する社会的ニーズを踏まえ、看護の実践・研究を通して課題を解決する意欲を有する。</p> <p>看護の専門職として、たえず自己研鑽する意欲を有する。</p>	<p>個人のニーズを捉え、科学的・論理的思考により必要な看護を考えようとする。</p> <p>自己の課題を明確化し、その解決のために自己研鑽する意欲を有する。</p>	<p>実習における自らの看護実践を科学的思考・論理的思考により分析しようとする。</p>	<p>看護現象に着目し、課題を解決するための実践や研究方法を進んで調べ理解しようとする。</p> <p>看護の価値を見だし、専門性の発展に寄与する意欲を有する。</p>	<p>社会的ニーズである看護現象をテーマに、自ら研究に取り組み、探求しようとする。</p>
<p><知識></p> <p>幅広い教養を身につけ、看護の専門的知識を修得している。</p>	<p>看護の対象となる個人・家族・集団の健康・生活を理解するための知識を修得する。</p>	<p>特定の健康レベルにある個人・家族・集団の健康・生活を理解し、看護実践に必要な知識を修得する。</p>	<p>あらゆる健康レベルにある個人・家族・集団の健康・生活を理解し、看護実践に必要な知識を修得する。</p>	<p>様々な場で生活する個人・家族・集団を理解し、看護実践に必要な知識を包括的に修得する。</p>
<p><思考・判断></p> <p>研究的視点から看護に関する問題を発見し、根拠に基づく解決法を見出すための思考力・判断力を身につけている。</p>	<p>論理的な判断をするために必要である基本的な思考方法を身につける</p> <p>①クリティカルシンキング ②問題解決思考 ③リフレクション</p>	<p>基本的な思考技術を活用し、看護実践のための思考・判断ができる。</p>	<p>主体的に知識を応用し、個性性を考慮した看護実践のための思考・判断ができる。</p> <p>研究的視点をもつことができる。</p>	<p>地域において統合的な視点から看護実践に必要な思考・判断をすることができる</p> <p>看護現象から研究の問いを見出すことができる。</p>
<p><技能・表現></p> <p>全てのライフステージ・健康レベル・対象の広がりに応じた根拠に基づく看護実践ができる技能および表現力を身につける</p>	<p>看護の対象となる人に基本的看護技術を試みることができる。</p>	<p>問題解決思考を活用し、個人に必要な看護を提供できる。</p>	<p>問題解決思考を活用し、個性のある看護を提供できる。</p> <p>問題解決思考を活用し、対象者の家族へ看護実践を試みる</p>	<p>全てのライフステージ・健康レベル・対象の広がりに応じた根拠に基づく看護実践ができる。</p> <p>医療チームの一員として連携・調整を試みることができる。</p>

5. 教育課程

看護学科の教育課程は学則（別表2）に定められ、一般基礎科目・専門基礎科目・専門科目から構成されています。これらの科目を4年間で展開し、教授します。これらの科目展開はP48図1、実習予定表はP49図2に示されています。必要な単位をすべて修得したのものには、看護師国家試験受験資格が与えられます。

(1) 一般基礎科目

一般基礎科目は、看護学を学ぶための基盤として位置づけられています。一般基礎科目の教育内容には、科学的思考力・感性・自由で主体的な判断と行動を育て、人間を幅広く理解し、国際化・情報化に対応できる能力を育てる内容が盛り込まれています。

(2) 専門基礎科目

専門基礎科目の教育内容は、人体を系統立てて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を育てるとともに、人々のセルフケア能力を高めるために、社会資源の活用、教育的役割、関係機関と調整する能力等も育てる内容を盛り込んでいます。

(3) 専門科目

専門科目は、看護の基盤、コミュニティと看護、特性と看護、看護の発展と探求から構成されています。教育内容として、看護の基盤では、基礎的理論や基礎的技術、人間生涯発達論等を学び、特性と看護として各看護学領域における看護の対象となる人の特性と看護の方法を学び、看護実践能力を養う実践看護技術学や実習を行います。コミュニティと看護では、地域包括ケアの理論と実践を通して地域の人々の生活やニーズと看護の役割を学びます。看護の探求と発展では、社会が今後必要とするがん看護学や国際保健・災害看護などを学びます。また、チーム医療における看護の機能と、マネジメント、リーダーシップ能力を育てます。実習は、病院だけにとどまらず、看護が行われているすべての場をフィールドとして捉え実施します。

※看護学科2022カリキュラムは、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を指針として編成しました。

.....
「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 2017（平成29）年10月

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788_3.pdf
.....

.....
「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」

一般社団法人日本看護系大学協議会 2018（平成30）年6月

<https://doi.org/10.32283/rep.5618b431>
.....

6. 選択課程

本学では助産師課程と保健師課程の2課程が選択できます（ただし、どちらか一つしか選択できません）。募集人数は、助産師課程が定員(60名)の1割で6名程度、保健師課程は定員の2割で12名程度です。選択を希望する者は、助産師課程あるいは保健師課程履修選考試験（第3学年3月下旬予定）を受ける必要があります。その結果により、履修者を決定します。両課程とも必要単位(保健師課程29単位、助産師課程31単位)修得者には、各々国家試験受験資格が与えられます。

表2 助産師課程・保健師課程選択者選考方針

	助産師課程	保健師課程
履修可能人数	6名程度	12名程度
選択者の要件	①卒業後すぐに助産師として就業すること。 ②助産師課程必修科目を選択し、単位を修得している者。 ③卒業要件に必要な選択科目の単位を第3学年後期までに修得していること。 ④第3学年までに履修した必修科目の成績がGPA 2.3以上であること。但し、合・否で判定される科目（初年次セミナー、早期体験実習I）は含まない。	①卒業後すぐに保健師として就業すること。 ②保健師課程必修科目を選択し、単位を修得している者。 ③卒業要件に必要な選択科目の単位を第3学年後期までに修得していること。 ④第3学年までに履修した必修科目の成績がGPA 2.1以上であること。但し、合・否で判定される科目（初年次セミナー、早期体験実習I）は含まない。
選考方針	選考にあたっては、助産師課程履修志望者にふさわしい能力、適性、学習意欲を総合的に判定する。 また、次の①～③を満たしているかを考慮して判定する。 ①第3学年後期までの出席状況、学習態度が良好である。 ②これまでの学習や実習で、健康上の自己管理ができている。 ③これまでの学習や実習で、課題の提出期限や提出方法など、ルールが守られている。	選考にあたっては、保健師課程履修志望者にふさわしい能力、適性、学習意欲を総合的に判定する。 また、次の①～③を満たしているかを考慮して判定する。 ①第3学年後期までの出席状況、学習態度が良好である。 ②これまでの学習や実習で、健康上の自己管理ができている。 ③これまでの学習や実習で、課題の提出期限や提出方法など、ルールが守られている。
選考方法	面接試験・口述試験または筆記試験を組み合わせ実施する。試験の方法は、1月末に示す。試験結果、志望理由書、学業成績（第3学年まで）を考慮し選考する。	
選考時期	第3学年の3月下旬（結果発表：3月末）	

7. 進級の要件

次学年に進級するには、当該学年の必修科目の単位を全て修得することが必要です。進級の要件に満たない場合は、原級に留め置きとなります。なお、同一学年に在学できる期間は2年間です。

成績評価が「不可」となった必修科目は、再度履修しなければなりません。

8. 臨地看護学実習に出るための要件

第3学年後期からの臨地看護学実習は、実習前までに履修することが必要な必修科目（技術テスト含む）の全てを修得し、OSCE（客観的臨床能力試験）に合格していなければ、履修

することはできません。

9. 卒業の要件

本学学則第33条第2項に定められた看護学科の卒業の要件は、124単位以上〔必修科目106単位、選択科目18単位以上(一般基礎科目6単位以上、専門基礎科目及び専門科目から10単位以上)〕です。卒業の要件を満たすことで、看護師国家試験受験資格を取得することができます。

助産師国家試験受験資格又は保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業要件(124単位)の他に、助産師選択課程や保健師選択課程の科目全ての単位を修得しなければなりません。ただし、各選択課程とも受入人数に制限があり、表2のような方針で選考します。助産師・保健師の国家試験受験資格の取得を考えている者は、入学後早い時期に学年担当教員や各課程の担当教員に確認・相談してください。

なお、授業料の未納があると卒業予定者となることができません。

図1 科目展開図(2022カリキュラム)

学年	1年		2年		3年		4年	
学期	前	後	前	後	前	後	前	後
必修科目	初年次セミナー 15(1)	薬理学 15(1)	英語ⅡA・ⅡB 30(1)	臨床心理学 15(1)	臨床薬理学 15(1)	成人看護学実習Ⅰ(急性期) 45×3(3)	卒業研究 30×2(2)	総合実習 45×2(2)
	英語ⅠA 30(1)	臨床心理学 15×2(2)	統計学 15(1)	臨床病態治療学Ⅲ 15×2(2)	臨床病態治療学Ⅲ 15×2(2)	成人看護学実習Ⅰ(急性期) 45×3(3)	国際保健・災害看護論 15(1)	
	看護社会学 15(1)	臨床病態治療学Ⅱ 15×2(2)	病理学各論 15(1)	臨床病態治療学Ⅱ 15×2(2)	成人看護学Ⅱ 15×2(2)	看護管理・医療安全論 15(1)	看護管理・医療安全論 15(1)	
	情報リテラシー 15(1)	臨床病態治療学Ⅰ 15×2(2)	臨床病態治療学Ⅰ 15×2(2)	臨床病態治療学Ⅰ 15×2(2)	実践看護技術学Ⅰ(成人) 30(1)	実践看護技術学Ⅲ(高齢者・在宅) 30(1)	実践看護技術学Ⅲ(高齢者・在宅) 30(1)	
	栄養学 15(1)	地域看護学 15(1)	健康教育学 15(1)	公衆衛生論 15(1)	実践看護技術学Ⅰ(成人) 30(1)	成人看護学実習Ⅱ(外来) 45×1(1)	成人看護学実習Ⅱ(外来) 45×1(1)	
	形態機能学 15×4(4)	感染症制御学 15×2(2)	感覚制御学 15×2(2)	基礎看護学実習Ⅱ 45×2(2)	がん看護学 15×2(2)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期) 45×2(2)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期) 45×2(2)	
	発達心理学 15×2(2)	基礎看護技術学Ⅲ 30(1)	基礎看護技術学Ⅲ 30(1)	基礎看護学実習Ⅱ 45×2(2)	保健医療福祉システム論 15×2(2)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期) 45×2(2)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期) 45×2(2)	
	人間生体発達論 15(1)	基礎看護技術学Ⅳ 15(1)	基礎看護技術学Ⅳ 15(1)	精神看護学Ⅱ 15(1)	チーム医療・ハイブリッド看護論 15(1)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期) 45×2(2)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期) 45×2(2)	
	コミュニケーション論 15(1)	看護理論 15(1)	看護理論 15(1)	精神看護学Ⅱ 15(1)	実践看護技術学Ⅱ(精神・母性・小児) 30×2(2)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期) 45×2(2)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期) 45×2(2)	
	早期体験実習Ⅰ 45(1)	看護実践学Ⅰ 15×2(2)	看護実践学Ⅰ 15×2(2)	高年齢看護学Ⅰ 15(1)	実践看護技術学Ⅱ(精神・母性・小児) 30×2(2)	小児看護学実習 45×2(2)	小児看護学実習 45×2(2)	
	基礎看護技術学Ⅰ 30(1)	小児看護学 15×2(2)	小児看護学 15×2(2)	母性看護学 15×2(2)	看護研究 30(1)	在宅看護学実習 45×2(2)	在宅看護学実習 45×2(2)	
	基礎看護学実習Ⅰ 45(1)	母性看護学 15×2(2)	母性看護学 15×2(2)	保健統計 15×2(2)	高年齢看護学Ⅱ 15(1)	精神看護学実習 45×2(2)	精神看護学実習 45×2(2)	
		早期体験実習Ⅱ 45(1)	早期体験実習Ⅱ 45(1)	早期体験実習Ⅱ 45(1)	在宅看護学 15×2(2)	母性看護学実習 45×2(2)	母性看護学実習 45×2(2)	
		精神看護学Ⅰ 15(1)	精神看護学Ⅰ 15(1)	精神看護学Ⅰ 15(1)	地域包括ケア実習 45(1)			
		成人看護学Ⅰ 15×2(2)	成人看護学Ⅰ 15×2(2)	成人看護学Ⅰ 15×2(2)				
選択科目	地域包括ケア論Ⅰ 15(1)	地域包括ケア論Ⅱ 15(1)	地域包括ケア論Ⅱ 15(1)	看護学概論Ⅰ 15(1)	看護学概論Ⅰ 15(1)	看護学概論Ⅰ 15(1)	看護学概論Ⅰ 15(1)	看護学概論Ⅰ 15(1)
	生命科学(入門) 15(1)	生命科学(発展) 15(1)	生命科学(発展) 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
	看護化学 15(1)	看護遺伝学 15(1)	看護遺伝学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
		看護伝達学 15(1)	看護伝達学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
		看護伝達学 15(1)	看護伝達学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
		看護伝達学 15(1)	看護伝達学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
		看護伝達学 15(1)	看護伝達学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
		看護伝達学 15(1)	看護伝達学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
		看護伝達学 15(1)	看護伝達学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
		看護伝達学 15(1)	看護伝達学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)
	看護伝達学 15(1)	看護伝達学 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	看護英語文獻読誦 15(1)	
助産師・保健師課程必修科目				公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)
				公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)
				公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)
				公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)	公衆衛生看護学概論* 15×2(2)

図2 令和7年度入学生実習予定表

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
週																
行事							夏休み					冬休み			春休み	
4年生	<p>総合実習</p> <p>※実習時期は変更の可能性があります。</p> <p>助産学実習(選択)(分統介助実習) 助産学実習(補完実習)</p> <p>助産学実習(選択)(継続事例実習) 公衆衛生看護学実習 実習I・II(選択)</p> <p>高齢者 在宅 小児 小児 在宅 高齢者 在宅 高齢者</p>															
3年生	<p>OSCE</p> <p>地域包括ケア実習</p> <p>成人I 母性 成人II・III 精神 成人II・III 母性 成人II・III 精神</p> <p>成人I 精神 成人I 成人II・III 精神 成人II・III 母性 成人II・III 精神</p>															
2年生	<p>早期体験実習II</p> <p>基礎看護学実習II</p>															
1年生	<p>早期体験実習I</p> <p>基礎看護学実習I ※5日間</p>															

*この図は令和7年度入学生の第1学年から第4学年の全実習計画を示している

4. 授業と学修

1. 授業科目の履修・聴講

必修科目とは必ず履修しなければならない科目です。

選択科目とは自ら選んで履修する科目です。選択科目を履修する際には必ず履修登録を所定の期日までに行わなければなりません。

履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象にはなりません。

履修登録を行ったあとで履修する授業科目を変更したり、取消したりする場合には所定の期日までに申し出なければなりません。

もし、履修登録を行ったままで、受講しなかったり、定期試験を受験しなかったりすると、その授業科目の評価は「不可」となりますので、履修科目の変更又は取消しの場合には、必ず届出の手続きをしてください。

詳細については別途通知いたしますので、通知に従い手続きをとってください。

また、授業科目の聴講を希望する場合は、履修届の提出期間内に「聴講願」を当該授業科目担当教員等に提出し、許可を得てください。ただし、授業科目の評価（単位認定）の対象にはなりません。聴講できる授業科目のうち、必修科目については、聴講する学生の該当する学年以下の学年において開講されている授業科目となっています。

2. 授業科目の出席及び欠席

履修する授業の全てに出席することが原則です。

授業を欠席する場合には、以下に留意してください。

「やむを得ない」特別な理由により授業を欠席せざるを得ないと思われる場合は、原則として事前に授業担当教員に連絡してください。

(1) 授業を欠席しようとするときは、事前にmanabaから欠席届を提出してください。なお、疾病により7日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付することが必要となります。

なお、やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかつた際は、その事由を付して欠席した日から原則として2週間以内に提出してください。

(2) 次の事由により授業を欠席した場合のみ、公欠扱いとなります。公欠扱いとなった場合は、当該授業科目の担当教員から代替措置が講じられますが、代替措置の形態は各授業科目担当教員の判断にしたがってください。

公欠となる事由	欠席届に添付する必要書類 ※いずれも、自身宛、かつ、公欠となる事由及び日時が明示されていること等の事実を証明するものであること。	適用される期間
・親族（配偶者及び2親等以内の親族）が死亡した場合	会葬礼状など、親族が亡くなったことが証明できる書類	「学生規程に関する申合せ」を確認してください。
・学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した（又は感染疑い）ことで、保健管理センターから出席停止の指示を受けた場合	保健管理センターの指示に従ってください。（保健管理センターのホームページ参照）	
・裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員として職務に従事する場合	裁判所からの呼出状や通知書など	
・骨髄移植のために、親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行おうとする場合であって、骨髄液提供等に必要の検査・入院その他手続きを行う場合	財団法人骨髄移植推進財団の発行する証明書など	
注意事項		
・課外活動等の私的理由での欠席は、公欠にはなりません。		
・ひとつの授業科目で、授業コマ数の3分の1以上が公欠となる場合、別途審査が必要になることがあります。		
・これまで示した事由以外で授業への出席が困難となる真にやむを得ない理由がある場合、教務・厚生委員会の審議で認められれば公欠となる場合もあります。そういった事由の場合には、その事実を証明する客観的な資料を、欠席する科目宛てとは別に、学生支援課教務係へ提出してください。		

授業中に悪質な行為があった場合には、担当教員の判断により退室を命じられ、当該授業が欠席扱いとなる場合があります。

※ 心身の健康について心配なことがあれば、まずは保健管理センターに相談するようにしてください。

3. 授業時間

1 講目 8:40 ～ 9:40

2 講目 9:50 ～ 10:50

3 講目 11:00 ～ 12:00

4 講目 13:00 ～ 14:00

5 講目 14:10 ～ 15:10

6 講目 15:20 ～ 16:20

※試験週における時間帯は別途通知します。

4. 学修支援システム manaba について

本学では学修支援システム manaba を導入しています。manaba には学習管理システム (Learning Management System:LMS) とポートフォリオの2つの機能があります。LMS は講義資料の配布やレポートの提出等に利用します。ポートフォリオは、学修過程の成果物を長期間収集し格納していく入れ物を指し、自己の学びや学習活動のプロセスの自己評価などに活用できます。manaba には裏表紙の QR コード、また、下記 URL からログインすることができ、ID とパスワードは学内 E-Mail にログインする際のもと同じです。使用にあたっては、

manaba トップページ下部にあるマニュアルを参照してください。manaba について不明な点がありましたら、学生支援課教務係までお問い合わせください。

URL <https://manaba.asahikawa-med.ac.jp/>

(大学ホームページ→在学生・卒業生の方→学修支援システム manaba からログインできます。)

5. 定期試験

定期試験は、前・後期試験週のいずれかに実施されますが、科目によっては頻回に試験を課す場合もあります。その場合は、担当教員の指示に従ってください。

なお、定期試験週の時間割は、別途編成し、試験週が近くなりましたら学内メールなどで通知します。

定期試験とは別に、中間試験を実施する科目があります。こちらも、試験日が近くなりましたら通知します。

6. 授業科目の評語について

- (1) 「優」、「良」、「可」、「不可」に加えて、特に秀でたものに対し「秀」を設けています。
- (2) 「秀」は、履修者数の5%を超えないことが望ましいとされています。
- (3) 医学科においては、「秀」「優」の合計は、30%程度が望ましいとされています。看護学科においては、「秀」「優」の合計は、「良」「可」の合計を超えない程度とし、「可」の割合は「良」の割合以下となるのが望ましいとされています。
- (4) 必修科目において、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の評語がなじまない科目については、「合格」「不合格」のみで判定を行い、GPA判定には含まれません。「合格」「不合格」判定を行う科目は、P18-19アセスメント・ポリシーに記載しています。

7. 成績評価異議申立制度について

この制度は、学生が成績評価について「明らかに教員側の誤りである」という場合や「学習到達目標及び成績評価の基準等から明らかに逸脱した成績評価である」という場合に、異議申立てができるようにするものです。(詳細は「旭川医科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程」を参照)

異議申立てをするときは、スケジュールに従い「成績評価に関する異議申立書」(以下、異議申立書)を学生支援課に提出してください。異議申立書は、学生支援課を經由して教務・厚生委員会に提出されます。

教務・厚生委員会は、「成績異議申立審査委員会」を設置し、申立て内容の審査を行います。審査後、審査結果は教務・厚生委員会へ報告され、その後、当該学生、学年担当、授業科

目担当教員に通知されます。

異議申立てが認められれば、成績は訂正され、進級判定・卒業判定が行われます。

なお、異議申立て内容の全てが認められるとは限りません。単位不足とならないように、特に、後期の選択科目（医1、看1）の選択と履修登録は注意深く行ってください。

8. 学年担当教員

各学年にそれぞれ1名の教員が学年担当教員として置かれています。

医学科学年担当教員は、第1・2学年には基礎教育の、第3・4学年には基礎医学の、第5・6学年に臨床医学の教授があたりそれぞれ2年ずつ担当します。

看護学科学年担当教員は、第1学年から第4学年までの4年間を原則1名の教員が持ちあがりで担当します。

学年担当教員は担当学年の学生に対して、授業や、大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。

令和7年度 学年担当教員

学科	学年	教員所属	教員氏名
医学科	第1学年	生物学	日下部 博 一
	第2学年	数理情報科学	高 橋 龍 尚
	第3学年	病理学講座（免疫病理分野）	小 林 博 也
	第4学年	病理学講座（腫瘍病理分野）	高 澤 啓
	第5学年	小児科学講座	高 橋 悟
	第6学年	内科学講座（消化器内科学分野）	水 上 裕 輔
看護学科	第1学年	看護学講座	菅 原 峰 子
	第2学年		濱 田 珠 美
	第3学年		藤 井 智 子
	第4学年		山 内 まゆみ

9. グループ担任（看護学科）

入学時から大学生活に適応するまでのサポートと将来の医療人としての成長を促すためにグループ担任を設けています。

対象は第1・2学年です。学年毎に約10人のグループに分け、2グループに対して教員1名が担当します。原則として地域包括ケア論の地域担当教員の中からグループ担任を決めます。看護職を志す学生さんに、グループ担任が看護職の先輩として相談にのります。生活

面に関すること、大学での学び方、人間関係など何でも気軽に相談してください。

10. 医学科の学生支援メンター制度

学生が早期に大学に適応するために、学生生活における相談に幅広くのってくれる制度です。

医学科第1学年から第4学年の全学生が対象で、学年ごとを10名程度のグループに分け、各グループに1名のメンター（教員）が配置されます。

普段の勉強方法、学生生活のコツ、進路など、相談したいことがあったら気軽に相談してください。なお、基本的にメンターは2年おきに変わることになります。

11. オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員が学生からの、授業や履修に関することの質問や相談等に応じるための時間帯をいいます。気軽に研究室を訪問してオフィスアワーを積極的に活用することで、履修上の問題解決に役立てることを目的としています。一覧表は履修要項に掲載していますので、そちらをご覧ください。

12. 講義室の貸出について

講義室を自主学習等で利用する場合は、事前に利用申請が必要です。

下表の取扱いにより貸出をしています。

区分	基本申請		当日利用 (利用制限あり)
申請期限	利用日の 1週間前まで		当日 17時15分まで
申請窓口 窓口時間	学生支援課教務係 平日 8時30分～17時15分		
利用可能講義室	講義実習棟・看護学科棟・臨床講義棟の各講義室		講義実習棟2階 第1講義室～第3講義室のみ
利用可能時間	平日 16時30分～21時30分	土日・祝日 8時30分～21時30分	平日 16時30分～ 19時00分まで
	※春季・夏季・冬季休業中は8時30分～21時30分		※春季・夏季・冬季休業中の 施設期間は利用できません。
	ただし以下の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・講義等で使用している時間 ・年末年始 ・大学行事のために必要な期間 ・その他大学が必要と認めた期間 		
利用条件	利用目的：自主学習（グループ学習を含む。）、学生団体のミーティング ※グループ学習の場合はチュートリアル室、学生団体の場合はセミナー室を優先的に利用してください。 ※楽器演奏及び合唱の練習等は禁止します。 ※16時30分以降の放課後を除き、次の授業まで時間が空く場合は、空いている講義室を自主学習等で利用いただいて構いません。その場合の利用申請は不要ですが、他の授業の迷惑とならないよう静かに利用してください。		

申請方法	学生支援課窓口に「施設設備使用願」を提出し、施設借用の許可を得てください。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 19 時00分以降、土日・祝日に利用する場合は、「施錠・開錠願い」も必要です。 ・教室への冷房または暖房の通気は平日時間内のみのため、通気も希望する場合は「時間外暖房・冷房依頼書」も必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19時00分以降は利用できません。 ・ 冷暖房は入りません。
利用上の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用に際しては、<u>良識ある行動を心がけ、秩序・風紀及び設備の保全（汚さない・失くさない・壊さない）に努めてください。</u> ・ 利用者が、機器その他の設備を損傷したときは、直ちに学生支援課へ報告してください。場合によっては、<u>損害を弁償してもらうこともあります</u>ので、十分注意してください。 ・ 講義室内のAV機器（プロジェクター、スクリーンなど）を利用する場合は、別途「物品借用願」の提出が必要です。 ・ 上記に反する行為・状況が確認された場合、申請学生（及び団体）は当分の間、講義室の貸出を停止又は制限することがあります。 	

13. チュートリアル室の貸出について

チュートリアル室を自主学習で利用する場合は、利用申請が必要です。

以下の取扱いにより貸出をしています。

全室共通の項目

(1) 申請の受付は平日 8 時30分から学生支援課窓口にて行い、先着順となります。

授業等で利用している場合は、鍵が返却された部屋から順次貸出します。

なお、授業後継続して利用する場合でも、貸出手続きが必要になります。その際、部屋の貸出を待っている学生がいる場合は、その学生が優先されます。

利用者が多い場合、1～2月は最終学年の学生を優先する場合があります。

・ 利用人数：原則 3 人以上

(2) 利用可能時間：平日 8時30分～ 21時30分

：土日祝日の前日 8時30分～ 17時00分

ただし以下の場合を除きます。

- | | |
|----------------|------------------|
| ・ 講義等で使用している期間 | ・ 大学行事のために必要な期間 |
| ・ 年末年始 | ・ その他大学が必要と認めた期間 |

(3) 利用上の注意点

- ・ 利用に際しては、良識ある行動を心がけ、秩序・風紀及び設備の保全（汚さない・失くさない・壊さない）に努めてください。
- ・ 無人になる場合や退室時には、その都度利用した物品等を元の位置に戻し、必ず窓・出入口を施錠してください。

また、節電のため室内の照明・空調の電源も消してから退室してください。

- ・ 鍵の返却の際、窓口対応時間外等で職員がいない場合は、学生支援課入口に設置してある鍵箱（木製・壁掛け）へ入れてください。
- ・ 次の行為を禁止します。（授業の支障となる場合があります）
 - ①室内での飲食 ②他学生への鍵の又貸し
 - ③設置されているパソコンの設定変更
- ・ 利用者がチュートリアル室の鍵・物品等を汚損若しくは紛失したとき、又は機器その他の設備を損傷したときは、直ちに学生支援課へ報告してください。
場合によっては、損害を弁償してもらうこともありますので、十分注意してください。
- ・ 鍵の未返却や上記違反又は悪質利用が判明した場合は、利用者に対し貸出を停止又は制限することがあります。なお、利用責任は貸出簿に記入した学生にあります。

14. 実習室の使用について

看護学科棟の各看護学実習室を自主学习等で使用する場合、以下の取り扱いにより貸出をしています。

※感染症対策として制限する場合があります。

- (1) 使用可能実習室：基礎看護学実習室（3F）、実践看護学実習室（5F）、地域・保健看護学実習室（6F）
- (2) 使用可能時間：原則として 平日 8時30分～20時

ただし以下の場合を除きます。

- ・ 演習・実習等で使用している期間 ・ 大学行事のために必要な期間

- (3) 使用を希望する場合には、以下の手順で使用してください。
 - ・ 各看護学実習室前に掲示された「使用予定表」を確認し、使用したい日時が空いているか確認し、実習室使用ノートの使用希望日時欄に、使用代表者の氏名と使用人数を記入してください。
 - ・ 使用方法及び使用後の片づけは各看護学実習室の使用手順を確認して行ってください。
 - ・ シミュレーターなどの使用希望機器がある場合は、事前に各実習室管理責任者にメールで連絡してください。
- (4) 使用者が看護学実習室の設備、備品等を破損または紛失したときは、直ちに実習室管理責任者に報告してください。場合によっては、損害を弁償してもらうこともありますので、十分注意してください。

5. 図書館

I. 図書館について（利用マナーやルール）

図書館は、学習・教育・研究・診療をサポートする施設です。施設・設備（機器類）・資料（図書・雑誌等）は、学生のみなさんと教職員の共有の財産であり、永く使用する大切な物です。また、地域の医療従事者の方や一般市民の方等にも広く利用されていますので、図書館の適切な環境維持にご協力ください。

図書館利用上の注意

図書館を利用する際には、次の項目を必ず守ってください。

- (1) 利用の際は、必ず学生証を携帯、提示してください。
- (2) 館内で使用した資料は、必ず元のところに戻してください。
- (3) 館内での飲食ルールは以下の通りです。
 - ・ 食べ物は、飴やガム等の一口サイズのものも含め一切禁止です。
 - ・ 飲み物は、ペットボトル等、蓋付きで倒しても中身がこぼれない容器に入った飲み物に限り、試行的に許可しています（パソコンコーナーとパソコン室および、視聴覚コーナーを除きます）。
- (4) 館内で会話可能なエリアは南棟1階のディスカッションスペースとセミナー室です。それ以外の場所ではお静かに願います。
- (5) 館内での携帯電話の通話は、1階携帯電話ボックス内でお願います。
- (6) 一人で複数の座席を利用しないでください。
- (7) 座席に荷物を放置することや、席取りをしないでください。
- (8) 個人機の個別照明は利用していない時には消灯し、節電に努めてください。
- (9) 机の汚れ、消しゴムのカス等は、自分で片づけてください。

II. 図書館の利用について（開館時間、貸出、その他サービス）

1. 開館時間と休館日

図書館の開館時間は、次の通りです。授業のある時期とない時期によって異なります。

通常授業期間 月～金曜日 9：00～21：00

春季・夏季・冬季休業期間 月～金曜日 9：00～17：00

※連休明けは開館時間が9：30～に変更となる日があります。

休館日は、土曜日、日曜日、祝日、本学記念日（11月5日）、年末年始（12月27日から翌年1月5日）です。停電等により開館時間の変更がある場合は、その都度掲示と図書館ホームページでお知らせします。

2. 特別利用

特別利用とは、閉館後も図書館を利用することができることです。

利用できるサービスは、館内での資料の閲覧、複写、貸出、および閲覧席や、パソコン・プリンターの使用です。学生のみなさんが特別利用を行うには、説明会参加と申請が必要です。説明会の日時については教育用メールでお知らせします。

なお、休学中や、停学等の処分中は特別利用ができません。

3. 利用制限時間

以下のとおり、館内整備のため、利用制限時間があります。

この時間は、館内に留まることはできません。全ての荷物を持って必ず退館してください。

通常授業期間 月～金曜日 8：45～9：00, 20：55～21：00

春季・夏季・冬季休業期間 月～金曜日 8：45～9：00, 16：55～17：00

※9：30開館の日は8：45～9：30

※館内の状況によっては上記の利用制限時間が長くなることがあります。

4. 入館

開館中、入館の際は学生証をカウンター職員によく見えるように提示してください。

5. 閲覧

図書館の資料は、自由に利用することができます。

館内で利用した貸出手続きをしていない資料は、必ず元の場所に戻してください。

視聴覚資料のうちDVDは、開館中のみ利用できます。カウンターで館内貸出をしていますので、利用する場合は、「DVD利用届」に必要事項を記入し、学生証を添えてカウンター職員に提出してください。

6. 図書・雑誌の並び方・探し方等

(1) 医学・看護学専門図書の並び方

疾患内容別に分類しています。図書の背に貼ってあるラベルの冒頭「Q」と「W」で始まるアルファベットが分類体系の概略を表し、書名のアルファベット順に並べています。

(2) 一般教養図書の並び方

分野別に分類しています。図書の背に貼ってあるラベルの3桁を基本とした数字がその内容を表し、数字順に並べています。

(3) 雑誌の並び方

年代順、和・洋別に分けて、雑誌名のアルファベット順に並べています。

(4) 図書・雑誌の探し方

- ・OPAC(Online Public Access Catalog：学内蔵書検索)を利用してください。図書館ホームページから利用することができます。
- ・OPACで配架場所が学内の研究室などになっている資料は、所蔵部局の許可があれば利用できます。直接お問い合わせください。
- ・詳しい探し方は、図書館ホームページ、または館内設置のパンフレットをご参照ください。

※雑誌は移動作業中のため、書架に表示している年代とずれている場合があります。

7. 貸出及び返却

(1) 図書の貸出

貸出冊数と期間 5冊 14日間

図書の貸出を受ける場合は、図書に学生証を添えてカウンター職員に提出してください。自動貸出機でも貸出が可能です。

(2) 雑誌の貸出

貸出冊数と期間 5冊 7日間

製本されていない雑誌の貸出を受ける場合は、「雑誌貸出票」に必要事項を記入し、雑誌に学生証を添えてカウンター職員に提出してください。開館中のみ貸出可能です。バーコードラベルが付いている製本雑誌は、自動貸出機での貸出も可能です。

(3) 貸出できない資料

- ① 新着雑誌（表紙に貼ってあるラベルの日付まで）
- ② 視聴覚資料（ビデオ、DVD、CD等）
- ③ 参考図書（辞書、事典等）
- ④ 禁帯出の資料（貴重書、シール貼付の資料、その他）

(4) 図書・雑誌の予約

利用したい資料を他の人が借用中の場合は、予約することができます。OPAC画面または図書館ホームページから、MyOPACにログインして予約するか、「予約申込書」に必要事項を記入し、学生証を添えてカウンター職員に提出してください。資料の利用が可能になり次第、メールでお知らせします。なお、オンラインサービスについては、「14. MyOPAC」をご覧ください。

(5) 貸出期間の延長

現在借用中の図書・雑誌を引き続き利用したい場合は、1回に限り貸出延長を受けることができます。借用中の図書・雑誌に学生証を添えてカウンター職員に延長希望とお伝え下さい。図書とバーコードラベルが付いた製本雑誌は自動貸出機による延長手続きも可能

です。また、来館せずにMyOPACからも手続きできます。

但し、既に他の利用者から予約が入っている資料、長期貸出の資料、延滞している場合は、貸出延長はできません。

(6) 貸出資料の返却

返却期限内に、カウンターまたは大学中央玄関の図書返却ポスト（白）に返却してください。閉館中は、図書返却用ポスト（白）に返却してください。

(7) 注意事項

- ① 延滞資料がある場合は、新たな貸出はできません。
- ② 返却資料を一定日数以上延滞した場合は、返却後も延滞日数に応じた期間、貸出を受けることができません。
- ③ 借用中の資料を損傷・紛失した場合は、同じ資料を弁償してください。
その際はカウンターにご相談ください。

8. 無線LAN (Wi-Fi) 利用

個人所有のノートパソコン、タブレット端末、スマートフォン等を本学のネットワークに接続して学術情報を検索することができます。学内統合認証を利用します。学内統合認証については、「14. MyOPAC」の「学内統合認証 (GakuNinを含む) について」をご覧ください。

9. プロジェクター貸出

ディスカッションスペースまたはセミナー室でプレゼンテーション等を行う際に貸出します。平日9時から17時に、学生証を持ってカウンター職員にお申し出ください。

10. ヘッドホン貸出

館内設置のパソコンで音声を聞きたい時に貸出します。学生証を持ってカウンター職員にお申し出ください。

11. 資料の複写

館内の複写コーナーで、図書館に所蔵する資料を著作権法上で認められている範囲内で複写することができます。複写機近くに掲示している説明事項に従って利用してください。

なお、必ず以下の①～⑤の事項を遵守して、複写を行ってください。

- ① 著作物は全部ではなく一部分（半分を超えない程度）であること。
- ② 定期刊行物（雑誌）に掲載された各論文、その他の記事はその全部が複写可能であるが、発行後相当の期間を経たもの（次号が既刊となったもの、または発行後3か月を経たもの等）に限ること。

- ③ 複写する部数は一人につき一部のみであること。
- ④ 利用者の調査研究のためであること。
- ⑤ 有償無償を問わず、再複写や頒布をしないこと。

12. 学外からの取り寄せサービス

(1) 文献複写、現物貸借

本学で所蔵していない雑誌の論文コピーを他大学等から入手したり、図書を借りることができます。カウンター前の記載台にある「学外文献複写申込書」に必要事項を記入し、カウンター職員に提出するか、カウンター前の記載台にある文献複写受付用の箱の中に入れてください。複写料金や送料等の費用がかかります。依頼物が到着しましたら、メールでお知らせします。

また、図書館ホームページからMyOPACにログインして申し込むこともできます。事前に一度カウンターへご相談ください。

(2) 旭川市図書館資料の貸出

旭川市図書館の資料を本学図書館で借りることができます。一人3冊まで、期間は14日間です。「旭川市図書館所蔵資料貸出申込書」に必要事項を記入し、カウンター職員に提出するか、メールで申し込んでください。費用は、大学で負担します。

なお、旭川市図書館で直接借りた資料を本学図書館で返却することはできません。

13. 他大学図書館の利用

全国の国立大学、旭川地区の大学図書館は、学生証を提示し必要な手続きをすることで、資料の閲覧、複写などのサービスを受けることができます。

道外の私立大学等の図書館の利用は、紹介状（他大学図書館利用願）が必要です。紹介状（他大学図書館利用願）の作成を希望する際は、「他大学図書館利用発行願」に必要事項を記入し、カウンター職員に提出してください。翌日（平日）の13:00以降に受け取ることができます。

14. MyOPAC

借りている資料の返却期限の確認や延長手続き、資料の予約、セミナー室の予約、文献複写取り寄せ依頼などが、Webで可能です。学外からも利用できます。図書館ホームページにある「MyOPAC」の学内統合認証（学認/GakuNin）からログインしてご利用ください。学部学生は手続き不要で利用できます。

- ・学内統合認証（学認/GakuNinを含む）について

Shibboleth認証方式を使ったシングルサインオンの仕組みです。大学のアカウントで

様々なサービスが利用できます。

学内統合認証は学内のサービス、学認は電子ジャーナル等の契約ベンダー提供のサービスに利用しますが、便宜上学内統合認証のことも学認と呼称している場合があります。

ログイン時に必要なID・PWは、情報基盤センターのパソコン（情報処理実習室等に設置）にログインするID・PW（大学のアカウント）と共通です。

Ⅲ. 館内について（施設の場所・使い方）

図書館の建物は、出入り口のある「図書館棟」と、平成26年に増築した「図書館南棟」の2つの建物から構成されています。建物のレイアウトはP182の平面図をご覧ください。

1. 図書館棟 1階

医学・看護学系の専門雑誌を年代別に分けて配架しています。資料については前項の「6. 図書・雑誌の並び方・探し方等」を参照してください。奥には一般雑誌・文芸誌等を並べたブラウジングコーナーがあります。

その他に、複写コーナー、携帯電話ボックス(3室)があります。

2. 図書館棟 2階

医学・看護学系の専門図書と、その他の一般書を配架しています。他に、本学の建学の理念である「地域医療への貢献」に関する図書を集めた地域医療書コーナーや、将来医療に携わる皆さんが、患者の心情を理解する助けとなるよう闘病記コーナーも設けています。

パソコン室、関場・鮫島文庫等を収めた貴重書室、学習室（旧サイレント学習室）、ビデオ・DVDを見るための視聴覚資料コーナーがあります。

3. 図書館南棟 地下

1975年～1985年の和洋雑誌を配架しています。また、新聞原紙を1年間保存しています。利用できる時間は平日の午前9時～午後5時です。

4. 図書館南棟 1階

可動式の机とイス、ホワイトボードがあり、グループで話し合いながら学習できるディスカッションスペースと、セミナー室（2室）があります。ただし、過度な大声や騒音は控えてください。

セミナー室（図書館南棟1階）

3名以上～8名程度のグループで、演習・勉強を行う場合に利用できます。利用時間は

最長3時間までです。予約制で、利用日の1週間前から予約可能です。

予約方法は、MyOPACの「施設予約」にログインして行います。または、「セミナー室使用届」に必要事項を記入し、カウンター職員に提出して予約することもできます。

5. 図書館南棟 2階

静かに集中して勉強できる学習室があります。(個席100席)

パソコン室(図書館棟2階)、パソコンコーナー(図書館南棟1階)

図書館棟2階のパソコン室と図書館南棟1階のパソコンコーナーには、情報基盤センターと同じシステムのパソコンをそれぞれ20台設置しています。

プリンター(カラー2台)も利用できます(有料)。課金プリンターのチャージ機は2階パソコン室にあります。

IV. 貴重書

本学は、「関場・鮫島文庫」と「黒島記念クロード・ベルナール ライブラリー」などの貴重書を所蔵しています。「関場・鮫島文庫」は、日本最初の解剖書『蔵志』や『解体新書』などから成る貴重な医学古文書コレクションです。また、「黒島記念クロード・ベルナール ライブラリー」は、フランスの医師・生理学者で現代医学の先駆者であるクロード・ベルナールの全集全19巻から成るコレクションです。これらの貴重書は、オープンキャンパスなどの折々の機会に公開しています。

V. その他

図書館についての質問、資料の探し方など、お気軽にカウンター職員にお尋ねください。

図書館ホームページやX(旧twitter)で、図書館の最新情報をご案内しています。また、館内には、利用案内のパンフレットを備えてありますので、ぜひ活用してください。

なお、E-mailによる質問・ご意見も受け付けています。

図書館ホームページ：<https://lib.asahikawa-med.ac.jp/>

図書館の公式X(旧twitter)：https://x.com/AMU_Library

ブックログ：<https://booklog.jp/users/amulibrary>

図書館のE-mail：toshokan@asahikawa-med.ac.jp

6. 授業料

令和7年度の授業料(年額)は、535,800円です。前期と後期の2回に分けて半年分毎に納めることになっています。期限を守って納入してください。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、掲示等でお知らせします。

納付方法

授業料は、代行納付による預金口座引落としとなります。代行納付とは、電話料金等の自動振替と同じように、大学が指定する収納代行会社が学生本人の口座から自動的に授業料を引落して大学へ納付する方法です。

授業料の引落は、卒業まで毎年4月(前期分)、10月(後期分)の年2回に分けて行います。ただし、入学した日の属する期は、前期は5月、後期は11月に引き落とします。授業料の半期分の金額を預金口座に忘れずに入金してください。

入学手続き時に他の書類と一緒に関係書類を送付していますので、手続済みの方も多いと思いますが、関係書類を紛失した場合は、会計課出納係(☎68-2154 内線2154)の窓口にありますので取りにきてください。

なお、授業料は、前期分を納付する際に後期分も併せて年額として一括納付することができます。希望する方は、手続きが必要となりますので、会計課出納係へ申し出てください。
(毎年4月上旬申込み期限)

授業料の支払計画

授業料を滞納した場合は、督促状を学生本人、連帯保証人の双方に送付します。授業料を2期滞納し所定の期日までに納付されない場合は、「学則」及び「授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する規程」により除籍となります。

また、授業料滞納者の授業料免除申請は、受理しないことになっております。そのほか、休学、退学及び卒業も認められませんので、授業料の支払計画はきちんと立ててください。

7. 学生生活

1. 学生生活と学生支援課

学生支援課は、みなさんが入学してから卒業するまで学びやすい環境の中で勉学に励むことができるよう、大学での学生生活全般にわたって支援するサービス窓口です。

長い学生生活の間には、いろいろな悩みや問題が起きることもあります。困った時は気軽に相談してください。

学生支援課がいわば大学の窓口であり、学生と大学のパイプ役を果たしています。

2. みなさんと関連する組織など

学生生活や教育を支える組織として主なものを紹介します。

①保健管理センター

学生のみなさんの健康管理を担当するセンターです。83ページを見てください

②教務・厚生委員会

修学指導及び厚生補導、学生の賞罰、学生の課外活動、福利厚生等について審議する機関です。

③教育センター

医学・看護学教育等の改善のための企画・立案を行う機関です。

3. 大学組織と学生支援課の主な業務



4. 学生関係諸証明・諸手続一覧

- (注) 1. 証明書等の交付申請の際は窓口にて学生証の提示が必要です。
 2. 大学院生、外国人留学生は大学院・留学生係にお問い合わせ下さい。

区分		担 当	備 考
身 上 の 異 動 (願 ・ 届)	入学誓約書	教 務 係	} 入学時提出
	実習に伴う誓約書	”	
	連帯保証書	”	
	学生調査書	”	
	個人情報取扱い同意書	”	
	学業成績通知送付承諾書	”	
	住所変更届	学 生 総 務 係	入学時の住所決定の際及び変更の都度必ず提出
	連帯保証書 (変更の場合)	”	} 変更又は異動の都度必ず提出
	転 籍 届 改姓名	教 務 係	
	休学願	”	} 病気による場合 医師の診断書添付
	復学願	”	
転学願	”		
退学願	”		
海外渡航届	学 生 総 務 係	海外渡航時の1週間以上前までに提出	
諸 証 明	学生証再交付願	学 生 総 務 係	学生証再交付申請理由が、紛失・破損または盗難、写真の変更の場合は、再交付手数料 (1,000 円) が必要
	通学定期券購入申込書	”	
	学生旅客運賃割引証交付願	”	
	推薦書	”	マッチング、就職試験にかかわるもの
	健康診断書	保健管理センター	
	在学証明書	教 務 係	} マッチング、就職試験にかかわるものは入試区分によって発行するのに時間がかかる場合があるので早めの申請が必要です。
	学業成績証明書	”	
	卒業見込証明書	”	
	卒業証明書	”	

区分		担 当	備 考
授 業 関 係	欠席届	教 務 係	原則、事前に提出。疾病により7日以上の際は医師の診断書添付
	定期試験欠席届	”	原則、事前に提出。疾病による場合は医師の診断書添付
	聴講願	”	
	施設設備使用願	”	各教室(講義室・実習室)用 原則として3日前までに提出(通気(冷暖房)依頼がある場合は1週間前まで)
課 外 活 動	学生団体設立届	学 生 総 務 係	団体規約、名簿、活動計画書を添付
	学生団体変更届	”	変更しようとする規約、計画書添付
	学生団体継続届	”	
	施設設備使用願	”	福利厚生施設・設備用 原則として3日前までに提出(通気(冷暖房)依頼がある場合は1週間前まで)
	体育施設使用願	”	”
	課外活動用具借用書	”	原則として、月・水・金曜の16時45分～17時30分までに、福利厚生施設1階管理室にて貸出
	掲示	”	
	学生団体学外活動行動計画書 集会・行事届	”	当該日の3日前までに提出
学 生 生 活	遺失物、紛失物、拾得物	学 生 総 務 係	病院施設における担当は医療支援課医療支援係
	アルバイト情報	”	
	下宿・アパート情報	”	
授 業 料	納付	(会計課出納係)	代行納付により銀行口座引き落とし
	住所等変更届	会 計 課 出 納 係	入金依頼書送付先変更の都度
	授業料免除申請書	学 生 総 務 係	前・後2期に分け掲示により申請受付
	授業料徴収猶予申請書	”	”
奨 学 金 ・ そ の 他	日本学生支援機構奨学生願書等	学 生 総 務 係	募集の都度掲示により申し込み受付
	看護学科学生奨学資金申請	看 護 学 科 事 務 係	”
	国民年金保険料学生納付特例申請	学 生 総 務 係	申請書、学生証及び年金手帳(写)が必要
	病院見学依頼書	教 務 係	受け取りが必要な日(土日祝は除く)の1週間前までに提出
	その他各所定申請書等(交通事故・違反報告など)	学 生 総 務 係	

5. 窓口事務取扱時間

学生支援課の窓口事務取扱時間は、次のように定めています。

なお、大学の行事等のため、この時間を変更し又は全面休止することもあります。その際は予め大学メール等で知らせます。

平日 8:30～17:15

※ただし、12月29日から1月3日までは休業。

6. 表彰制度について

本学では、年2回（10月、3月）、学業成績の優秀な学生や課外活動等において顕著な成果を挙げた学生及び学生団体を表彰する制度があります。

これは学生の修学意欲を向上させるとともに、課外活動等社会活動にも活発に参加して充実した学生生活をおくる契機となることを期待してのものです。

○ 学業成績優秀者の具体的な例として

- 1) 医学科学生で、6年間（第2年次編入学生は5年間）で卒業予定となった者のうち、学業成績の最優秀者及び第2位の者
- 2) 看護学科学生で、4年間で卒業予定となった者のうち、学業成績の最優秀者及び第2位の者

○ 課外活動で特に顕著な成果を挙げた者の例として

- 1) オリンピック、ユニバーシアード大会等国际規模の競技会、展覧会に出場又は出展した場合
- 2) 国民体育大会、全日本大学選手権等の全日本規模の競技会、展覧会に出場又は出展して3位以内に入賞等した場合
- 3) 東日本医科学生総合体育大会等の地区大会規模の競技会、展覧会に出場又は出展して優勝等した場合

○ 社会活動等で特に顕著な成果を挙げた者の例として

- 1) 公共団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得たもの
- 2) 新聞、雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得たもの
- 3) 人命救助、災害救助等に貢献したもの

○ 学術研究活動で特に顕著な功績があった者の例として

- 1) 国際的又は全国的規模の学会等から賞を受ける等、高い評価を得たもの等となっていますが、これらの実施は本学の教授又は学生団体顧問教員からの推薦に基づき、教務・厚生委員会が審査し、表彰に該当することとなれば学長から表彰状が授与されます。また併せて記念品が贈呈されることもあります。

7. ハラスメントの防止について

本学では、ハラスメントは人権に関わる重要な問題と位置づけ、被害者の相談を受ける窓口(相談員)を設置するとともに、防止等に関する規程及びその関連する要項が制定されています。

ハラスメントをなくすためには、何よりも相互の理解と信頼・人権の尊重が重要であり、学び易い環境づくりのために、全学が一丸となって考えていかなければならない重要な問題であることを是非理解してください。

どのような行為がハラスメントとなるか等については、本学ではハラスメント防止規程に記載しています。

ハラスメントを受けたり、見たりしたら一人で我慢しないで、以下の相談員に気軽に相談してください。

ハラスメント等相談員

○一般教育	加藤 勲 (数学准教授)	☎68-2718
○基礎医学	小林 博也 (病理学講座教授)	☎68-2380
○臨床医学	谷野美智枝 (病理部教授)	☎69-3390
○看護学科	原口真紀子 (看護学講座准教授)	☎68-2952
○保健管理センター	北野 陽平 (保健管理センター長)	☎68-2767
	酒井 明奈 (保健管理センター保健師)	☎68-2768
	石崎 美和 (保健管理センター保健師)	☎68-2766
○学生支援課	課長	☎68-2201
○学生支援課	課長補佐	☎68-2202
○学生支援課	課長補佐	☎68-2204

セクシュアル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどは、皆さんが学生生活を送る中で遭遇することがあるかもしれません。そのような時は一人で悩まずに、上記相談員や学生支援課に相談してください。

8. 事 故

(1) 正課活動中における事故

本学学生として責任ある行動をするとともに、事故防止について十分注意し、周りの人たちに迷惑をかけぬよう万全を期してください。

もし、事故が起きてしまった場合には、大学(担当教員、学生支援課)、また先方への連

絡を怠らぬよう注意し、事後処理に誠意を持って当たる必要があります。

○一般的留意事項

期間中に得た情報を関係者以外に漏洩してはいけません。勝手に資料をコピーしたり、許可無く資料を持ち出したりしてはいけません。

○事故等の防止

・通学途上での事故等の防止

通学途上における事故防止に努めてください。本学は、通学による移動は、原則として公共の交通機関の利用としています。なお、特別な事由により別途許可を得て自家用車を使用する場合は、道路交通法等の法規を遵守し、安全運転に心がけてください。

・実習期間中の事故等の防止

受入病院の安全規則等を十分理解し、実習指導者等の指示に従い、細心の注意を払って実習等に努めてください。

○事故等が起きた時の対応

事故等が発生した場合は、まず安全を確保することを第一に考え、しかるべき措置を取るとともに、指導教員・実習先の指導者及び本学に事故の状況を報告してください。

(2) 課外活動中における事故

課外活動は、学生団体等の自主的な運営と構成する学生の自覚と責任において行われるものです。

各学生団体等が各種の行事を企画する場合には、日頃の練習活動を踏まえたうえで、次の留意事項を遵守し、事故防止について十分検討を加え、万全を期してください。

○一般的留意事項

- ・学生団体等が集会及び行事を実施する場合は、必ず事前に「集会・行事届」を学生支援課に提出してください。
- ・体力の消耗の激しいスポーツ等の大会に参加する場合、学生団体等のリーダーは、参加者の健康状態をしっかりと確認するとともに、少しでも身体に異常のある者は大会等には参加させないでください。また、日頃から部員の体調や試験前の活動に配慮し、部員に対して活動の参加を強制しないでください。
- ・学生団体等が主管して大会等を行う場合は、救急指定病院を事前に確認してください。
- ・学外にて学生団体活動を行う場合は、事前に「学生団体学外活動計画書」を学生支援課に提出してください。

○登山を行う際の留意事項

- ・登山を行う場合は、事前に顧問教員の下承を受けて、最寄りの警察署に登山計画書（入山届）を提出し、その写しを「学生団体学外活動計画書」と併せて学生支援課に提出し

てください。

- ・入山前、入山中は気象状況を常時把握し、行動中に気象状況が急変した場合は、臨機に対応し、危険の回避に最善を尽くしてください。
- ・山岳保険に加入してください。

○事故が発生した場合の対応

- ・緊急を要する場合は、119番通報してください。
- ・救急車には、被害者の事情をよく知っている部員等が同乗し、経過を学生支援課に報告してください。
- ・人命の安全を最優先に対応してください。
- ・事故等の状況や状態を確認し、学生支援課（職員が不在の場合は防災センター）、顧問教員等に連絡してください。
- ・事後には、事故報告書を学生支援課へ提出してください

本学では、P84～87にあるとおり、万が一に備え、大学が指定する保険に在学生全員が加入することとし、加入手続きは入学時に大学が代理で行っています。ついては、事故に遭った又は事故を起こした場合は、速やかに学生支援課に報告してください。

9. 事故・法律等違反時の対応及び防止について

本学学生が、交通事故をはじめとする様々な事故を起こした場合、また、法律違反、法令違反や修学上の不正行為・医学生としてアンプロフェッショナルな行為を行った場合には、懲戒対象となることがあり、「旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程（以下、懲戒規程）」及び「旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」を定めています。この冊子後半に掲載していますので、かならず良く読んでください。

【事件・事故の届出】

在学中に事件・事故を起こした場合は、速やかに学年担当教員と学生支援課に連絡してください。また、事件・事故の発生から14日以内に「交通事故・違反に関する届出」を学生支援課に提出してください。

その事故・違反により罰金以上の行政処分を受けた場合は、処分の確定後14日以内に「事故等の報告書」に事故・違反等の詳細及び弁明事項を記載し、起訴状・判決文・罰金にかかる領収書等の写しを添付して提出してください。これらの証拠書類は、国家試験合格後の免許申請時にも提出が必要ですので、自身でも保管してください。

※「罰金刑以上の刑に処せられた場合」とは、刑事事件はもとより交通事故により相手に傷

害を負わせた場合の「過失傷害」、「道路交通法違反」の罰金も該当します。速度違反、酒気帯び運転、飲酒運転、長時間の駐車違反でも罰金処分がなされますので、注意してください。

※免許申請時の留意事項

国家試験合格後の免許申請手続きにおいて、罰金刑以上の刑に処せられた場合には、その事実を記載するとともに提出する書類が定められています。免許申請後、記載事項の審査が行われるため、処分を受けていない学生よりも免許の到着が遅くなる場合があります。また、虚偽の記載をした場合には、虚偽記載の発覚後さかのぼって免許取り消し処分をうける場合があります。充分留意してください。

【処分・懲戒処分】

事故・法律等違反などの非違行為を起こした場合、懲戒規程に基づき処分を受けます。

- (1) 嚴重注意
- (2) 訓告
- (3) 停学（有期または無期）
- (4) 退学

訓告・停学・退学は、本学の懲戒処分に該当し、学長から懲戒通知書が交付されるとともに連帯保証人への文書通知、学内の学生用掲示板への掲示が行われます。

懲戒処分を受けた学生の学籍簿にはその事実（懲戒月日・懲戒内容）が記載され、「6. 表彰制度について」の学生表彰の対象から除外されます。

また、将来の就職時等に作成する履歴書に「賞罰」の記載欄がある場合には、懲戒処分の記載をしなければなりません。

【防止について】

上記をよく理解し、事故・法律などの違反行為を行わないように注意してください。

また、学生同士で会食・飲酒する場合には、20歳未満の者が飲酒しないことはもちろん、過度の飲酒や強制的飲酒は絶対に行わないでください。

特に学生団体等のリーダーは、団体内で飲酒の機会がある際には下級年次学生の状況を十分把握し、事故防止に努めて下さい。

会食・飲酒の場合のみならず、生活時においても地域住民の方など周りの方々への配慮を怠らず、迷惑行為を行わないでください。

「これぐらいは大丈夫」という行為が大きな事件や事故につながる場合があります。日頃

から細心の注意を払い、事故・違反の防止に努めて下さい。

10. 「何でも相談窓口」について

この窓口は、大学生活全般において、相談しようとしても、どこに相談すればよいのかわからない時に、気軽に相談できるよう学生支援課に設置しています。

また、相談等の内容が周りの者に聞かれたくないなど、個人のプライバシーに関わる場合は、相談窓口と併せて学生支援課内に設置している「学生相談コーナー」で対応することにしておりますので、何か相談事・悩み事があった場合は、いつでも利用してください。

持病・障がいによる支援依頼等はこちらの窓口にご相談してください。

11. 「かぐらおか」について

「かぐらおか」は、学生の教育活動や成果、学生の活動等を本学公式ウェブサイト「かぐらおか」で紹介する記事のことをいいます。みなさんからの資料提供も歓迎しております。

旭川医科大学ホームページバナー「かぐらおか」[》かぐらおか](#)

12. ルール・マナーについて

医学生・看護学生は、卒業後は医療職に就くことが多いことから、周りからの期待が非常に高く、周りの人達や環境へも配慮した行動が求められます。

しかし、近年、残念なことですが、患者さんやそのご家族・地域住民の方々・ひいては本学教職員からも、本学学生に対して寄せられる苦情は増加傾向です。

ついては、以下に記載の内容を基本とするルール・マナー等をしっかり守って快適な環境で充実した学生生活を送ってください。

1. 学内でのルール・マナー

- ・私物は持ち帰り、ゴミは放置せずにゴミ箱に捨て、構内環境の美化に努める
- ・教室等から退室する際は、短時間であっても照明を消すなど、省エネルギーに取り組む
- ・所定の駐輪場に駐輪する
- ・自動車での通学を許可された者は、許可証を車外から見やすい位置に提示したうえで、構内の交通に配慮して所定の駐車場を利用する

2. 病院でのルール・マナー（令和2年度以降は、感染症対策として、実習時以外は病院への立ち入りは一部制限されています。）

- ・患者さん及びそのご家族に配慮して行動する

- ・院内では静粛を保ち、病院利用者に不快感を与えることのないよう、整然と行動する
- ・個人情報の取扱いには十分に注意する

3. 学外のルール・マナー

- ・公共・近隣への迷惑にならないよう、他者への配慮を怠らず、節度のあつる行動をとる
- ・自転車及び自動車は、安全な走行・運転をするとともに、他の迷惑にならないよう定められた場所に駐輪または駐車する

※速度超過、駐車違反等の道路交通法違反により罰金以上の刑となった場合、医師・看護師免許申請の際、書類の提出が必要です

- ・ゴミはしっかり分別し、居住地域のルールに則つて廃棄する
- ・インターネット掲示板等への書き込み、SNS等を利用する際は、その特性や自らが負うべき責任を正しく理解する

※冒頭のガイドラインをよく読んでください

13. 一般的注意事項

(1) 学生への連絡

- ① 学生への大学からの各種通知は、基本的には、教育用メールアドレスを利用し電子メール、manaba等で行います。

携帯電話やスマートフォン等へ転送設定するなど、教育用メールを常に確認できる体制を整えてください。

- ② 重要事項等の通知は、掲示によることもあるので、公用掲示板も常に確認してください。

※学生本人、連帯保証人の住所・電話番号等を変更した場合は、所定の用紙により届出が必要ですので、速やかに学生支援課学生総務係まで申し出てください。

(2) 郵便物等

各学生団体宛の郵便物（封書・ハガキ）は学生支援課横のメールBOXに入れますので適宜取りにきてください。

また、団体活動等で使用する荷物や、私的郵便物は、必ず自宅に送付してください。また、家族、友人等にも周知しておいてください。

なお、宅配便の荷物を学内で受け取ることができる24時間対応の宅配便ロッカー「PUDOステーション」が大学の中央玄関内に設置されています。現在、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社の荷物が受け取れます。

(3) 電話

学生個人の電話呼び出しは、原則、大学では取次ぎません。

なお、学内間の連絡には、福利厚生施設1階・2階及び講義実習棟、臨床講義棟、看護学科棟に学内電話が設置されています。学生支援課各係の内線番号は、表紙裏の学内連絡先一覧の電話番号下4桁です。

(4) 遺失物・盗難

学内で金銭その他物品を忘れたり、落としたり、また、盗まれたことが判明した場合には、速やかに学生支援課に申し出てください。なお、貴重品や個人情報に関する物品の場合は、警察及び金融機関等の関係機関にも本人が届け出てください。

なお、原則として、紛失・盗難については、大学では責任は負いませんので、必ず各自でしっかりと管理してください。

また、学内で金品等を拾得した場合には、学生支援課に届けてください。届出のあった物品については、メールで学生全員にお知らせし、一定期間保管します。

なお、財布等現金に関する届出物品は本人確認のため聞き取り調査後に返還します。

(5) 学生証

学生証は、本学学生の身分を証明するものであり、次の場合提示が必要です。学内では常時携帯してください。学生証の貸し借り、譲渡は禁止されており、不正に利用した学生は懲戒の対象になることがあります。

- ・本学職員の請求があったとき
- ・図書館、その他本学の施設を利用するとき
- ・学割証又は諸証明の交付を受けようとするとき

なお、紛失・破損等により再発行を希望する場合は、再交付手数料として1,000円が必要です。

また、学生証はICチップ付きで、磁気処理がされていますので、折り曲げたり携帯電話や電磁波が強いものに近づけたりしないよう保管には十分注意してください。

(6) ロッカーの利用

暗証番号で鍵を開け閉めするタイプのロッカーでは、他人が容易に思い当てられる番号は避けるなど自己防衛を図ってください。

① 学生ロッカー

大学では、学生一人につき一個の個人用更衣ロッカーを貸与しています。実習など授業で必要な場合の更衣に利用してください。

医学科は講義実習棟1階（1～3年生用）及び臨床講義棟1階（4～6年生用）にロッカー室があります。看護学科は女子学生が看護学科棟地下及び1階に、男子学生は講義実習棟1階にロッカー室があります。なお、盗難防止のためロッカー室への入室管理は

学生証を用いていますので、扉は必ず閉めてください。

使用の際は、必ず自分の学生証番号のロッカーを利用してください。

ロッカーは大学が貸与するものですので、付属品も含めて、破損したり、汚したりすることのないよう大事に使用してください。大学は、紛失・盗難の際の責任はまったく負いませんので、使用する際は必ず鍵をかけ、ロッカー室自体も施錠状態を保ってください。

② 貴重品ロッカー

看護学科棟2階、体育館入り口前及び体育館女子更衣室内に設置してあります。

貴重品ロッカーは財布等の貴重品を短時間収納するためのものですので、それ以外の使用や個人での占有はしないでください。大学は、紛失・盗難の際の責任はまったく負いませんので、使用する際は必ず鍵をかけてください。

(7) 健康保険証について

親元から離れて通学している学生は、疾病及び不慮の事故等に備えて、扶養者の加入している医療保険組合又は事業所から、必ず遠隔地被扶養者証の交付を受けてください。

(8) 自動車通学の規制について

原則、自動車通学は禁止です。

一定の要件を具備し、学生駐車場委員会において許可された学生だけが本学駐車場を利用することができます。

(9) 本学敷地内の禁煙

本学の敷地内では建物内・屋外を問わず、全面禁煙です。本学のどの場所であっても喫煙はできません。

(10) 本学敷地内での火気使用

本学敷地内では、勝手に火気を使用することは認められていません。

焼肉、バーベキュー、ジンギスカン等は絶対にしてはいけません。

14. 簡易郵便局

患者さん、教職員及び学生の便宜をはかるため、病院玄関ホールに簡易郵便局が開設されております。取扱業務及び時間は下表のとおりです。

取扱業務	郵便貯金為替	(国内・外国郵便の普通、速達、書留、ゆうパック、レターパックの引受け) (通常貯金、定額貯金、定期貯金、福祉定期貯金) (普通為替、定額小為替)
	振替	(振替に関する事務、公金、国民年金、国税、交通反則金の取扱いに関する事務)
	生命保険年金	(生命保険契約の申込受理に関する事務、窓口払込み事務) (年金契約の申込受理に関する事務)
及び休止時間日	取扱時間	平日 9：00～16：00
	休止日	土曜日、日曜日、休日 年末年始(12/29～1/3)

15. 現金自動預金・支払機 (ATM)

患者さん、教職員及び学生の便宜をはかるため、病院玄関ホールに現金自動預金・支払機(ATM)が設置されております。

利用できる範囲及び時間は次のとおりですが、詳しくは取引銀行等又は現金自動預金・支払機に設置されている電話で照会してください。

(1) 利用の範囲

現金の払出し、現金の預入れ、残高照会、振込、振替等

(2) 利用時間

ゆうちょ銀行 平日 9：00～17：00

北洋銀行 平日 9：00～18：00

旭川信用金庫 平日 9：00～18：00

土曜、日曜、休日は利用できません。

16. 病院内への立ち入り・通行について

病院実習以外での病院内への立ち入りは極力控えるようにし、必要があり立ち入る場合は、必ずマスクを着用してください。

通行時には、患者さんの通行等に配慮してください。

なお、「病院」ですので、通学時などに通り抜けることは、やめてください。

8. 福利厚生

1. 経済生活（担当 学生総務係）

(1) 奨学金

① 日本学生支援機構奨学金

本学では、日本学生支援機構 (<https://www.jasso.go.jp>) からの推薦依頼に基づき、申請者の種々の条件を考慮して選考を行ったうえで、大学として日本学生支援機構へ推薦しています。日本学生支援機構では奨学金の種類毎に推薦基準が定められています。

募集は、毎年4月・9月に行います。奨学金を希望する学生は、提出期限内に所定の書類を提出してください。

募集時期以外に主たる家計支持者の失職、死亡または災害被災等による家計急変のため、学資の支弁に困難な事情が生じた時は学生総務係に相談してください。

奨学金の種類は、無利子の奨学金を貸与する「第一種奨学金」と有利子の奨学金を貸与する「第二種奨学金」があります。

また、国の高等教育修学支援新制度による給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）と授業料等減免の2つの支援が受けられます。この制度による支援を受けるには、まず日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。採用された支援区分により、授業料等の減免額も決定されます。そのため、授業料等減免を希望する学生は必ず申請してください。なお、給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合は、貸与月額が制限されることがあります。さらに多子世帯（扶養する子供の数が3人以上の世帯）に対する授業料等無償化が令和7年度から始まります。支援対象と思われる学生は、日本学生支援機構の給付奨学金への申請が必要です。

新制度の詳細は下記ホームページからご覧いただけます。

○文部科学省 高等教育の修学支援新制度 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

○日本学生支援機構 奨学金の制度（給付型） <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

○奨学金の種類及び貸与・給付月額

第一種奨学金 (無利子)	自宅通学	20,000円・30,000円・45,000円 ^(注1) の中から希望する額を選択	
	自宅外通学	20,000円・30,000円・40,000円・51,000円 ^(注1) の中から希望する額を選択	
第二種奨学金 (有利子)		20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円・70,000円・80,000円・90,000円・100,000円・120,000円の中から希望する額を選択	
給付奨学金 (返還義務なし)	自宅通学	第I区分	: 29,200円
		第II区分	: 19,500円
		第III区分	: 9,800円
		第IV区分（多子世帯に限る）	: 7,300円
	自宅外通学	第I区分	: 66,700円
		第II区分	: 44,500円
		第III区分	: 22,300円
	第IV区分（多子世帯に限る）	: 16,700円	

(注1) 申込み時における家計支持者の年収が一定額以上の場合は選択することができません。

○ 貸与期間（第一種奨学金・第二種奨学金）

採用の月から卒業するまでの最短修業期間です。

成績不振により留年した場合はその期間停止また、休学した場合も同様に休止となり奨学金は貸与されません。

○ 奨学金の返還

貸与が終了したら月賦等で返還しなければなりません。

○ 奨学金返還猶予及び免除

進学、奨学金辞退等により貸与終了後も大学・大学院に在学中の場合は、在学届を提出することによって返還が猶予されます。

災害、病気、留学等で返還が困難になった場合は、願出により返還が猶予されます。また、死亡、心身障害のため返還ができなくなったときは、願出により全部又は一部が免除されることがあります。

大学院第一種奨学金の貸与を受けた者のうち在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、その奨学金の全部又は一部の返還を免除される制度があります。

② 旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金

本学では、医学科に在籍している学生で、他の奨学金（日本学生支援機構の貸与（第二種）の最大額）を受けてもなお、特別な理由により、経済困窮度の高い学生に対して経済的支援を行うことにより、学習に専念できる環境の整備を図るための奨学資金貸与制度があります。奨学資金貸与者の決定は、学長が行います。申請を希望する学生は、まずは、学生支援課学生総務係に相談してください。

③ 旭川医科大学医学部看護学科学生に対する奨学資金

本学では、看護学科に在籍する学生に対して経済的支援を行うことにより、学習に専念できる環境の整備を図るための奨学資金貸与制度があります。

奨学資金貸与者の決定は、学長が行います。申請期間等については、公用掲示板に掲示しますから貸与を希望する学生は、申請書を指定された期間内に毎年提出してください。なお、奨学金被貸与者が、卒業後直ちに、本学病院に常勤の看護職員として勤務した場合には、その勤務した月数に相当する月数分の返還が免除されます。ただし、貸与を受けたことにより、本学病院看護職員に採用されることが確約されるものではありません。

④ その他の奨学団体

日本学生支援機構及び旭川医科大学独自の奨学資金(②、③)のほかに、地方自治体、民間団体などでも、経済的理由のため修学困難な者に奨学金の給貸与が行われています。

また、医師、看護師確保などの目的で国、地方自治体等で医学生、看護学生に修学資

金を貸与する制度もあります。ただし貸与の条件として、卒業後に定められた病院、保健所等に勤務しなければなりません。一定期間勤務した場合は修学資金の返還が免除されることもあり、万一勤務しない場合は直ちに全額の返還を要する場合があります。

これらの奨学金等については、募集要項が届き次第、一覧表にして掲示(学生ロビー掲示版)していますので希望者は内容を確認のうえ問い合わせてください。

(2) 授業料の減免

授業料の減免の支援を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。採用された支援区分により、授業料の減免額も決定されます。そのため、授業料の減免を希望する場合は、必ず給付奨学金を申請してください。

また、詳細は、前(1)奨学金の①日本学生支援機構奨学金を参照してください。

(3) 旭川医科大学学部学生授業料特別貸与

本学の医学部医学科及び看護学科に在籍する学生で、経済的な理由により2期分の授業料の支払いが困難となって、除籍となるおそれのある学生に対して、学業の継続を支援するために、未納の授業料相当額を貸与する制度があります。

授業料特別貸与者の決定は、学長が行います。申請を希望する学生は、学年担当教員に相談してください。

(4) アパート・下宿について

物件の所有者や賃貸業者により提供を受けた大学周辺のアパート・下宿の情報があり、希望者は閲覧できますので、学生総務係に申し出てください。

なお、家主等との契約は個人で行ってください。

また、住所を変更したときは速やかに住所変更届を提出してください。

(5) アルバイトについて

学生を対象とするアルバイトの求人があった場合、その職種内容等を検討した上で、募集案内を掲示します。

(6) スチューデント・アシスタントについて

学生が本学の学生支援や教育の補助業務に従事することにより、学生相互の成長を図るとともに、教育効果の向上と学生への経済的支援を目的とするスチューデント・アシスタントという制度があります。(「旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受け入れに関する要項」参照)

業務ごとにメール等にて公募しますので、業務内容等の詳細についてはそちらで確認してください。

(7) 通学定期乗車券購入申込書等の発行

鉄道又はバスを利用して通学するために定期券を購入する学生は、通学定期乗車券購入申込書又は通学証明書の発行を学生総務係に申し出てください。

(8) 学生旅客運賃割引証（学割証）の発行

学生が帰省、見学及び課外活動などのために、JRを利用する際、学生旅客運賃割引の制度を設けております。学割証の交付を受けようとする学生は、学生支援課備付けの用紙に所要事項を記入し、学生証を添えて申し込んでください。学割証の発行は原則として申込み日の翌日以降です。

なお、次のような場合は、不正使用として普通運賃のほかに、その2倍の割増し運賃を科せられたり、学割証の発行が停止されることがあるので、学割証の使用については十分注意してください。

- ① 他人名義の学割証を使用して乗車券を購入したとき。
- ② 名義人が乗車券を購入し、これを他人が使用したとき。
- ③ 無効の学割証で乗車券を購入し使用したとき。

2. 福利厚生施設（担当 学生総務係）

学生、教職員のための福利施設として福利厚生施設1階において食堂、売店、書籍、理髪を市内の業者等に委託して営業しています。市価より低廉な価格となっていますので、利用してください。

※ 感染症の影響で営業時間等変更があります。掲示や連絡に留意してください。
営業の内容は次のとおりです。

施設名	営 業 内 容
食 堂	平日 10:00～17:30（ラストオーダー 16:50） カフェテリアコーナー、カレーライスなどのオーダーコーナー及びめんコーナーがあります。また、弁当・宴会のオードブルも提供できます。 セルフサービスになっているので、各自で必ず後片付けをしてください。
売 店	平日 8:30～17:30 概ね定価の1割～2割引となっております。文房具、日用品雑貨、弁当・パン・菓子・牛乳・軽飲料、レトルト食品、コピーサービスなど。
書 籍 部	平日 10:00～17:00 医・看護学書を中心に一般書・雑誌も陳列し、8%割引で販売しております。10冊以上を共同購入の際は10%割引となります。商品の取り寄せは店頭で相談してください。
理 髪 部	平日 9:00～18:00 料金 教職員・一般 1,500円～2,200円 学生 1,000円～1,800円 調髪等明細については店頭に表示しています。 電話または直接予約してください。内線 2772 直通 68-2772

※ なお、休業期間中（夏季休業等）については、営業時間は変更されますので掲示板等で確認してください。

3. 健康管理（担当 保健管理センター）

学生及び職員の健康の保持増進に努めております。心と身体について心配なことがあれば1人で悩まず気軽に保健管理センターに相談してください。場所は福利厚生施設2階です。

利用時間 8：30～17:00

主な業務

○ 定期健康診断

定期健康診断は学校保健安全法に基づいて、毎年4月～5月にかけて全学生を対象に実施しています。健康状態を的確に把握し、疾患のある学生を早期に発見して適切な治療方法の指導を行うもので、**全員必ず受ける必要があります**。特別な理由がなく受検しない者は、自費で近隣の医療機関で健康診断を受け、結果を提出してもらいます。併せて、学年担当教員の注意を受けることがあるので、留意してください。

○ 健康相談等

健康相談について医師及び保健師がその相談に応じることになっております。自分の健康については日頃からよく注意し、異常を感じたら遠慮なく申し出てください。

○ 応急処置

病気や外傷に対しては応急の処置が受けられます。体の具合が悪いとき、気分が悪くなったときは休養することもできますので遠慮なく申し出てください。

○ 公欠手続

感染症予防対策として「公欠制度」があります。感染拡大を防ぐため、出席停止となる措置です。

○ メンタル相談

カウンセラーによるメンタル相談を行っています。気軽に相談に来てください。

詳細は、下記QRコードから保健管理センターホームページを参照してください。



「保健管理センター」
ホームページ

4. 各種保険（担当 学生総務係）

〔医学科〕

本学医学科学生が加入する保険の概要は、下図のとおりで①から③の3階建構造となっております。

③ 学研災付帯学生生活総合保険A～Iタイプ ※3階部分 URL： http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm	
内 容	傷害・医療・損害賠償を24時間補償&針刺し事故等における感染予防措置費用を補償
補 償 金 額	死亡保険金 A～Iタイプ 300万円 賠償責任 A～Iタイプ 1億円限度 感染予防費用 保険期間中 50万円
掛 金	入学時配付パンフレット（旭川医科大学学生のための総合保険）を参照下さい。
加 入	任意加入の保険ですが、臨床実習が始まる第4学年後期までには加入しておくことを、大学として強く推奨します。なお、入学時に6年間加入してもかまいません。 ※学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）に加入していること。
② 医学生教育研究賠償責任保険（Cコース（医学賠）） ※2階部分 URL： http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm	
内 容	正課中、学校行事中、通学中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償
補 償 金 額	対人賠償と対物賠償合わせて、1事故につき1億円限度
掛 金	6年間 3,000円 5年間（編入学生） 2,500円（1年間500円）
加 入	在籍学生全員加入のため、入学時に大学が代理で加入手続きを行う。 ※学生教育研究災害傷害保険に加入していること
① 学生教育研究災害傷害保険(学研災)Aタイプ ※1階部分 URL： http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm	
内 容	正課中、課外活動中、通学中及び学校行事中に本人が障害等の事故にあった場合。 臨床実習中に接触感染による感染症予防措置を受けた場合。
補 償 金 額	死 亡 保 険 金 正課中 2,000万円 課外活動中 1,000万円 医 療 保 険 金 正課中 治療日数1日から 通学中・学校施設等相互間の移動中 治療日数4日以上から 課外活動中 治療日数14日以上から 入院 1日 4,000円 接触感染予防保険金 臨床実習中 1事故につき 15,000円
掛 金	6年間 4,800円 5年間(編入学生) 4,130円
加 入	在籍学生全員加入のため、入学時に大学が代理で加入手続きを行う。

(1) 学生教育研究災害傷害保険(学研災) (在学中は、原則、必ず加入)

この保険は、大学で学ぶ学生の教育研究活動中の災害事故に対する補償救済の制度で、本学は入学時に全員加入を義務付けており、加入手続きは大学が代理で行います。

不幸にも該当する災害事故にあった場合は、速やかに学生総務係に申し出てください。事故の日から30日以内に大学を通して保険会社へ通知されない場合、保険金が支払われないことがあります。

本保険の概要は以下のとおりですが、不明な点などは学生総務係に問い合せください。

1) 保険金が支払われる場合

本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。教育研究活動中とは次の場合をいいます。

① 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業(以上を総称して以下「授業」といいます。)を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

イ. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間

ただし、もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

ロ. 指導教員の指示に基づき授業の準備若しくは後始末を行っている間又は、授業を行う場所、大学の図書館・資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間

② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間

③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間

(注)課外活動は次のものを除きます。

山岳登山、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(グライダー及び飛行船を除く)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、その他これらに類する危険な運動

⑤ 通学中等(特約付帯)

大学の授業等、学校行事又は課外活動への参加の目的を持って、合理的な経路及び方法により、住居と学校施設等との間を往復する間又は学校施設等相互間を移動する間

⑥ 感染症予防措置(接触感染予防保険金支払特約)

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その接触感染に対する感染予防措置を受けた場合。

2) 保険金の種類と額

① 死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補 償 範 囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000 万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000 万円

② 後遺障害保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補 償 範 囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120 万～ 3,000 万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60 万～ 1,500 万円

③ 医療保険金（医師の治療を受けた場合）

入院加算金については、1日から対象となります。

	治 療 日 数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中 (治療日数が1日から対象)	1日～3日	3,000 円	入院 1 日 につき 4,000 円 (注) 入院加算金は医療保険金の支払の有無に関係なく入院1日目から支払われます。
課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中 (治療日数が4日以上の場合が対象)	4日～6日	6,000 円	
	7日～13日	15,000 円	
学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間 (治療日数が14日以上の場合が対象)	14日～29日	30,000 円	
	30日～59日	50,000 円	
	60日～89日	80,000 円	
	90日～119日	110,000 円	
	120日～149日	140,000 円	
	150日～179日	170,000 円	
	180日～269日	200,000 円	
270日～	300,000 円		

④ 接触感染予防保険金（接触感染特約加入者が接触感染した日からその日を含めて180日以内に感染症予防措置を受けた場合）

補 償 範 囲	支払保険金
臨床実習中	1 事故につき 15,000 円 (定額払)

3) 保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による障害、無資格運転・酒酔い運転など。

通学中等障害危険担保特約においては、当該経路の逸脱又は中断の間及びその後には被った被害。

(2) 医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）（在学中は、必ず加入）

この保険は、大学で学ぶ学生の教育研究活動中に負った賠償責任に対する補償救済の制度で、本学は入学時に全員加入を義務付けており、加入手続きは大学が代理で行います。

正課中、学校行事及びその往復中に、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

補償金額 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度

(3) 学研災付帯学生生活総合保険（任意保険）

この保険は、自分の病気やケガはもちろん、日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊して賠償責任を負った場合や、臨床実習中の針刺事故等への感染予防措置費用も補償されます。

なお、この保険は、「学生教育研究災害傷害保険」及び「医学生教育研究賠償責任保険」に付加する形態の保険であり、補償についても、「学生教育研究災害傷害保険」、「医学生教育研究賠償責任保険」及び「学研災付帯学生生活総合保険」をセットで取り扱う内容となっております。

また、この保険は任意加入ですが、臨床実習が始まる第4学年後期までには加入しておくことを大学として強く推奨します。なお、入学時に6年間分の加入も可能です。加入を希望する場合は、学生支援課学生総務係に申し出てください。

〔看護学科〕

本学看護学科学生が加入する保険の概要は、下図のとおりとなっております。

看護学科学生Will2保険（看護学科学生対象）

本保険は、正課中、学校行事中、課外活動中及び通学中における事故により、学生本人が身体に傷害を被ったとき、また、他人を負傷させたり、他人の物を壊したことによる法律上の損害賠償を補償し、実習中における感染予防措置費用等を補償する保険です。また、共済制度として、感染症補償ならびに損害保険では補償が難しい事故に対する見舞金を給付する制度も含まれています、この保険は、加入を義務付けております。

看護学科学生 Will2 保険				
内 容	傷害・損害賠償を24時間補償及び実習感染予防費用			
補償金額	死亡補償金（大学管理下）	238万円	対人賠償1事故	1億円限度
	死亡補償金（上記以外）	30万円	対物賠償1事故	1億円限度
	入院保険金	4,000円	感染予防費用	50万円限度
	通院保険金	3,000円		
掛 金	4,500円（1年間）			
加 入	本保険は、大学として 加入を義務づけて おります。なお、契約期間が1年間のため、本学では入学時に4年間分の保険料を徴収し、大学として契約手続きを行います。また、契約更新時も大学で手続きを行います。			

5. 国民年金の学生納付特例制度について（担当 学生総務係）

(1) 年金制度の趣旨

基礎年金制度は、原則として、20歳から60歳までの40年間加入することを前提に満額の老齢基礎年金を支給することとされており、学生であっても20歳以上の者は全て国民年金に加入しなければなりません。

(2) 加入の手続き

旭川市に住民登録をしている方は、20歳の誕生日の前月に旭川年金事務所から往復はがきで資格確認の通知が来ますので、そのはがきを返送することにより加入手続きができます。

通知のこない方は、住民票を登録している市町村を管轄する年金事務所で加入手続きを行ってください。

(3) 国民年金保険料の納付方法

国民年金の保険料は、年金事務所長が被保険者本人あてに発行する納付案内書などによって納めることとなります。（保険料は社会保険事務所に確認してください）

なお、金融機関の自分の口座から自動的に保険料を納付することができる口座振替制度も利用できます。

(4) 学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下であって、日本年金機構の承認を受けた場合、在学期間中の国民年金保険料は猶予（後払い）されます。

なお、本学は、学生納付特例事務法人として指定を受けていますので、学生支援課学生総務係窓口にて、本制度の申請が可能です。申請には、必要事項を記入した申請書（申請書様式は学生総務係窓口にあります）、年金手帳の写し及び学生証が必要です。

(5) 国民年金保険料の免除

経済的な理由等から保険料を納められないときは、保険料免除制度を利用できます。保険料免除基準は、学生等が親元から学費、生活費等の全部又は一部を負担してもらっているのが通例となっていることから、親元の所得状況等をふまえた基準となっています。

なお、保険料の免除期間分は、老齢基礎年金の年金額を計算するとき、年金額が3分の1に減額されます。

(6) 種別変更届の手続き

大学等を卒業後会社等に就職し、厚生年金保険等の被用者年金制度に加入したときは、年金事務所長への届出が必要となります。

(7) その他

20歳以上の学生等であった間は、国民年金被保険者資格取得届をしていなかった者及び

当該届はしているが、保険料免除の承認を受けることなく保険料を納めなかった期間がある者については、卒業後会社等に就職し、厚生年金保険等の被用者年金制度に加入しても、加入後しばらくの間に生じた障害(死亡)には、年金が支給されない場合があります。

なお、国民年金への加入の手続き、保険料の納付方法及び保険料の免除等の詳細については、住民票を登録している市町村を管轄する、年金事務所（旭川年金事務所TEL（0166）27-1611）の国民年金担当窓口へ直接問い合わせてください。

9. 課外活動

1. 課外活動について（担当 学生総務係）

課外活動は、学生の人間形成を目的として行われる正課外の活動であり、正課教育を通して行われる人間形成とともに学生生活において欠くことのできないものです。

課外活動は、学生の条件、趣味等に応じ自律的に行われますが、共同社会としての大学の機能を高め維持するためにルールが設けられています。

(1) 学生団体への加入

課外活動はみなさんにとって、人間関係等の環境的条件の調整、多面的な教養の修得、集団体験の経験、教員との個別的接触の機会増加等を通して人格形成に資するところです。積極的に学生団体に加入しましょう。

(2) 学生団体の設立、継続

毎年度初めに学生団体設立の申請を受け付けますので、設立しようとするときは、学生支援課からお知らせする所定の用紙に必要事項を記入し、団体規約、役員及び会員名簿、活動計画書を添付して申請してください。

なお、届出団体が活動を継続するときには、学生支援課からお知らせする所定の用紙に必要事項を記入し、当該年度役員及び会員名簿、活動計画及び前年度活動状況報告書を添付のうえ、学生支援課へ提出してください。

この学生団体継続届の期日までの提出がない場合には、当該団体は、前年度で解散したものとみなします。

(3) 学外団体への加入又は参加

届出団体が学外の団体に加入又は学外の行事に参加しようとする場合は、所定の用紙によって届け出てください。

(4) 掲示、印刷物の配布

個人又は届出団体が印刷物等を配布しようとするときは、予め印刷物等を提出してください。

また、ビラ・ポスターの掲示は、その都度写しを添えて届け出て検印及び掲示期間の指定を受けてください。掲示板は福利厚生施設1階、臨床講義棟及び看護学科棟2階のものを使用してください。

なお、掲示スペースは限られていますので、用紙の大きさはA4サイズ1頁以内とし、多くの学生、届出学生団体が利用できるようにしましょう。検印のない物の掲示はできません。

(5) 集会・催し

学内で集会・催しを行う場合には、3日前までに所定の用紙により届け出てください。

学外で、集会・催しを行う場合には社会的な手続上の問題(消防署、警察署への届出等)が生じますので、予め学生支援課とよく打合せをしてください。

なお、大学名を明示して公的な施設、物品を借用しようとする場合も、学生支援課と予め打合せをしてください。

(6) 学外での活動

学外に出て活動(海外旅行、競技、練習、登山、合宿等)する場合には、事故時の救援、その他連絡の必要が生じることがありますから、事前に学生団体学外活動計画書を提出してください。

海外渡航する場合は、渡航の1週間以上前に海外渡航届を学生支援課に提出してください。

(7) 傷害保険等の加入

課外活動中の事故等、特に体育系団体の事故については増加傾向にありますので、事故発生の場合に備えて補償対策を確立しておく必要があります。

課外活動中の事故等を補償する保険制度として、スポーツ安全保険(詳しくは、<http://www.sportsanzen.org/hoken/>、または、学生支援課事務室横のラックに並べてありますパンフレットを参照)等がありますので、制度の趣旨等を理解のうえ、できるだけ加入してください。

2. 課外活動の施設(担当 学生総務係)

(1) 体育館

体育館はバスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、バドミントンコート6面、テニスコート1面として使用できます。

なお、男女の更衣室・シャワー室などがあり、シャワー室には洗濯機、乾燥機を備えています。また、体育館2階にトレーニングコーナーとして各種トレーニング器具を設置してあります。

(2) 武道場

武道場では柔道、剣道、空手道、合気道等の競技ができます。

(3) 弓道場

射場は6人立です。

(4) 陸上競技場

400メートルトラックを備え、各種競技を行うことができます。また、中央部はサッカー場又はラグビー場1面として使用できます。

なお、砂場とサークルも設けられており、跳躍、投てき等のフィールド競技を行うこともできます。

(5) 野球場

両翼は90メートルあります。

(6) テニスコート

6面のコートがあります。

体育館、武道場、弓道場、陸上競技場、野球場及びテニスコートは、「旭川医科大学体育施設使用要項」により、課外活動に使用できます。

(7) セミナー室

福利厚生施設2階にセミナー室が和室(1室)を含めて全部で9室あります。

セミナー室(和室を含む)は課外活動に使用できますので、「旭川医科大学福利厚生施設セミナー室使用要項」に従って使用してください。

① セミナー第1・2・3・4室及び和室

各セミナー室は18名程度の会合等に使用できます。また、和室は8畳と10畳があり会合等の他に茶室としても使用できます。

② セミナー第5室

このセミナー室は多目的に使用できます。

映画・音楽鑑賞、各種催物等、また、間仕切りをすると、簡易なセミナー室として40名程度の2部屋ができ、会合等に使用できます。

③ セミナー第6・7・8室

これらの部屋は文化系サークル共用室として、それぞれの活動等に使用しています。

(8) その他

下記の国立の研修施設の利用については各施設に直接問い合わせてください。

—連絡先等—

○国立大雪青少年交流の家

所在地 上川郡美瑛町白金温泉 Tel 0166-94-3121

ホームページ <https://taisetsu.niye.go.jp/>

○国立日高青少年自然の家

所在地 沙流郡日高町字富岡 Tel:01457-6-2311

ホームページ <https://hidaka.niye.go.jp/>

3. 課外活動用具の貸出し(担当 学生総務係)

本学では課外活動のための物品を貸出し、活動を側面から援助しています。

なお、課外活動用具の貸出しは、「旭川医科大学課外活動用具貸出要項」によって行いますが、現在は毎週月・水・金曜の16時45分から17時30分までを貸出時間としています。

貸出時間の変更等がある場合は、別途通知いたします。

4. 学生団体一覧

学生団体は次のとおりです。

(令和6年度データ)

体 育 系 団 体		文 化 系 団 体	
団体名	活動日	団体名	活動日
ラグビー部	火木土	写真部	通年
準硬式野球部	火木土日	医療研究会	不定期
卓球部	水土日	茶道部	水木
陸上競技部	火木【夏】 金(隔週)、日【冬】	JAZZ 研究会	不定期
競技スキー部	月 木 土(4月～9月) 月火木土(10月アルペン) 火木土日(10月クロカン) 火木土日(11月～2月) 冬季休業・春季休業期間	ギター部	不定期
		ロック研究会	不定期
		ブラスアンサンブル	月木金
ゴルフ部	月火木	室内合奏団	火金
硬式庭球部	月木	合唱部	月火水金
バドミントン部	火木土日	旅と鉄道研究会	通年
男子バスケットボール部	月木土	ボランティア部	未定
空手道部	火木	漢方研究会	未定
サッカー部	火水金土	旭川医科大学 IFMSA (イフムサ)	不定期
男子バレーボール部	火木土日	美術部	通年
剣道部	月水金	育児院学習サポート	水
山岳部	無雪期(5月～10月) の土日祝日	Med - Edu Students to Students	不定期
弓道部	月火木金	北海道 PCLG	未定
大東流合気柔術部	火木	ピアノ部	不定期
ソフトテニス部	月木土	将棋部	火金
水泳部	火木	旭川フレイルプロジェクト	未定
SNOW INJECTION(基礎スキー部)	不定期	AYA ship (アヤシップ)	第2・4水曜日
女子バスケットボール部	月木日	温泉同好会	不定期
女子バレーボール部	火木土	PLAYER ONE (医eスポーツ大会部)	木、金(月2回)
アイスホッケー部	月木土	IT 研究会	不定期
男子ハンドボール部	月金日	Xeno & Communica	月1回(第3木曜日)
ボーリング同好会	休日		
柔道部	月水金		
パークゴルフ研究会	休日		
雪艇倶楽部	水土日		
S.Drive	休日		
AMU DANCE CRANK	月火水木金土日(5.6.9～12月) 不定期(1～4.7.8月)		
クラブフットサル	金(隔週)、土(毎週)		
ビリヤード部	日		
バーベルクラブ	各自(日～月)		
釣り部	不定期		

5. 行事

(1) 医大祭

医大祭は、学生が主体となり、大学が学問の府として活動している現況を自らも省み、社会へ顕示する一つの機会であるとともに、教職員との親睦を図り、相互理解を図る場でもあります。

全学生がクラス、サークルを基礎に参加し、コンサート、講演会、医学展、展示、模擬店など熱のこもった内容で、その目的を果たし、また多くの市民の観覧を得て成功をおさめています。広く活動の場を求め友と交わる医大祭は、学生生活を実り豊かなものにします。

10. 旭川医科大学学友会

本学には、会員(学部学生全員及び教員並びに特別会員)の正課活動の援助並びに会員相互の親睦と心身の向上を図ることを目的とする「旭川医科大学学友会」があります。

本会は、クラブ活動・スポーツ大会等に対する援助、各種経費の代行納付、その他学生の各種活動を側面から援助することを主たる事業としております。

1. 主な事業内容

- (1) 社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う共用試験受験料の管理・出納
- (2) 学生の実習中の感染予防等健康管理に要する経費の管理・出納
- (3) 次に掲げる保険の加入に必要な経費の管理・出納
 - 学生教育研究災害傷害保険
 - 医学生教育研究賠償責任保険
 - 看護学科学生Will 2保険
- (4) スポーツ大会、レクリエーション大会及び講演会の開催
- (5) 大学祭又は学生団体活動に対する援助
- (6) 東日本医科学生体育大会等の関連事業に対する援助
- (7) 正課及び学生団体活動等において顕著な成果をあげた者又は団体の顕彰に対する援助
- (8) その他前条の目的を達成するのに必要な事業

2. 構成

正会員(教員・学部学生)及び特別会員

3. 経 費

(1) 会 費

学 生

令和7年度新入学生 学友会会費等内訳表

(単位：円)

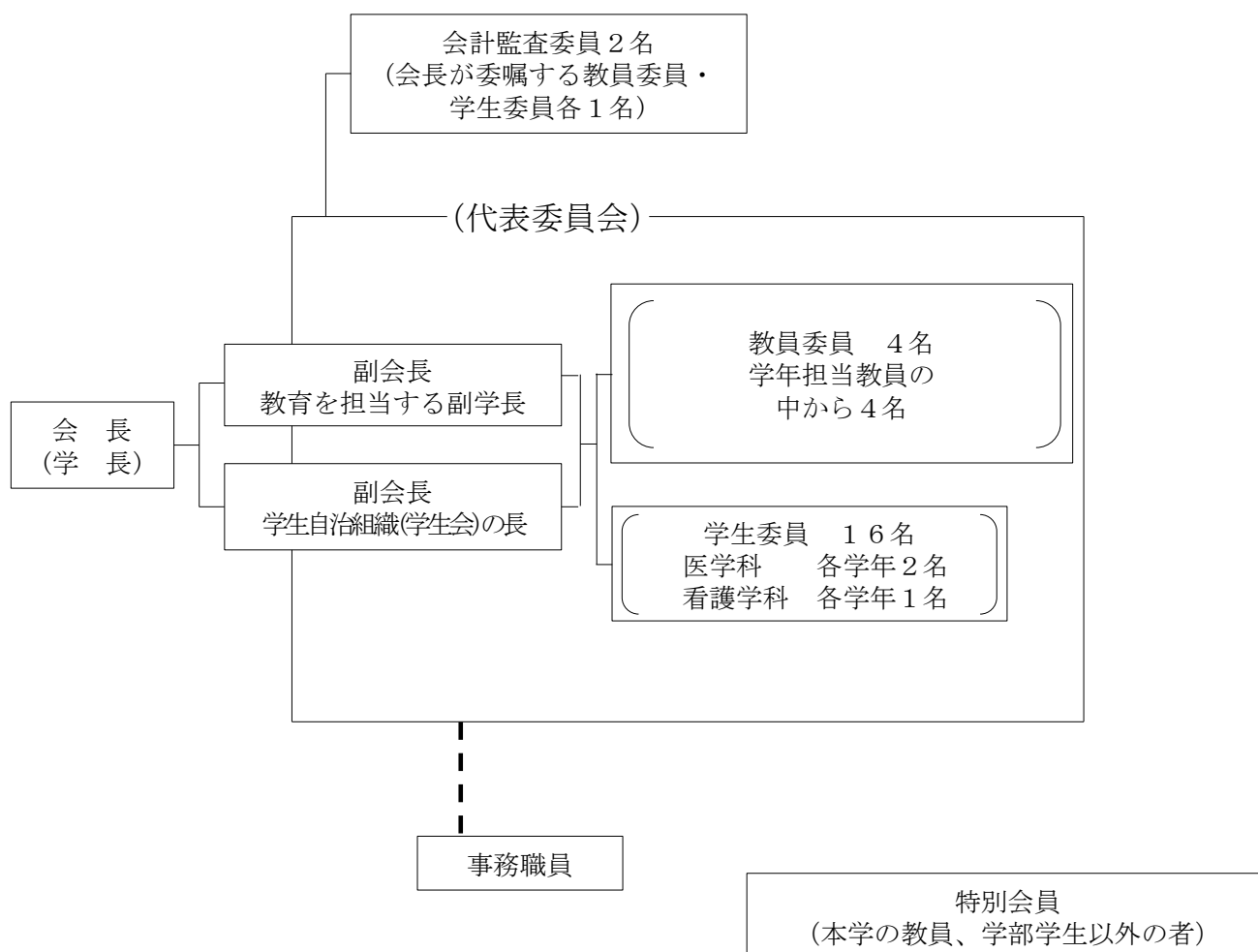
項 目	医学科 学生	医学科 第2年次 編入学生	看護学科 学生
学友会会費 (会則第12条第2項第1号)	30,000 (6年間分一括)	25,000 (5年間分一括)	20,000 (4年間分一括)
共用試験受験料 (会則第12条第3項第1号)	33,000	33,000	
感染予防等健康管理に要する経費 (会則第12条第3項第2号)			
① 風疹・麻疹・おたふくかぜ・水痘ウイルス 抗体価検査、結核血液検査料	15,200	15,200	15,200
② B型肝炎ワクチン接種費用	11,100	11,100	11,100
③ インフルエンザワクチン接種費用※	4,000	4,000	2,000
④ 放射線従事者血液検査料	600	600	
⑤ C型肝炎抗体検査料	1,500	1,500	1,500
保険の加入に必要な経費 (会則12条第3項第3号)			
① 学生教育研究災害傷害保険	4,800 (6年間分一括)	4,130 (5年間分一括)	
② 学研災付帯賠償責任保険 (Cコース医学生教育研究賠償責任保険)	3,000 (6年間分一括)	2,500 (5年間分一括)	
③ 総合補償制度Will (タイプ2)			18,000 (4年間分一括)
会費納入額合計	103,200	97,030	67,800

※インフルエンザワクチン接種対象学年：医学科4・5年次、看護学科3年次

注) 会費納入の際には、上表の「会費納入額合計」の金額から振込手数料を差し引いた金額をお振込み願います。

教員(講師以上)	1年間	2,000円
教員(助教)	1年間	1,000円
特別会員	1年間	1,000円

4. 組織



11. 国家試験について

医師、看護師、保健師及び助産師になるには、札幌市をはじめ全国で年1回実施される国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けることが必要です。

国家試験の施行に関する詳細については、厚生労働大臣から告示された時点で、公用掲示板に掲示しますが、国家試験の概略と手続き方法を簡単にお知らせします。

医師国家試験

- (1) 試験の時期：2月上旬
- (2) 試験内容：臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能
- (3) 提出書類：受験願書（受験手数料に相当する収入印紙を貼付）・受験写真用台紙・写真（出願前6か月以内、脱帽正面で撮影した縦6cm×横4cm）・卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) その他：交通事故・違反を起こした場合には、速やかに学年担当教員に申し出るとともに、学生支援課に「交通事故・違反に関する届出書」を提出してください。
また、その事故・違反により、「罰金以上の刑」に処せられたものは、国家試験合格後の免許申請書にその旨を記載するとともに、関係書類(起訴状・判決文・罰金の領収証書)の添付が必要となりますので、大切に保管しておいてください。
詳細については、P72の「9.事故・法律等違反時の対応及び防止について」を参照してください。

看護師・保健師及び助産師国家試験

- (1) 試験の時期：2月上旬
- (2) 試験内容：**看護師** 人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践
保健師 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論
助産師 基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理
- (3) 提出書類：受験願書（受験手数料に相当する収入印）を貼付）・受験写真用台紙・写真（出願前6か月以内、脱帽正面で撮影した縦6cm×横4cm）・卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) その他：交通事故・違反を起こした場合には、速やかに学年担当教員に申し出るとともに、学生支援課に「交通事故・違反に関する届出書」を提出してください。
また、その事故・違反により、「罰金以上の刑」に処せられたものは、国家試験

合格後の免許申請書にその旨を記載するとともに、関係書類(起訴状・判決文・罰金の領収証書)の添付が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

詳細については、P72の「9.事故・法律等違反時の対応及び防止について」を参照してください。

受験願書等の配付及び出願に関する事務は、**学生支援課**で行います。

12. 学生が関係する学内諸規則

1. 旭川医科大学学則	101
2. 旭川医科大学大学院学則	115
3. 旭川医科大学学位規程	127
4. 旭川医科大学博士論文審査実施細則	130
5. 旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）学位論文の審査に係る評価基準	132
6. 旭川医科大学修士論文審査実施細則	133
7. 旭川医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）学位論文等の審査に係る評価基準	134
8. 旭川医科大学学生規程	135
9. 旭川医科大学学生規程に関する申合せ	139
10. 旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程	140
11. 旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程	143
12. 旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程	146
13. 旭川医科大学授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する規程	149
14. 学生から取得した個人情報の取扱い方針	150
15. 旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程	152
16. 旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドライン	155
17. 旭川医科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程	157
18. 旭川医科大学における学生等のハラスメントの相談への対応に関する細則	170
19. 旭川医科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程	172
20. 旭川医科大学大学院における成績評価に対する異議申立てに関する規程	174
21. 旭川医科大学における障害のある学生等への支援に関する要項	176

上記以外にも、次ページのように皆さんの大学生活に関係する規程が数多くあります。
本誌に掲載している学則等を含め、必要に応じ改正されることがありますので、
最新の内容や関係する様式は、下記 QR コードから本学ホームページの規程集を確認してください。



「旭川医科大学規程集」

旭川医科大学学外実習経費支給要項
旭川医科大学授業料の免除及び徴収の猶予に関する規程
授業料免除の選考細則
旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項
旭川医科大学医学部看護学科学生に対する奨学資金貸与要項
旭川医科大学大学院学生に対する奨学金支給に関する要項
旭川医科大学学部学生授業料特別貸与要項
旭川医科大学学生表彰規程
旭川医科大学学生表彰実施細則
旭川医科大学学生リーダーシップ賞授与要項
旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項
旭川医科大学体育施設使用要項
旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項
旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用に関する申合せ
旭川医科大学福利厚生施設セミナー室使用要項
掲示等の取扱要項
旭川医科大学課外活動用具貸出要項
旭川医科大学科目等履修生規程
旭川医科大学研究生規程
再入学に関する申合せ
旭川医科大学図書館利用規程
旭川医科大学図書館特別利用に関する細則
旭川医科大学図書館無線LAN利用要項
旭川医科大学図書館文献複写規程
旭川医科大学医学部学年担当教員に関する細則
医学部医学科の学生支援メンター制度実施要項
旭川医科大学看護学科グループ担任に関する要項

1. 旭川医科大学学則

平成16年4月6日
旭医大達第150号

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 旭川医科大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。

(学部の組織)

第2条 本学に医学部を置く。

2 医学部に医学科及び看護学科を置く。

(講座及び学科目)

第3条 医学部における講座及び学科目は、別に定める。

(学生定員)

第4条 医学科の学生定員は、入学定員95人、第2年次編入学定員10人、収容定員620人とし、看護学科の学生定員は、入学定員60人、収容定員240人とする。

第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第5条 医学科の修業年限は、6年（第2年次編入学者は5年）とし、看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 医学科の在学期間は、12年（第2年次編入学者は10年）、看護学科の在学期間は、8年を超えることができない。ただし、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 各学期の授業科目の開始日等は、別に定めることができる。

(休業日)

第9条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。なお、第4号の休業期間は、毎年度学年暦により定めるものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学記念日 11月5日

(4) 春季、夏季及び冬季休業期間

2 臨時休業日は、その都度定める。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日を変更する場合がある。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第10条 医学科の授業科目は、基礎教育科目、Introduction to Clinical Medicine科目（以下「ICM科目」という。）、基礎医学科目及び臨床医学科目とする。

- 2 前項の授業科目の名称、単位数等については、別表1に定めるとおりとし、当該授業科目の履修年次は、別に定める。
- 3 看護学科の授業科目は、一般基礎科目、専門基礎科目及び専門科目とする。
- 4 前項の授業科目の名称、単位数等については、別表2に定めるとおりとし、当該授業科目の履修年次は、別に定める。

(授業の方法及び単位の計算方法)

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 単位の計算方法は、別に定めるものを除き、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを標準とする。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、試験その他の審査によりこれを行う。

- 2 前項の試験及び審査の方法並びに学習の評価については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第14条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位は、別に定めるところにより60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学又は専修学校において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第21条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを終えた者に入学を許可する。

(医学科の再入学、編入学及び転入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、医学科への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、医学科の相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 本学医学科の中途退学者で、再び入学を志願するもの
- (2) 他の大学において進学課程を修了した者で、入学を志願するもの
- (3) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、入学を志願するもの

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(医学科の第2年次編入学)

第23条 次の各号の一に該当する者（ただし、医学部医学科の卒業者及び在学者を除く。）で、医学科への入学を志願するものは、選考の上、定員の範囲内で、第2年次への入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 大学院修士課程又は博士課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国に

において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(看護学科の再入学、編入学及び転入学)

第24条 次の各号の一に該当する者で、看護学科への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、看護学科の相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 本学の中途退学者で、再び入学を志願するもの
- (2) 他の大学を卒業した者で、入学を志願するもの
- (3) 他の大学に在学中の者で、入学を志願するもの

2 前項の取扱いについては、別に定める。

第25条 削除

第6章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第26条 疾病その他やむを得ない事由により2か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2 病気その他の事由により修学することが不適当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学期間は、引き続き2年を超えることができない。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条の在学期間には算入しない。

(復学)

第28条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第29条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署で学長に詳細な理由を記した転学願を提出して、その許可を受けなければならない。

(留学)

第30条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 留学期間は、第6条の在学期間に算入する。

(退学)

第31条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長はこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て許可されなかった者又は入学料の半額又は一部を免除された者で、納付すべき入学料の納付を怠り、督促してもなお納付しないもの
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第6条に規定する在学期間を超えた者
- (4) 第27条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第7章 卒業及び学士

(卒業の要件)

第33条 医学科の卒業の要件は、6年(第2年次編入学者は、5年)以上在学し、別表1に定めるところにより、210単位以

上を修得することとする。

2 看護学科の卒業の要件は、4年以上在学し、別表2に定めるところにより、124単位以上を修得することとする。

(卒業及び学位の授与)

第34条 学長は、前条の要件をそなえた者については教授会の議を経て卒業を認定し、旭川医科大学学位規程（平成16年旭医大達第104号）の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第8章 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第35条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第36条 入学料は、入学を許可されるときに納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第37条 第21条及び前条の規定にかかわらず、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、入学する者の申請により入学料の全額、半額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第38条 授業料は、毎年度について、前期及び後期の2期に区分し、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。ただし、入学した日の属する期の授業料については、5月に納付しなければならない。

2 前項における納付期限は、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出により、入学を許可されるときに納付することができる。

(休学の場合における授業料)

第39条 前期又は後期の全期間を通じて休学することを許可された者又は休学を命ぜられた者は当該期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期の期間の一部について休学することを許可された者又は休学を命ぜられた者は、授業料年額の12分の1に相当する額に、休学期間初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは、当該月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは、当該月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。ただし、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学することを許可されていない者又は休学を命ぜられていない者の当該期分の授業料については、この限りでない。

(復学の場合における授業料)

第40条 前期又は後期中途において復学した者の当該期の授業料は、月割計算により、復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付しなければならない。

(退学等の場合における授業料)

第41条 前期又は後期中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。ただし、死亡した者並びに行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者及び授業料の未納者で入学料の未納を理由として除籍されたものの未納の授業料については、この限りでない。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第42条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者は、本人等の申請により授業料の全部若しくは一部を免除又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(免除又は猶予事由の消滅に伴う授業料)

第43条 前条の規定により授業料を免除され、又は徴収を猶予されている者が、その事由を失ったときは、その月から所定の期日に授業料を納付しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等)

第44条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この学則に定めるもののほか、学長が別に定めるところによる。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第45条 既納の検定料、入学料及び授業料は、これを返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 第35条の規定により検定料を納付した者が、2段階選抜を実施する入学者選抜において第1段階目の選抜で不合格となった場合又は本学学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には、納付した者の申出により、それぞれ学長が別に定めるところによる第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額又は学長が別に定めるところによる検定料との差に相当する額
- (2) 第38条第3項及び第4項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合には後期分の授業料に相当する額
- (3) 第38条第4項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料に相当する額

第9章 聴講生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(聴講生)

第46条 本学所定の授業科目中、1科目又は数科目について聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生としての入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第47条 他の大学又は外国の大学との協議に基づき当該大学に在学中の者を、特別聴講学生として、本学において授業科目を履修させることがある。

(研究生)

第48条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から一又は複数の授業科目の履修を志願するものがあるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(聴講生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生)

第51条 聴講生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第10章 表彰及び懲戒

(表彰)

第52条 学業又は他の業績が特に優秀な者については、学長が表彰することができる。

2 前項の取り扱いについては、別に定める。

(懲戒)

第53条 本学則、その他本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて長期間にわたって出席しない者

- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 関連教育病院

(関連教育病院)

第54条 本学は、学生に対する臨床教育を行うために、国公立又は法人の設立する病院との協議に基づいて、当該病院において、学生に特定の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第55条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、及び文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年3月31日現在、国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された旭川医科大学（以下「旧大学」という。）に在学する学生で、平成16年4月1日以降も旧大学に在学する予定であった者は、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成16年4月1日に国立大学法人旭川医科大学が設置する本学に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生に適用されていた学則その他の規程については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月10日旭医大達第8号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に大学入学資格検定に合格した者は、改正後の学則第18条第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月24日旭医大達第55号）

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年2月8日旭医大達第5号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年5月11日旭医大達第45号）

この学則は、平成18年5月11日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則（平成18年6月21日旭医大達第86号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月27日旭医大達第92号）

この学則は、平成18年10月27日から施行する。

附 則（平成19年12月26日旭医大達第76号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月26日旭医大達第26号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月18日旭医大達第51号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する

者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月14日旭医大達第3号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月18日旭医大達第5号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学科の学生定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成21年度から平成29年度までの入学定員及び平成21年度から平成34年度までの収容定員は、次表によるものとする。

区分	入学定員	収容定員
平成21年度	102人	602人
平成22年度	102人	614人
平成23年度	102人	626人
平成24年度	102人	638人
平成25年度	102人	650人
平成26年度	102人	662人
平成27年度	102人	662人
平成28年度	102人	662人
平成29年度	102人	662人
平成30年度	—	655人
平成31年度	—	648人
平成32年度	—	641人
平成33年度	—	634人
平成34年度	—	627人

附 則（平成22年1月13日旭医大達第1号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 医学科の学生定員は、学則第4条の規定にかかわらず、平成22年度から平成31年度までの入学定員及び平成22年度から平成36年度までの収容定員は、次表によるものとする。

区分	入学定員	収容定員
平成22年度	112人	624人
平成23年度	112人	646人
平成24年度	112人	668人
平成25年度	112人	690人
平成26年度	112人	712人
平成27年度	112人	722人
平成28年度	112人	722人
平成29年度	112人	722人
平成30年度	107人	717人
平成31年度	107人	712人
平成32年度	—	695人
平成33年度	—	678人
平成34年度	—	661人
平成35年度	—	644人
平成36年度	—	632人

附 則（平成23年1月12日旭医大達第95号）

この学則は、平成23年1月12日から施行し、改正後の第37条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月13日旭医大達第154号）

- 1 この学則は、平成23年7月13日から施行する。ただし、第10条及び第33条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の第10条及び第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日旭医大達第36号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月14日旭医大達第6号）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月22日旭医大達第25号）

この学則は、平成28年6月22日から施行し、改正後の第23条第1項及び第25条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月6日旭医大達第4号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日旭医大達第7号）

この学則は、平成30年2月14日から施行する。

附 則（平成30年6月20日旭医大達第37号）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月13日旭医大達第13号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 看護学科の学生定員は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年度の収容定員は、250人とする。
- 3 旭川医科大学医学部看護学科第3年次編入学に関する申合せ（平成16年4月1日教授会申合せ）は廃止する。

附 則（平成31年3月27日旭医大達第39号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月16日旭医大達第144号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日旭医大達第8号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者（令和4年度に新たに第1学年に入学する者は除く。）については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月11日旭医大達第10号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月9日旭医大達第93号）

この学則は、令和5年5月9日から施行し、改正後の第45条第1号の規定は、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和6年3月13日旭医大達第41号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者（令和6年度に新たに第1学年に入学する者は除く。）については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第10条第2項関係)

区分	授業科目	単位数	授業形式	必修・選択の別
基礎 教育 科目	医学英語ⅠA	1	演習	必修
	医学英語ⅠB	1	〃	
	医学英語ⅡA	1	〃	
	医学英語ⅡB	1	〃	
	医学英語Ⅲ	1	〃	
	自然科学入門(物理系)	1	講義	選択必修(1単位)
	自然科学入門(化学系)	1	〃	
	自然科学入門(生物系)	1	〃	
	基礎生物学	2.5	講義	必修
	医用物理学	2.5	〃	
	統計学	1	〃	
	情報リテラシー	1	〃	
	基礎化学	2.5	〃	
	心理学	2	〃	
	発生遺伝学	1	〃	
	分子生物学	1	〃	
	基礎生物学実習	1	実習	
	医用物理学実習	0.5	〃	
	情報学実習	0.5	〃	
	基礎化学実習	0.5	〃	
	心理・コミュニケーション実習	1	〃	
	データサイエンス	1	講義	
	数学	1	〃	
	初年次セミナー	1	演習	
	人間と思想	【1】	講義	選択
	人間と文学	【1】	〃	
	言葉と文化	【1】	〃	
	社会と文化	【1】	〃	
	現代社会論	【1】	〃	
	人間と行動	【1】	〃	
	科学と技術	【1】	〃	
ドイツ語講読	2	〃		
フランス語講読	2	〃		
ロシア語講読	2	〃		
中国語講読	2	〃		
手話入門(基本編)	1	〃		
手話入門(実践編:医療手話)	1	〃		

※ 単位数欄中の数字に【 】のつけてある授業科目は、複数の講義題目により行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

区分	授業科目	単位数	授業形式	必修・選択の別
I C M 科目	早期体験実習Ⅰ	1	実習	必修
	早期体験実習Ⅱ	1	〃	
	地域医療学	1	講義	
	医学チュートリアルⅠ	1	演習	
	医学チュートリアルⅡ	1	〃	
	医学チュートリアルⅢ	1	〃	
	医療社会学	1	講義	
	医療社会学実習	1	実習	
	医療概論Ⅰ	1	講義	
	医療概論Ⅱ	1	〃	
	医療概論Ⅲ	1	〃	
	医療概論Ⅳ	1	〃	
	医療情報学	1	〃	
	医療安全	1	〃	
	医学研究特論	5	演習	
	症候学	1	〃	
	選択必修コース	1	講義	

区分	授業科目	単位数	授業形式	必修・選択の別
基礎 医 学 科 目	機能形態基礎医学Ⅰ	3	講義	必修
	機能形態基礎医学Ⅱ	6	〃	
	生化学Ⅰ	2	〃	
	生化学Ⅱ	2	〃	
	免疫学	2	〃	
	形態学実習Ⅰ	1.5	実習	
	形態学実習Ⅱ	3	〃	
	生化学実習	1	〃	
	病理学	3	講義	
	微生物学	2	〃	
	寄生虫学	1	〃	
	薬理学	2	〃	
	基礎医学特論	1	〃	
	衛生・公衆衛生	2	〃	
	法医学	1	〃	
	生理学実習・演習	1	実習	
	薬理学実習	1	〃	
	微生物学実習	0.5	〃	
	寄生虫学実習	0.5	〃	
	病理学実習	1	〃	
衛生・公衆衛生実習	0.7	〃		
法医学実習・演習	0.3	〃		
臨 床 医 学 科 目	心肺病態制御医学	4	講義	必修
	生体調節医学	3	〃	
	生体防御医学	2	〃	
	消化器医学	3	〃	
	精神・神経病態医学	4	〃	
	感覚器病態医学	5	〃	
	生殖発達医学	5	〃	
	腫瘍学	2	〃	
	整形外科学	2	〃	
	麻酔科学	1	〃	
	救急医学	1	〃	
	症候別・課題別講義	2	〃	
	臨床放射線学	1	〃	
	臨床検査学	1	〃	
	臨床薬剤・薬理・治療学	2	〃	
	臨床疫学	1	〃	
	健康弱者のための医学	1.5	〃	
	リハビリテーション医学	1	〃	
	形成外科学	0.5	〃	
	臨床ゲノム医学	0.5	〃	
臨床実習序論	3	演習		
臨床実習Ⅰ	21	実習		
臨床実習Ⅱ	38	〃		
臨床実習Ⅲ	12	〃		

【卒業要件単位数】

必修科目 201 単位及び選択科目 5 単位以上、合計 206 単位以上を取得すること。

別表2 (第10条第4項関係)

区分	授業科目	単位数	授業形式	必修・選択の別
一般 基礎 科目	英語 I A	1	演習	必修
	英語 I B	1	〃	
	英語 II A・II B	1	〃	
	情報リテラシー	1	講義	
	統計学	1	〃	
	初年次セミナー	1	〃	
	看護社会論	1	〃	
	生命科学 (入門)	1	講義	選択
	生命科学 (発展)	1	〃	
	看護化学	1	〃	
	ドイツ語講読	2	〃	選択
	フランス語講読	2	〃	
	中国語講読	2	〃	
	ロシア語講読	2	〃	
	手話入門 (基本編)	1	〃	
	手話入門 (実践編：医療手話)	1	〃	
	人間と思想	【1】	〃	
人間と文学	【1】	〃		
言葉と文化	【1】	〃		
社会と文化	【1】	〃		
現代社会論	【1】	〃		
人間と行動	【1】	〃		
科学と技術	【1】	〃		

注 単位数欄中の数字に【 】のつけてある授業科目は、複数の講義題目により行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

区分	授業科目	単位数	授業形式	必修・選択の別
専門 基礎 科目	形態機能学	4	講義	必修
	生体観察実習	1	実習	
	栄養学	1	講義	
	生化学	1	〃	
	病理学総論	1	〃	
	病理学各論	1	〃	
	薬理学	1	〃	
	臨床薬理学	1	〃	
	感染制御学	2	〃	
	臨床病態治療学 I (精神・小児・婦人科系疾患)	2	〃	
	臨床病態治療学 II (内科・外科系疾患)	2	〃	
	臨床病態治療学 III (内科・外科系以外の疾患)	2	〃	
	健康教育論	1	〃	
	疫学	2	〃	
	保健統計	2	〃	
	公衆衛生論	1	〃	
	保健医療福祉システム論	2	〃	
	発達心理学	2	〃	
	臨床心理学	2	〃	
	看護遺伝学	1	講義	選択 (助産師課程選択者は必ず選択すること)
保健医療福祉行政論	1	講義	選択 (保健師課程選択者は必ず選択すること)	

区分	授業科目	単位数	授業形式	必修・選択の別	
看護の基礎盤	看護学概論	2	講義	必修	
	基礎看護技術学Ⅰ（共通技術）	1	演習		
	基礎看護技術学Ⅱ（日常生活援助技術）	2	〃		
	基礎看護技術学Ⅲ（診療関連技術）	1	〃		
	基礎看護技術学Ⅳ（看護過程）	1	講義		
	コミュニケーション論	1	〃		
	看護フィジカルアセスメント	1	〃		
	人間生涯発達論	1	〃		
	看護倫理	1	〃		
	看護理論	1	〃		
	地域看護学	1	〃		
	早期体験実習Ⅰ（コミュニケーション, プロフェッショナリズム）	1	実習		
	早期体験実習Ⅱ（北海道の地域医療, 看護職）	1	〃		
	基礎看護学実習Ⅰ（療養生活の理解）	1	〃		
	基礎看護学実習Ⅱ（看護過程と看護実践）	2	〃		
	専門科目	地域包括ケア論Ⅰ（地域の理解）	1		講義
		地域包括ケア論Ⅱ（地域の課題把握）	1		〃
		地域包括ケア論Ⅲ（地域の課題解決）	1		〃
		地域包括ケア論Ⅳ（地域課題の継続的な取組）	1		〃
地域包括ケア実習		1	実習		
特性と看護	成人看護学Ⅰ（健康状態と看護）	2	講義		
	成人看護学Ⅱ（主な健康障害と看護）	2	〃		
	高齢者看護学Ⅰ（老いを生きる人と看護）	1	〃		
	高齢者看護学Ⅱ（老年期の生活障害と看護）	1	〃		
	小児看護学	2	〃		
	母性看護学	2	〃		
	精神看護学Ⅰ（個人と社会における精神保健）	1	〃		
	精神看護学Ⅱ（精神症状と看護の展開）	1	〃		
	在宅看護学	2	〃		
	実践看護技術学Ⅰ（成人）	1	演習		
	実践看護技術学Ⅱ（精神・母性・小児）	2	〃		
	実践看護技術学Ⅲ（高齢者・在宅）	1	〃		
	成人看護学実習Ⅰ（急性期）	3	実習		
	成人看護学実習Ⅱ（外来）	1	〃		
	成人看護学実習Ⅲ（慢性期）	2	〃		
高齢者看護学実習	3	〃			
小児看護学実習	2	〃			
母性看護学実習	2	〃			
精神看護学実習	2	〃			
看護の発展と探求	がん看護学	2	講義		
	チーム医療・リハビリテーション看護論	1	〃		
	国際保健・災害看護論	1	〃		
	看護研究	1	演習		
	卒業研究	2	〃		

専 門 科 目	看護の発展と探求	在宅看護学実習	2	実習	選択	
		総合実習	2	〃		
		看護管理・医療安全論	1	講義		
		看護教育論	1	講義		
		看護英語文献講読	1	〃		
		がんサバイバーシップ	1	〃		
		がんエンドオブライフケア	1	〃		
		医療経済・看護経営論	1	〃		
		家族看護論	1	〃		
		認知症ケア論	1	〃		
		クリティカルケア論	1	〃		
		看護英語	1	演習		選択（履修条件あり）
		助産学概論	1	講義		選択【助産師課程選択者は必ず選択すること】
助産活動論Ⅰ（リプロダクティブヘルス／ライツと女性・家族への支援）	1	〃	選択【助産師課程及び保健師課程選択者は必ず選択すること】			
公衆衛生看護学概論	2	〃	選択【保健師課程選択者は必ず選択すること】			
公衆衛生看護活動論Ⅰ（個人・家族・集団）	2	〃	選択【助産師課程及び保健師課程選択者は必ず選択すること】			
卒業要件単位数		必修科目 106 単位， 選択科目 18 単位以上（一般基礎科目から 6 単位以上専門基礎科目及び専門科目から 10 単位以上の計 18 単位以上）， 合計 124 単位以上を修得すること。				

【助産師課程】

区分	授業科目	単位数	授業形式	必修・選択の別
専 門 科 目	助産活動論Ⅱ（助産学基礎知識）	2	講義	必修
	助産管理学	1	〃	
	助産診断・技術学Ⅰ（妊娠期）	1	演習	
	助産診断・技術学Ⅱ（分娩期）	2	〃	
	助産学実習	11	実習	
助産師国家試験受験資格	助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は，卒業要件（124 単位）の他に，助産師課程の専門科目の全て（17 単位）を取得すること。 なお，上記の助産師課程の専門科目は卒業要件単位数に含めることはできない。			

【保健師課程】

区分	授業科目	単位数	授業形式	必修・選択の別
専 門 科 目	公衆衛生看護活動論Ⅱ（地域アセスメント）	2	講義	必修
	公衆衛生看護活動論Ⅲ（公衆衛生看護管理）	2	〃	
	公衆衛生看護活動論Ⅳ（政策づくり）	1	〃	
	公衆衛生看護技術論	2	演習	
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	3	実習	
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	2	〃	
保健師国家試験受験資格	保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は，卒業要件（124 単位）の他に，保健師課程の専門科目の全て（12 単位）を取得すること。 なお，上記の保健師課程の専門科目は卒業要件単位数に含めることはできない。			

2. 旭川医科大学大学院学則

平成16年4月6日

旭医大達第151号

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 旭川医科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。

(研究科)

第2条 本大学院に、医学系研究科(以下「研究科」という。)を置く。

2 研究科の課程は、修士課程及び博士課程とする。

3 修士課程に、次の専攻を置く。

看護学専攻

4 博士課程に、次の専攻を置く。

医学専攻

(学生定員)

第3条 学生定員は、修士課程においては入学定員16人、収容定員32人とし、博士課程においては、入学定員15人、収容定員60人とする。

第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第4条 修業年限は、修士課程においては2年を標準とし、博士課程においては、4年を標準とする。ただし、職業を有している等の事情により標準の修業年限を超えて教育課程を履修し、修了することを希望する者の修業年限は、修士課程にあつては4年以内、博士課程にあつては6年以内とする。

2 前項ただし書の取り扱いに関しては、別に定める。

(在学期間)

第5条 在学期間は、修士課程においては4年を、博士課程においては8年を超えることができない。

2 転入学及び再入学を許可された者の在学期間については、旭川医科大学大学院委員会(以下「大学院委員会」という。)の議を経て学長が決定する。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、博士課程においては、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わることができる。

(学期及び休業日)

第6条の2 学期及び休業日については、旭川医科大学学則(平成16年旭医大達第150号。以下「本学学則」という。)第8条及び第9条の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目)

第8条 修士課程における授業科目及び単位は、別表第1のとおりとし、博士課程における各専攻の授業科目及び単位は、別表第2のとおりとする。

(研究指導)

第9条 学生は、その属する専攻の指導教員の指導を受けるものとする。

2 研究指導上特に有益と認めるときは、他大学の大学院、研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(他大学院における授業科目の履修)

第10条 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

(留学)

第11条 前2条の規定は、学生が外国の大学の大学院、研究所等に留学する場合に準用する。

2 留学の期間は、第15条に定める在学期間を含めることができる。

(入学前の既修得単位の取扱)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位の認定)

第13条 授業科目を履修した者には、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2 第10条の規定により修得した授業科目の単位については、大学院委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

3 第12条の規定により修得した授業科目の単位については、大学院委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

4 転入学及び再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学業を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(教育方法の特例)

第14条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の4 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第15条 修士課程修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、第8条に定める授業科目について次の各号に掲げる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士論文コース 30単位以上 (新設)

(2) 高度実践コース (新設)

(ア) がん看護 43単位以上 (新設)

(イ) 高齢者看護 42単位以上 (新設)

2 修士論文については、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって代えることができる。

3 博士課程修了の要件は、本大学院に4年以上在学し、第8条に定める授業科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 第12条の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位授与)

第16条 本大学院の課程を修了した者には、旭川医科大学学位規程(平成16年旭医大達第104号)の定めるところにより修士又は博士の学位を授与する。

第6章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15

年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (1) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (2) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年(最終の課程は医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程又は獣医学を履修する課程)の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年(最終の課程は医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程又は獣医学を履修する課程)の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年(最終の課程は医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程又は獣医学を履修する課程)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学(医学を履修する課程、歯学を履修する課程又は獣医学を履修する課程)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年(最終の課程は医学を履修する課程、歯学を履修する課程又は獣医学を履修する課程)の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年(最終の課程は医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程又は獣医学を履修する課程)の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年(最終の課程は医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程又は獣医学を履修する課程)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程又は獣医学を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(入学の出願)

第19条 本大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を終えた者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第22条 他大学の大学院に在学する者又は大学院を退学した者で、本大学院へ入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(転専攻)

第23条 第7章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学等)

第24条 休学、復学、転学、退学及び除籍については、本学学則第26条から第32条までの規定を準用する。この場合において、第32条中「教授会」とあるのは「大学院委員会」と読み替えるものとする。ただし、修士課程においては、本学学則第27条第2項の規定にかかわらず、休学期間は、通算して2年を超えることができない。

第8章 表彰及び懲戒

(表彰)

第25条 学業又は他の業績が特に優秀な者については、学長が表彰することができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(懲戒)

第26条 懲戒については、本学学則第53条の規定を準用する。この場合において、第53条第1項中「教授会」とあるのは「大学院委員会」と読み替えるものとする。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第27条 検定料、入学料及び授業料の額は、学長が別に定めるところによるものとする。

2 検定料、入学料及び授業料の納付方法並びに免除又は猶予の取扱い等については、本学学則第35条から第45条までの規定を準用する。この場合において、第38条第1項ただし書中「5月」とあるのは「前期にあっては5月、後期にあっては11月」と読み替えるものとする。

第10章 聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び外国人留学生

(聴講生等)

第28条 聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生の取扱い等については、本学学則第46条、第47条、第50条及び第51条の規定を準用する。

(特別研究学生)

第29条 他大学の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院とあらかじめ協議の上、特別研究学生として受け入れることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第30条 本学の学生以外の者で、本大学院が開設する授業科目の中から一又は複数の科目の履修を願ひ出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

第11章 教員組織

(教員組織)

第31条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第12章 運営組織

(大学院委員会)

第32条 本大学院の重要事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年3月31日現在、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された旭川医科大学(以下「旧大学」という。)に在学する大学院学生で、平成16年4月1日以降も旧大学に在学する予定であった者は、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成16年4月1日に国立大学法人旭川医科大学が設置する本学に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生に適用されていた学則その他の規程については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年6月9日旭医大達183号)

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月26日旭医大達第1号)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月15日旭医大達第24号)

この学則は、平成17年6月15日から施行する。

附 則 (平成17年10月24日旭医大達第56号)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月8日旭医大達第6号)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年5月11日旭医大達第46号)

この学則は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年4月1日旭医大達第19号)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度から平成21年度までの各年度の学生収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次によるものとする。
平成19年度 105人
平成20年度 90人
平成21年度 75人
- 3 平成19年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則第8条別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月26日旭医大達第77号)

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年1月9日旭医大達第1号)

この学則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日旭医大達第24号)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成20年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年7月9日旭医大達第52号)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日旭医大達第33号)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者については、改正後の学則別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月14日旭医大達第164号）

この学則は、平成23年9月14日から施行する。

附 則（平成24年3月21日旭医大達第23号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者については、改正後の学則別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日旭医大達第10号）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者については、改正後の学則別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月30日旭医大達第16号）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者については、改正後の学則別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月22日旭医大達第26号）

この学則は、平成28年6月22日から施行し、改正後の第18条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月6日旭医大達第6号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日旭医大達第15号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日旭医大達第32号）

- 1 この学則は、平成29年10月1日から施行し、改正後の別表第2については、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者については、改正後の別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月8日旭医大達第156号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者については、改正後の学則別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者については、改正後の学則別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

【修士論文コース】

(修士課程)

科目区分	分野	領域	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
					講義	演習	実験 実習
共通科目			看護形態機能学特論	1	2		
			保健統計特論	1	2		
			看護理論特論	1	2		
			看護研究特論	1	2		
			カウンセリング特論	1	2		
			看護倫理特論	1	2		
			看護教育学特論	1	2		
専門科目	看護のイノベーションと健康増進分野	成人看護学	成人看護学特論	1	2		
			成人看護学演習	1		4	
			成人看護学特別研究	2		14	
		健康教育開発学	健康教育開発学特論	1	2		
			健康教育開発学演習	1		4	
			健康教育開発学特別研究	2		14	
		応用基礎医学	応用基礎医学特論	1	2		
			応用基礎医学演習	1		4	
			応用基礎医学特別研究	2		14	
	地域社会の発展・創成分野	高齢者看護学	高齢者看護学特論	1	2		
			高齢者看護学演習	1		4	
			高齢者看護学特別研究	2		14	
		在宅看護学	在宅看護学特論	1	2		
			在宅看護学演習	1		4	
			在宅看護学特別研究	2		14	
		公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論	1	2		
			公衆衛生看護学演習	1		4	
			公衆衛生看護学特別研究	2		14	
		基礎看護学	基礎看護学特論	1	2		
			基礎看護学演習	1		4	
			基礎看護学特別研究	2		14	
	看護管理学	看護管理学特論	1	2			
		看護管理学演習	1		4		
		看護管理学特別研究	2		14		
発達促進分野	母性看護学・助産学	母性看護学・助産学特論	1	2			
		母性看護学・助産学演習	1		4		
		母性看護学・助産学特別研究	2		14		
	小児・家族看護学	小児・家族看護学特論	1	2			
		小児・家族看護学演習	1		4		
		小児・家族看護学特別研究	2		14		
	精神保健看護学	精神保健看護学特論	1	2			
		精神保健看護学演習	1		4		
		精神保健看護学特別研究	2		14		

＜修了要件＞

計30単位以上を修得し、かつ、修士論文審査及び最終試験に合格すること。

＜履修方法＞

- 1 共通科目の中から4単位以上、専門科目の所属領域から20単位以上修得すること。
- 2 上記1で30単位に満たない場合は、共通科目または所属領域以外の特論を履修し、計30単位以上を修得すること。
- 3 専門領域を変更した場合には、既修得の特論及び演習は所属領域の専門科目修得単位として認めることができる。

【高度実践コース】

科目区分	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数			履修方法		
			講義	演習	実験 実習	がん 看護学	高齢者 看護学	
共通科目	看護理論特論	1	2			(4科目以上) 選択必修	(4科目以上) 選択必修	
	看護教育学特論	1	2					
	看護管理学特論	1	2					
	看護研究特論	1	2					
	コンサルテーション特論	1	2					
	看護倫理特論	1	2			選択	選択	
	看護形態機能学特論	1	2			選択	選択	
	保健統計特論	1	2			必修	必修	
	臨床薬理学特論	1	2			必修	必修	
	看護病態学特論	1	2			必修	必修	
	看護ヘルスアセスメント	1	2			必修	必修	
専門科目	がん看護学	共通 専攻分野 科目	がん多職種連携特論	1～2	1		必修	
			腫瘍病態学特論	1	1		必修	
			腫瘍治療学特論	1	1		必修	
			がん看護学特論Ⅰ	1	2		必修	
			がん看護学特論Ⅱ	1	2		必修	
	がん看護学	専門 専攻分野 科目	がん看護学演習Ⅰ	1		2	必修	
			がん看護学演習Ⅱ (高度症状緩和ナビゲーション演習)	1		2	必修	
			がん看護学特論Ⅲ	2	2		必修	
			がん看護学演習Ⅲ (高度症状緩和コミュニケーション演習)	2		2	必修	
			がん看護学実習Ⅰ	2		2	必修	
	がん看護学	実習・ 研究	がん看護学実習Ⅱ	2		4	必修	
			がん看護学実習Ⅲ (高度症状緩和ナビゲーション実習Ⅰ)	2		2	必修	
			がん看護学実習Ⅳ (高度症状緩和ナビゲーション実習Ⅱ)	2		2	必修	
			がん看護学課題研究	2		4	必修	
			高齢者看護学	共通 専攻分野 科目	高齢者看護学特論Ⅰ	1	2	
	高齢者看護学特論Ⅱ	1			2			必修
	高齢者看護学特論Ⅲ	1			2			必修
高齢者看護学特論Ⅳ	1	2					必修	
高齢者看護学特論Ⅴ	1	2					必修	
高齢者看護学	野専 科目 攻分	高齢者看護学演習Ⅰ		1		2		必修
		高齢者看護学演習Ⅱ		1		2		必修
		高齢者看護学実習Ⅰ		2		4		必修
高齢者看護学	実習・ 研究	高齢者看護学実習Ⅱ		2		6		必修
		高齢者看護学課題研究		2		4		必修

＜修了要件＞

「がん看護学」の場合は43単位以上又は「高齢者看護学」の場合は42単位以上修得するとともに、修士論文（課題研究）審査及び最終試験に合格すること。

＜履修方法＞

1 共通科目は14単位以上修得すること。また、下記(1)(2)の条件も満たすこと。

- (1) 看護理論特論，看護教育学特論，看護管理学特論，看護研究特論，コンサルテーション特論又は看護理論特論から4科目以上履修すること。
- (2) 臨床薬理学特論，看護病態学特論及び看護ヘルスアセスメントを履修すること。

2 所属領域の専門科目は、全て履修すること。

＜備考＞

修了要件を満たすことで、公益社団法人日本看護協会が認定する「がん看護専門看護師」又は「老人看護専門看護師」の受験要件を満たす。（新設）

別表第2 (第8条関係)

(博士課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			必修・選択の別
			講義	演習	実験・実習	
共通科目	共通基盤医学特論	1・2・3・4	2			必修
	共通先端医学特論	1～2	6			必修
	共通医学論文特論	2・3	2			必修
	(研究者コース共通) 基礎医学基盤演習	1・2・3		2		選択・必修
	(臨床研究者コース共通) 臨床医学基盤演習(臨床疫学・生物統計等)	1・2・3		2		選択・必修
	※ 修了に必要な共通科目の修得単位数 = 12 単位	—	10	2		
専門科目 (研究者コース)	腫瘍・血液病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床腫瘍・血液学特論	1・2	2			選択・必修
	腫瘍・血液病態学特論演習	1・2・3		2		選択・必修
	腫瘍・血液病態学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	腫瘍・血液病態学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	腫瘍・血液病態学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	腫瘍・血液病態学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	社会・環境医学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床環境・社会医学特論	1・2	2			選択・必修
	社会・環境医学特論演習	1・2・3		2		選択・必修
	社会・環境医学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	社会・環境医学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	社会・環境医学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	社会・環境医学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	免疫・感染症病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床免疫・感染症学特論	1・2	2			選択・必修
	免疫・感染症病態学特論演習	1・2・3		2		選択・必修
	免疫・感染症病態学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	免疫・感染症病態学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	免疫・感染症病態学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	免疫・感染症病態学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	感覚器・運動器病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床感覚器・運動器学特論	1・2	2			選択・必修
	感覚器・運動器病態学特論演習	1・2・3		2		選択・必修
	感覚器・運動器病態学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	感覚器・運動器病態学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	感覚器・運動器病態学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	感覚器・運動器病態学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	内分泌・代謝病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床内分泌・代謝学特論	1・2	2			選択・必修
	内分泌・代謝病態学特論演習	1・2・3		2		選択・必修
	内分泌・代謝病態学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	内分泌・代謝病態学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	内分泌・代謝病態学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	内分泌・代謝病態学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	神経・精神医学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床神経・精神医学特論	1・2	2			選択・必修
	神経・精神医学特論演習	1・2・3		2		選択・必修
	神経・精神医学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	神経・精神医学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	神経・精神医学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	神経・精神医学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	循環器・呼吸器病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床循環器・呼吸器学特論	1・2	2			選択・必修
	循環器・呼吸器病態学特論演習	1・2・3		2		選択・必修
	循環器・呼吸器病態学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	循環器・呼吸器病態学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	循環器・呼吸器病態学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	循環器・呼吸器病態学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	消化器病態学特論	1・2	2			選択・必修
臨床消化器学特論	1・2	2			選択・必修	
消化器病態学特論演習	1・2・3		2		選択・必修	
消化器病態学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修	
消化器病態学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修	
消化器病態学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修	
消化器病態学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修	
分子生理・薬理学特論	1・2	2			選択・必修	
臨床薬理・分子生理学特論	1・2	2			選択・必修	
分子生理・薬理学特論演習	1・2・3		2		選択・必修	
分子生理・薬理学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修	
分子生理・薬理学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修	
分子生理・薬理学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修	
分子生理・薬理学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修	
生殖・発達・再生医学特論	1・2	2			選択・必修	
臨床生殖・発達・再生医学特論	1・2	2			選択・必修	
生殖・発達・再生医学特論演習	1・2・3		2		選択・必修	
生殖・発達・再生医学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修	
生殖・発達・再生医学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修	
生殖・発達・再生医学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修	
生殖・発達・再生医学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修	
	※ 修了に必要な専門科目の修得単位数 = 20 単位以上	—	2	6	12	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			必修・選択の別
			講義	演習	実験・実習	
専 門 科 目 (臨 床 研 究 者 コ ー ス)	臨床腫瘍・血液学特論	1・2	2			選択・必修
	腫瘍・血液病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床腫瘍・血液学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修
	臨床腫瘍・血液学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	臨床腫瘍・血液学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	臨床腫瘍・血液学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	臨床腫瘍・血液学特論実験・実習Ⅳ（＊）	1・2・3・4			2	選択・必修
	臨床腫瘍・血液学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	臨床環境・社会医学特論	1・2	2			選択・必修
	社会・環境医学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床環境・社会医学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修
	臨床環境・社会医学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	臨床環境・社会医学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	臨床環境・社会医学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	臨床環境・社会医学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	臨床免疫・感染症学特論	1・2	2			選択・必修
	免疫・感染症病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床免疫・感染症学臨床研究・臨床試験演習	1・2・3		6		選択・必修
	臨床免疫・感染症学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	臨床免疫・感染症学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	臨床免疫・感染症学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	臨床免疫・感染症学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	臨床感覚器・運動器学特論	1・2	2			選択・必修
	感覚器・運動器病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床感覚器・運動器学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修
	臨床感覚器・運動器学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	臨床感覚器・運動器学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	臨床感覚器・運動器学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	臨床感覚器・運動器学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	臨床内分泌・代謝学特論	1・2	2			選択・必修
	内分泌・代謝病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床内分泌・代謝学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修
	臨床内分泌・代謝学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	臨床内分泌・代謝学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	臨床内分泌・代謝学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	臨床内分泌・代謝学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	臨床神経・精神医学特論	1・2	2			選択・必修
	神経・精神医学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床神経・精神医学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修
	臨床神経・精神医学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	臨床神経・精神医学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	臨床神経・精神医学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	臨床神経・精神医学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	臨床循環器・呼吸器学特論	1・2	2			選択・必修
	循環器・呼吸器病態学特論	1・2	2			選択・必修
	臨床循環器・呼吸器学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修
	臨床循環器・呼吸器学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修
	臨床循環器・呼吸器学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修
	臨床循環器・呼吸器学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修
	臨床循環器・呼吸器学特論実験・実習Ⅳ（＊）	1・2・3・4			2	選択・必修
	臨床循環器・呼吸器学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修
	臨床消化器学特論	1・2	2			選択・必修
消化器病態学特論	1・2	2			選択・必修	
臨床消化器学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修	
臨床消化器学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修	
臨床消化器学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修	
臨床消化器学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修	
臨床消化器学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修	
臨床薬理・分子生理学特論	1・2	2			選択・必修	
分子生理・薬理学特論	1・2	2			選択・必修	
臨床薬理・分子生理学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修	
臨床薬理・分子生理学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修	
臨床薬理・分子生理学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修	
臨床薬理・分子生理学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修	
臨床薬理・分子生理学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修	
臨床生殖・発達・再生医学特論	1・2	2			選択・必修	
生殖・発達・再生医学特論	1・2	2			選択・必修	
臨床生殖・発達・再生医学臨床研究・臨床試験特論演習	1・2・3		6		選択・必修	
臨床生殖・発達・再生医学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	選択・必修	
臨床生殖・発達・再生医学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	選択・必修	
臨床生殖・発達・再生医学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	選択・必修	
臨床生殖・発達・再生医学特論論文作成演習	3・4		4		選択・必修	
※ 修了に必要な専門科目の修得単位数＝20単位以上	—	—	2	10	8	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			必修・選択の別
			講義	演習	実験・実習	
専門科目 (臨床医学コース・次世代がんインフォマティクス人材養成コース)	臨床腫瘍学特論	1・2	2			必修 選択・必修 選択・必修 選択・必修 選択・必修 必修
	放射線病理緩和ケア演習<※>	1・2・3		6		
	バイオインフォマティクス・AI特論演習<※>	1・2・3		6		
	臨床腫瘍学特論実験・実習Ⅰ	1・2			4	
	臨床腫瘍学特論実験・実習Ⅱ	2・3			4	
	臨床腫瘍学特論実験・実習Ⅲ	3・4			4	
	臨床腫瘍学特論論文作成演習	3・4		4		
	※修了に必要な専門科目の修得単位数=20単位以上	—	2	6	12	
<p><修了要件></p> <p>(1) 4年以上在学し、32単位以上修得すること。</p> <p>(2) 学位論文の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p><履修方法></p> <p>(1) 研究者コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通科目(必修) 12単位 <ul style="list-style-type: none"> 共通基盤医学特論 2単位, 共通先端医学特論 6単位, 共通医学論文特論 2単位, 基礎医学基盤演習 2単位 ・ 専門科目(選択) 20単位以上 <ul style="list-style-type: none"> 特論講義 2単位, 特論演習 2単位, 特論実験・実習 12単位, 特論論文作成演習 4単位 <p>(2) 臨床研究者コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通科目(必修) 12単位 <ul style="list-style-type: none"> 共通基盤医学特論 2単位, 共通先端医学特論 6単位, 共通医学論文特論 2単位, 臨床医学基盤演習 2単位 ・ 専門科目(選択) 20単位以上 <ul style="list-style-type: none"> 特論講義 2単位, 特論実験・実習 8単位, 特論論文作成演習 4単位, 臨床研究・臨床試験特論演習 6単位 <p>(*) 「がんゲノム医療臨床医養成プログラム」履修者は、必ず履修すること。他の学生は履修することができない。</p> <p>(3) 臨床医学コース・次世代がんインフォマティクス人材養成コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通科目(必修) 12単位 <ul style="list-style-type: none"> 共通基盤医学特論 2単位, 共通先端医学特論 6単位, 共通医学論文特論 2単位, 臨床医学基盤演習 2単位 ・ 専門科目(選択) 20単位以上 <ul style="list-style-type: none"> 特論講義 2単位, 特論実験・実習 8単位, 特論論文作成演習 4単位, 特論又は特論演習 6単位 <p><※>「臨床医学コース」履修者は、放射線病理緩和ケア演習を履修し、「次世代がんインフォマティクス人材養成コース」履修者は、バイオインフォマティクス・AI特論演習を必ず履修すること。他の学生は履修することができない。</p> <p>(4) 所属コースは変更することができる。なお、変更方法については別に定める。</p>						

3. 旭川医科大学学位規程

平成16年4月1日
旭医大達第104号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、旭川医科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与することができる。

(論文の提出方法等)

第4条 旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）第15条第1項の規定により学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査を願い出る者は、学位論文審査願に学位論文及び学位論文の要旨を添え、学長に提出するものとする。

2 大学院学則第15条第3項本文の規定により学位論文の審査を願い出る者は、学位論文審査願に論文目録、学位論文、学位論文の要旨及び履歴書を添え、学長に提出するものとし、ただし書きの規定を適用する場合は、これらの書類のほかに指導教員が作成する博士課程早期修了に関する推薦書を事前に提出するものとする。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文目録、学位論文、学位論文の要旨、履歴書及び学長が別に定める論文審査手数料を添え、学長に提出するものとする。

4 前3項による学位論文の提出は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

5 受理した学位論文（不合格となったものを除く。）及び論文審査手数料は、返還しない。

(論文審査)

第5条 学長は、前条第1項から第3項までの規定により学位論文を受理したときには、大学院委員会に審査を付託するものとする。

2 大学院委員会は、審査を付託された学位論文につき、同委員会委員3人以上からなる修士論文審査委員会又は博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け審査を行う。

3 大学院委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、本学の同委員会委員以外の者又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会の構成員に加えることができる。

(最終試験又は学力の確認の方法)

第6条 最終試験（大学院学則第15条に規定するもの。以下同じ。）又は学力の確認（第3条第4項に規定するもの。以下同じ。）は、学位論文の審査終了後に審査委員会が行うものとする。

2 最終試験は、学位論文を中心としたその関連分野について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

3 学力の確認は、外国語及び専攻学術全般に関するもの並びに学位論文を中心としたその関連分野について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。ただし、大学院委員会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(審査及び試験等の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文を受理した後、速やかに、学位論文の審査結果及び最終試験又は学力の確認の結果を大学院委員会に報告するものとする。

- 2 学位論文の審査結果を報告する場合は、当該学位論文、学位論文の要旨及び審査結果の要旨を提出しなければならない。
(学位授与の可否)

第8条 大学院委員会は、前条の規定による報告に基づき審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決するものとする。

- 2 前項の議決をするにあたっては、委員の3分の2以上が出席する大学院委員会において、無記名投票により出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 海外旅行中の委員、1箇月以上にわたり病気休暇中の委員及び休職中の委員は、前項の委員会定員の数には算入しない。
(学位の授与)

第9条 学長は、前条の大学院委員会の議を経て、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士及び博士の学位を授与する。
(学位論文要旨等の公表)

第10条 本学は、博士の学位を授与したときには学位を授与した日から3箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
(学位論文の公表)

第11条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表しているときには、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由があるときには本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合は、旭川医科大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
(学位の名称)

第12条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「旭川医科大学」と付記するものとする。
(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときには、学長は教授会又は大学院委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨公表するものとする。

- 2 教授会又は大学院委員会において、前項の議決を行う場合は、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、教授会で前項の議決を行う場合、第8条第2項中「大学院委員会」とあるのは「教授会」と読み替えるものとする。
(博士の学位授与の報告)

第14条 本学において博士の学位を授与したときには、学長は学位規則第12条の規定に定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。
(学位記等の様式)

第15条 学位記及び第4条の学位申請書等の様式は、別記様式第1から第10までのとおりとする。
(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は教授会が、修士及び博士の学位に関し必要な事項は大学院委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月11日旭医大達第2号)

この規程は、平成18年1月11日から施行する。

附 則 (平成19年2月14日旭医大達第7号)

この規程は、平成19年2月14日から施行する。

附 則（平成20年3月26日旭医大達第25号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月7日旭医大達第53号）

この規程は、平成22年7月7日から施行し、改正後の様式第1―2、2―2、3―2、4―2及び5―2については、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23年10月12日旭医大達第159号）

この規程は、平成23年10月12日から施行する。

附 則（平成25年6月26日旭医大達第19号）

1 この規程は、平成25年6月26日から施行し、改正後の第10条及び第11条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

2 平成25年3月31日以前に博士の学位を授与された者については、改正後の第10条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日旭医大達第41号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

4. 旭川医科大学博士論文審査実施細則

平成16年4月1日
大学院委員会決定

(趣旨)

第1条 この細則は、旭川医科大学学位規程（平成16年旭医大達第104号。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、旭川医科大学（以下「本学」という。）における博士論文の審査実施細目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(論文提出資格)

第2条 学位規程第4条第2項の規定に基づく論文審査を願い出ることのできる者は、本学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）に3年を超えて在学し、所定の単位を修得見込みの者で、博士論文提出時まで、博士論文発表会に2回以上出席しているものとする。ただし、大学院学則第15条第3項ただし書を適用する場合は、2年6箇月を超えて在学している者とする。

第3条 学位規程第4条第3項の規定に基づく学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学部又は歯学部を卒業した者で、基礎医学部門においては5年以上、臨床医学部門においては6年以上の研究歴を有する者
 - (2) 大学の医学部又は歯学部以外の学部を卒業した者で、7年以上の研究歴を有する者
 - (3) その他旭川医科大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）が前各号と同等以上の学力があると認めた者で、9年以上の研究歴を有する者
- 2 前項の各号に規定する研究歴のうち、2年以上は本学において研究に従事することとし、その間の身分は大学院学生、研究生、職員のいずれかとする。
- 3 前2項に規定する研究歴とは、次に掲げるものとする。
- (1) 大学の常勤職員として医学又は歯学の研究に従事した期間
 - (2) 大学院の医学研究科又は歯学研究科を退学した者の大学院に在学した期間
 - (3) 研究生として医学又は歯学の研究に従事した期間
 - (4) 大学院委員会が認める研究機関において常勤職員として研究に従事した期間
 - (5) 大学院委員会が前4号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(博士論文)

第4条 博士論文は、単著、共著の原著論文又は公表された原著論文を引用した学位申請論文とする。ただし、共著による場合は、第一著者に限るものとし、他の共著者の承諾書を添付しなければならない。

2 前項において、単著、共著の原著論文は、専門学術誌（電子ジャーナルも含む。）に公表された論文又は発表機関の掲載予定証明書等で公表の確認ができる論文とする。

(審査委員会)

第5条 学位規程第5条第2項に規定する審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

学位論文を中心とした関連分野に属する者のうちから3人とする。ただし、大学院委員会が特に認めた者を加えることができる。

- 2 前項において、博士論文提出者の4親等内の親族である者は、審査委員会の委員になることはできない。
- 3 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 前項において、審査の対象となる学位論文の共著者である者は、当該審査委員会の委員長及び委員になることはできない。ただし、大学院委員会が特に認める場合は、委員（委員長は除く。）になることができる。

(大学院委員会)

第6条 学位規程第8条第1項に規定する大学院委員会は2月又は3月、6月、9月及び12月に開催する。

(試問の免除)

第7条 医学系研究科を退学した者が、再入学しないで論文提出による学位の審査を申請する場合は、学位規程第3条第4項に規定する大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う試問を免除することができる。

(論文審査手数料の免除)

第8条 前条に規定する退学者が退学後1年以内に所定の博士論文を提出する場合は、論文審査手数料を免除することができる。

(金品授受等の禁止)

第9条 第5条第1項に規定する審査委員は、審査の対象となる者からの金銭、物品等の授受又は供応接待を受けてはならない。また、その職を退いた後にあつては、通常一般の社交の程度を超えて金品等を受けてはならない。

第10条 この細則に定めるもののほか、博士論文審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から実施する。

2 この細則実施の際、現に博士課程の第3学年及び第4学年に在学する者については、第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年2月23日大学院委員会決定)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月10日大学院委員会決定)

この細則は、平成19年2月14日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日大学院委員会決定)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月3日大学院委員会決定)

この細則は、平成20年9月3日から施行する。

附 則 (平成21年7月8日大学院委員会決定)

1 この細則は、平成21年7月8日から施行する。

2 平成21年3月31日に在学する者については、改正後の第4条第2項にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年5月15日大学院委員会決定)

1 この細則は、平成25年6月26日から施行し、改正後の第4条及び第7条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

2 平成21年3月31日に大学院博士課程に在学する者については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月12日大学院委員会決定)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日大学院委員会決定)

この細則は、令和2年3月5日から施行する。

附 則 (令和6年2月8日大学院委員会決定)

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日以前に旭川医科大学学位規程第4条第3項の規定に基づく学位の授与を申請することのできる者として認められた者については、改正後の第3条第2項にかかわらず、なお従前の例による。

5. 旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程） 学位論文の審査に係る評価基準

平成26年3月20日

大学院委員会決定

旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）における学位論文の審査にあたっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮するものとする。

（医学的専門性）

- 1 研究内容が、医学あるいは医療に関する新規性をもつものであること。

（医の倫理観）

- 2 研究内容が、生命の尊厳を尊重し、かつ、医の倫理、研究者の倫理を逸脱しないものであること。

（研究目的）

- 3 研究目的が、医学・医療の領域に於いて社会に貢献するものであること。

（研究手法）

- 4 研究目的の達成のために、的確な研究対象が設定され、かつ、適切な医学・医療の知識および科学技術を適用してなされたものであること。

（解析と考察）

- 5 研究結果を適切に解析し、かつ、収集した医学的・科学的情報を加え、客観的かつ統合的に最終結論をえたものであること。

附 記

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

6. 旭川医科大学修士論文審査実施細則

平成16年4月1日
大学院委員会決定

(趣旨)

第1条 この細則は、旭川医科大学学位規程（平成16年旭医大達第104号。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、旭川医科大学（以下「本学」という。）における修士の学位に係る論文（特定の課題についての研究の成果を含み、以下「修士論文」という。）の審査実施細目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(論文提出資格)

第2条 学位規程第4条第1項の規定に基づく論文審査を願い出ることのできる者は、本学大学院医学系研究科修士課程に1年6箇月以上在学し、所定の単位を修得又は修得見込みの者とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば論文審査を願い出ることができる。

(審査委員会)

第3条 学位規程第5条第2項に規定する修士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、当該論文指導教員（以下「指導教員」という。）を含む3人以上の教授で構成する。ただし、大学院委員会が特に必要と認めた者を加えることができる。

2 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。ただし、指導教員は委員長になることはできない。

(修士論文の閲覧)

第4条 審査委員会委員以外の修士課程委員会委員（以下「修士課程委員会委員」という。）は、提出された修士論文を閲覧することができる。

(論文内容への質疑)

第5条 修士課程委員会委員は、提出された修士論文の内容に質問等がある場合には、審査委員会に書面により質疑を行うことができる。

2 前項により提出された質問について、審査委員会において検討の上、必要と認められた場合は、学生に対し質問に関する回答を書面で提出するよう求めることができる。

3 修士論文等提出者は、審査委員会の指摘に基づき、論文の修正等を行うことができる。

(審査結果)

第6条 審査委員会は、審査結果を大学院委員会修士課程委員会に報告するものとする。

(修士論文発表会)

第7条 審査委員会は、審査に合格した修士論文について発表会を公開して行うものとする。

2 修士論文発表会は、2月及び8月に開催する。

(大学院委員会)

第8条 学位規程第8条第1項に規定する修士の学位授与に係る大学院委員会は、3月及び9月に開催する。

附 則

(実施日)

1 この細則は、平成16年4月1日から実施する。

(修士論文発表会の開催月に係る特例措置)

2 第7条第2項に定める修士論文発表会の開催月は、令和2年度に限り、2月の開催を3月に変更できるものとする。

附 則（平成20年1月31日大学院委員会決定）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成20年1月31日から施行する。

附 則（令和2年7月16日大学院委員会決定）

この細則は、令和2年7月16日から施行する。

7. 旭川医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程） 学位論文等の審査に係る評価基準

平成26年3月13日

大学院委員会決定

旭川医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）における学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の審査にあたっては、次に掲げる各項目を評価基準として考慮するものとする。

【修士論文コース】

- 1 研究目的及び意義が明確に示されている。
- 2 研究内容の独創性・有用性が認められる。
- 3 テーマや研究分野に関する課題や背景の分析が、文献、関連資料等の情報収集によって十分になされており、問題的に把握している。
- 4 倫理的配慮がなされている。
- 5 研究対象選定、調査方法、データ分析方法は適正である。
- 6 研究結果の説明、考察は妥当であり、適切である。
- 7 文章表現は適確である。
- 8 論文の記述内容は論理的で整合性があり、論文構成は適正である。
- 9 看護学の発展に貢献する内容である。

【高度実践コース】

- 1 研究目的、独自性、意義等が明確に示されている。
- 2 課題研究の内容は専門看護分野の知識・技術の向上や開発など看護実践に貢献する内容をテーマとしている。
- 3 課題研究のテーマについての背景分析が、文献、関連資料等の情報収集によって十分になされており、問題を的確に把握している。
- 4 研究方法是専門看護分野における妥当性のあるものである。
- 5 倫理的配慮がなされている。
- 6 研究対象選定、調査方法、データ分析方法は適正である。
- 7 研究結果の説明、考察は妥当であり、適切である。
- 8 論文の記述内容は論理的で整合性があり、論文構成は適正である。
- 9 看護学の発展に貢献する内容である。

附 記

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

8. 旭川医科大学学生規程

平成16年4月1日

旭医大達第64号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。）及び旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）の施行に関し、必要な事項並びに学則及び大学院学則に定めがあるもののほか、旭川医科大学学生（以下「学生」という。）の遵守すべき事項を定めるものとする。

第2章 入学誓約書等

(入学誓約書、実習に伴う誓約書、連帯保証書及び学生調査書)

第2条 旭川医科大学（以下「本学」という。）の入学試験に合格した旨の通知を受けた者は、入学誓約書（別紙様式第1号の1）、実習に伴う誓約書（別紙様式第1号の2）、連帯保証書（別紙様式第2号）及び学生調査書（別紙様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は本学の教育方針に協力し、保証する学生の身上及び授業料等の納付についての責任を負うものとする。

2 連帯保証人は、保証する学生が死亡又は行方不明になったときは、死亡診断書（死体検案書）又は理由書を付して学長に届け出るものとする。

3 連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人が住所変更若しくは改姓等をしたときは、直ちに連帯保証書を再提出しなければならない。

第3章 学生証

(学生証)

第4条 学生は学生証の交付を受けて、常時これを携帯し、本学教職員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

2 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館等本学の施設を利用できないことがある。

(学生証の交付及び再交付)

第5条 学生証の交付を受けるには、写真（3か月以内撮影の正面上半身、脱帽、縦3センチメートル、横3センチメートル、以下第2項において同じ。）1枚を提出しなければならない。

2 学生証の再交付が必要なときは、直ちに、学生証再交付願（別紙様式第4号）を学長に届け出て再交付を受けなければならない。

3 前項のうち、再交付の理由が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が別に定める学生証再交付手数料を納付しなければならない。

(1) 紛失、盗難又は破損が生じたとき。

(2) 写真の変更を希望するとき。

(学生証の返納)

第6条 学生証は転学、退学、卒業、修了等により学生の身分を失ったとき又はその有効期間が満了したときは、直ちに学長に返納しなければならない。

第4章 住所変更届

(住所変更の届出)

第7条 学生は大学に届け出た住所を変更したときは、その都度住所変更届（別紙様式第5号）を学長に提出しなければならない。

(身上異動の届出)

第8条 学生は転籍、改姓等一身上に異動があったときは、直ちに転籍・改姓名届(別紙様式第6号)を学長に提出しなければならない。

第5章 出欠席

(出席)

第9条 学生は、原則として履修する授業の全てに出席しなければならない。

(欠席)

第9条の2 学生は疾病その他の事由により欠席しようとするときは、事前に欠席届(別紙様式第7号)を学長に提出しなければならない。ただし、疾病による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかつたときは、その事由を付して欠席した日から原則として2週間以内に届け出なければならない。

(公欠)

第9条の3 欠席の事由が次の各号のいずれかに該当する場合は、公認欠席(以下「公欠」という。)とし、欠席届にその理由を証明する書類を添えて提出しなければならない。なお、本規程において「公欠」とは、次の各号の事由によりやむを得ず授業(集中講義を除く。以下同じ。)を欠席した場合に、授業科目担当教員が代替措置を講じることで、これを出席扱いとする欠席のことをいう。

- (1) 親族(二親等以内)及び配偶者が死亡した場合
- (2) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症に罹患した場合、又は感染したおそれがあり、保健管理センターの指示より、出席停止となった場合
- (3) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法第63号)の規定により、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員として職務に従事する場合
- (4) 骨髄移植のために、親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行おうとする場合であつて、骨髄液提供等に必要な検査・入院その他手続きを行う場合

2 前項第1号から第4号に定めるもののほか、授業への出席が困難となる真にやむを得ない理由があると教務・厚生委員会委員長が認めたものについては、教務・厚生委員会において、公欠とすることが適当であるか審議し、決定するものとする。

(態度不良者への対応)

第9条の4 教員は、以下に掲げる悪質な行為があつた場合、教員の判断により当該行為を行った学生に対し退室を命じ、当該授業を欠席扱いとすることができる。

- (1) 授業開始時刻以降に担当教員の許可なく勝手な出入りを行った場合
- (2) 受講態度が著しく悪いと認められた場合
- (3) 教員の許可なく、授業の録画、録音又は撮影を行った場合
- (4) その他、教員の指示に従わないなど、学生として不適切な行為を行った場合

第6章 健康診断

(健康診断)

第10条 学生は毎年定期又は臨時に本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学長は健康診断の結果に基づき、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することができる。

第7章 休学、復学、転学及び退学

(休学、復学、転学及び退学)

第11条 学則第26条、第28条、第29条及び第31条並びに大学院学則第24条の規定により、休学、復学、転学又は退学の許可を受けようとする者は、それぞれ休学願(別紙様式第8号)、復学願(別紙様式第9号)、転学願(別紙様式第10号)又は退学願(別紙様式第11号)に必要な応じて、医師の診断書等その事実を証する書類を添付し、連帯保証人連署の上学長に願い出なければならない。

第8章 団体

(団体の設立)

第12条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、学生団体設立届（別紙様式第12号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の団体の存続期間は、当該団体が届け出た日の属する年度の末日までとする。

(団体規約等の変更)

第13条 前条の規定により届け出た団体（以下「届出団体」という。）が、団体の規約等届出事項を変更しようとするときは、学生団体変更届（別紙様式第13号）を学長に提出しなければならない。

(団体の継続)

第14条 届出団体が団体活動を継続しようとするときは、毎年4月末日までに、学生団体継続届（別紙様式第14号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の届出をしない団体は、解散したものとみなす。

(団体の解散)

第15条 届出団体が存続期間中に解散したときは、直ちに学生団体解散届（別紙様式第15号）を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入又は参加等)

第16条 届出団体が学外団体に加入又は学外の行事に参加若しくは共催しようとするときは、学外団体加入・行事参加・行事共催届（別紙様式第16号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の学外団体への加入の有効期限は、当該団体が届出をした日の属する年度の末日までとする。

(加入学外団体規約の変更)

第17条 加入した学外団体の規約が変更になったときは、直ちに加入学外団体規約変更届（別紙様式第17号）を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入の継続)

第18条 届出団体が学外団体への加入を継続しようとするときは、毎年4月末日までに学外団体加入継続届（別紙様式第18号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の届出をしない団体は、当該学外団体から脱退したものとみなす。

(加入学外団体からの脱退)

第19条 届出団体が学外団体の加入有効期間中に当該学外団体から脱退したときは、直ちに加入学外団体脱退届（別紙様式第19号）を学長に提出しなければならない。

第9章 集会等

(集会等)

第20条 学生又は届出団体が学内において集会又は行事をしようとするときは、当該日の3日前までに集会・行事届（別紙様式第20号）を学長に提出しなければならない。

第10章 掲示及び印刷物の配布

(掲示)

第21条 学生又は届出団体が学内において、ビラ、ポスター等を掲示しようとするときは、学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 前項の取扱いについては別に定める。

(印刷物等の配布)

第22条 学生又は届出団体が学内において、ビラ、新聞その他の印刷物を配布しようとするときは、あらかじめ印刷物等を学長に提出しなければならない。

第11章 施設・設備の使用

(施設・設備使用の願出)

第23条 学生又は届出団体が本学の施設・設備を使用しようとするときは、あらかじめ施設・設備使用願（別紙様式第21

号)を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第12章 届出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止

(届出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止)

第24条 学生又は届出団体の行為が、学則、大学院学則その他の規程に違反し、又は本学の秩序を乱すと認められたときは、第12条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条若しくは第23条に規定する届出の受理又は願出の許可を取消し、若しくはその行為を禁止することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日旭医大達第29号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月12日旭医大達第59号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日旭医大達第59号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月9日旭医大達第75号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月25日旭医大達第57号)

この規程は、令和3年6月25日から施行し、改正後の別紙様式第2号については、令和2年4月1日以降の入学者から適用する。ただし、令和2年3月31日以前から在籍している者が、第3条第3項により連帯保証書を再提出するときは、改正後の別紙様式第2号を適用するものとする。

附 則 (令和3年10月25日旭医大達第163号)

この規程は、令和3年10月25日から施行し、改正後の旭川医科大学学生規程の一部を改正する規程は、令和3年6月25日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年3月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

9. 旭川医科大学学生規程に関する申合せ

(令和7年3月19日教育研究評議会申合せ)

第9条関係

- 1 授業の出席確認は、授業科目責任教員又は授業科目担当教員の責任のもとに行うこと。
- 2 授業時間中における提出物（出席票等）は、授業に出席した学生からのみ受理すること。
- 3 途中入室又は途中退室は、原則として認めない。

第9条の3関係

- 1 公欠の届出があった場合、担当教員は、適切な方法（当該授業において使用した教材及び補足資料等を提供等、方法は担当教員の判断による。）で代替措置を講じることにより、当該学生が履修上不利とならないよう配慮すること。
- 2 公欠とする期間は、以下のとおりとする。
 - (1) 欠席の事由が旭川医科大学学生規程（平成16年旭医大第64号。以下「学生規程」という。）第9条の3第1項第1号に該当する場合
 - ・1親等の親族及び配偶者 7日以内（土日祝日を含めた連続した日数）
 - ・2親等の親族 5日以内（土日祝日を含めた連続した日数）
 - (2) 欠席の事由が学生規程第9条の3第1項第2号に該当する場合
 - ・保健管理センターから出席停止を指示した期間
 - (3) 欠席の事由が学生規程第9条の3第1項第3号に該当する場合
 - ・裁判員選任手続きのために裁判所に行った時間
 - ・裁判（公判、評議、評決）に参加した日（裁判所所在地が旭川市又は札幌市以外の場合は移動日を含む）
 - (4) 欠席の事由が学生規程第9条の3第1項第4号に該当する場合
 - ・ドナー候補者として、確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
 - ・ドナー候補者として、骨髄液又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
 - ・ドナーとして、骨髄液又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
 - ・骨髄液採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
 - ・末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
 - ・骨髄液又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
 - ・骨髄液又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
 - ・その他骨髄バンク事業に関する手続等に必要となる日
- 3 一の授業科目において授業コマ数の3分の1が公欠となる学生の対応については、科目責任者が必要と認めた場合に、教務・厚生委員会と協議の上、判断する。
- 4 第2項に定める、真にやむを得ない理由により授業を欠席しなければならない場合には、原則、事前にその理由を証明する書類を持参のうえで学生支援課に申し出るものとする。

附 記

この申合せは、令和7年3月19日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

10. 旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程

平成16年4月1日
旭医大達第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学学則(平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修科目の登録)

第2条 学生は、学則別表1に掲げる授業科目のうち、履修しようとする選択科目については、所定の期日までに学長に届け出なければならない。

2 前項の規定により申し出た授業科目は、当該学期の授業開始の日から所定の期日以内に申し出た場合に限り、これを変更し又は取り消すことができる。

(試験)

第3条 試験は、定期試験、追試験、再試験その他の試験とする。

2 担当教員は中間試験を随時行うことができる。

3 教育センターにおいては、臨床実習開始前に、実習に必要な知識の総合的な理解度を評価し、実習への参加の可否を決定するため、医療系大学間共用試験実施評価機構が提供する、コンピュータを用いた客観的試験(以下「CBT」という。)を行う。

4 臨床実習終了後に、修得した臨床能力を評価するため、医療系大学間共用試験実施評価機構が統括する診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(以下「臨床実習後OSCE」という。)を行う。

5 定期試験は、学期末に行う。ただし、学期の途中で終了した授業科目等については、学期末以外の時期に行うことができる。

6 追試験は、定期試験の受験資格を有する者が、疾病その他の事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ定期試験欠席届(別紙様式第2号)を学長に提出し、正当な理由として認められた者に対して行う。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、その事由を付して直ちに届け出なければならない。

7 再試験は、定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対して行うことがある。

8 試験は、在籍している学年の必修科目以外は、履修登録をした者でなければ受験できない。

(試験の受験資格)

第4条 定期試験は、各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。ただし、授業科目担当教員又は授業科目責任教員(以下「授業科目担当教員等」という。)が教育上有効と判断した場合は、出席時間数を別に定めることができるものとし、履修要項に明示するものとする。

2 特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、授業科目担当教員等がその理由を認めた場合は、受験することができる。

(成績の評価)

第5条 成績の評価は、第3条に定める試験のほか、授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。

2 授業科目担当教員等は、授業科目ごとに成績の評価基準を定め、履修要項に明示するものとする。

3 成績の評価は、次表のとおりの評価の基準に基づき、評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、再試験後の評価は、可を上限とする。

評語	評価の基準
秀	シラバスに示す到達目標を達成し、極めて優秀な成果を修めている。
優	シラバスに示す到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。
良	シラバスに示す到達目標を達成し、良好な成績を修めている。
可	シラバスに示す到達目標を達成している。
不可	シラバスに示す到達目標を達成していない。

- 4 前項に規定する評語により評価し難いと認められた授業科目においては、合格又は不合格の評語をもって評価することができる。
- 5 学期をまたがる授業科目で履修途中における評価を必要とする場合は、合又は否とする。
- 6 第3項及び第4項の評語は、英文証明書等にあつては次表のとおりとする。

評語	評語 (英語)	評語の説明 (英語)	判定
秀	S	excellent	合格
優	A	very good	合格
良	B	good	合格
可	C	satisfactory	合格
不可	D	fail	不合格
合格	P	pass	合格
不合格	F	fail	不合格

(授業科目の単位修得の認定)

第6条 授業科目の単位修得の認定は、前条の評価に基づいて授業科目担当教員等が行うものとする。

- 2 前項の規定により単位修得を認定された授業科目を再履修することはできない。

(成績等の通知)

第7条 成績等は、各学年末に学生へ通知する。

(留置)

第8条 次の各号の一に該当する者は、進級(卒業も含む。以下同じ。)させず、原級に留め置くものとする。

- (1) 当該学年に開講している必修授業科目(履修年次が複数学年にわたることが履修要項に明示されている授業科目の場合は、最終学年に限る。)の単位修得を認定されなかった者
- (2) 第1学年末までに、基礎教育科目における選択科目のうち5単位以上の単位修得を認定されなかった者
- (3) CBTに合格しなかった者
- (4) 臨床実習後OSCEに合格しなかった者

(留め置かれた者の再履修等)

第9条 前条の規定により原級に留め置かれた者の単位修得を認定されなかった授業科目は、原級に留め置かれた学年において再履修しなければならない。

- 2 第4学年で進級できなかった者は、臨床実習序論を新たに履修し、及びCBTを受けなければならない。なお、臨床実習序論及びCBTは、臨床実習Ⅰを開始した年度に履修したものを最終の成績として認定する。

(留置き制限)

第10条 別に定める場合を除き、同一学年に2年在学し、なお進級できない者は、教授会の議を経て、学長はこれを除籍する。

(聴講)

第11条 授業科目の聴講を希望する者は、所定の期日までに聴講願(別紙様式第2号)を当該授業科目担当教員等に提出し、許可を得なければならない。

- 2 前項により聴講できる授業科目のうち必修科目については、聴講する学生の該当する学年以下の学年において開講されている授業科目とする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された旭川医科大学に在学する学生で、平成16年4月1日に国立大学法人旭川医科大学が設置する旭川医科大学に在学する学生については、当該学生に適用されていた授業科目の履修方法、試験、進級等の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則(平成19年2月14日旭医大達第8号)

この規程は、平成19年2月14日から施行する。

附 則(平成20年12月10日旭医大達第60号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月16日旭医大達第106号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月14日旭医大達第7号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成27年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する

者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月13日旭医大達第11号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月10日旭医大達第40号）

この規程は、平成31年4月10日から施行し、改正後の第9条見出し及び同条第2項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月25日旭医大達第16号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在において、本学が実施した臨床実習終了後に、修得した臨床能力を評価するための、医療系大学間共用試験実施評価機構が統括する診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験に合格している者は、改正後の第3条第4項に規定する「臨床実習後OSCE」に合格した者とみなす。
- 3 令和2年度においては、第8条第4号の規定は、適用しない。

附 則（令和2年9月9日旭医大達第87号）

この規程は、令和2年9月9日から施行する。

附 則（令和3年7月14日旭医大達第67号）

この規程は、令和3年7月14日から施行する。

附 則（令和3年11月10日旭医大達第168号）

この規程は、令和3年11月10日から施行する。

附 則（令和4年3月28日旭医大達第9号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者（令和4年度に新たに第1学年に入学する者は除く。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月6日旭医大達第120号）

この規程は、令和5年9月6日から施行する。

11. 旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程

平成16年4月1日

旭医大達第66号

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修科目の登録)

第2条 学生は、学則別表2に掲げる授業科目のうち、履修しようとする選択科目については、所定の期日までに学長に届けなければならない。

2 前項の規定により申し出た授業科目は、当該学期の授業開始の日から所定の期日内に申し出た場合に限り、これを変更し又は取り消すことができる。

(履修の許可)

第3条 学長は、助産師及び保健師の資格を取得しようとする者に係る選択科目の履修届の提出があった場合は、第3学年前期までの成績の評価、面接等を総合的に勘案し、履修を許可する。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験、再試験その他の試験とする。

2 前項に定める試験のほか、担当教員は中間試験を随時行うことができる。

3 第3学年を対象に、修得した看護実践能力を評価するため、看護学科OSCEを実施する。

4 定期試験は、学期末に行う。ただし、学期の途中で終了した授業科目については、学期末以外の時期に行うことができる。

5 追試験は、定期試験の受験資格を有する者が、疾病その他の事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ定期試験欠席届（別紙様式第1号）を学長に提出し、正当な理由として認められた者に対して行う。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、その事由を付して直ちに届け出なければならない。

6 再試験は、定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対して行うことがある。

7 試験は、在籍している学年の必修科目以外は、履修登録をした者でなければ受験できない。

(試験の受験資格)

第5条 定期試験は、各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。ただし、授業科目担当教員又は授業科目責任教員（以下「授業科目担当教員等」という。）が教育上有効と判断した場合は、出席時間数を別に定めることができるものとし、履修要項に明示するものとする。

2 特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、授業科目担当教員等がその理由を認めた場合は、受験することができる。

(成績の評価)

第6条 成績の評価は、第4条に定める試験のほか、授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。

2 授業科目担当教員等は、授業科目ごとに成績の評価基準を定め、履修要項に明示するものとする。

3 成績の評価は、次表のとおりの評価の基準に基づき、評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、再試験後の評価は、可を上限とする。

評語	評価の基準
秀	シラバスに示す到達目標を達成し、極めて優秀な成果を修めている。
優	シラバスに示す到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。
良	シラバスに示す到達目標を達成し、良好な成績を修めている。
可	シラバスに示す到達目標を達成している。
不可	シラバスに示す到達目標を達成していない。

- 4 前項に規定する評語により評価し難いと認められた授業科目においては、合格又は不合格の評語をもって評価することができる。
- 5 第3項及び第4項の評語は、英文証明書等にあつては次表のとおりとする。

評語	評語 (英語)	評語の説明 (英語)	判定
秀	S	excellent	合格
優	A	very good	合格
良	B	good	合格
可	C	satisfactory	合格
不可	D	fail	不合格
合格	P	pass	合格
不合格	F	fail	不合格

(授業科目の単位修得の認定)

第7条 授業科目の単位修得の認定は、前条の評価に基づいて授業科目担当教員等が行うものとする。

- 2 前項の規定により単位修得を認定された授業科目を再履修することはできない。

(成績等の通知)

第8条 成績等は、各学期末に学生へ通知するものとする。

(留置)

第9条 次の各号の一に該当する者は、進級させず、原級に留め置くものとする。

- (1) 第1学年から第3学年の当該学年の必修科目単位をすべて修得しなかった者。ただし、履修年次が学年をまたがることが履修要項に明示されている授業科目で、当該履修者が最終開講学年に在学していない場合には、進級要件としての必修科目には、当該授業科目を含めないものとする。

- (2) 看護学科OSCEに合格しなかった者

(留め置かれた者の再履修)

第10条 前条の規定により原級に留め置かれた者の単位修得を認定されなかった授業科目は、原級に留め置かれた学年において再履修しなければならない。

(留め置き制限)

第11条 別に定める場合を除き、同一学年に2年在学し、なお進級できない者は、教授会の議を経て、学長はこれを除籍する。

(聴講)

第12条 授業科目の聴講を希望する者は、所定の期日までに聴講願(別紙様式第2号)を当該授業科目担当教員等に提出し、許可を得なければならない。

- 2 前項により聴講できる授業科目のうち必修科目については、聴講する学生の該当する学年以下の学年において開講されている授業科目とする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された旭川医科大学に在学する学生で、平成16年4月1日に国立大学法人旭川医科大学が設置する旭川医科大学に在学する学生については、当該学生に適用されていた授業科目の履修方法、試験、進級等の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則(平成16年6月23日旭医大達第185号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月14日旭医大達第42号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月14日旭医大達第4号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月13日旭医大達第155号）

- 1 この規程は、平成23年7月13日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降に在学者の属する学年に入学する者については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月13日旭医大達第12号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日旭医大達第30号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月14日旭医大達第68号）

この規程は、令和3年7月14日から施行する。

附 則（令和3年11月10日旭医大達第169号）

この規程は、令和3年11月10日から施行する。

附 則（令和5年9月6日旭医大達第121号）

この規程は、令和5年9月6日から施行する。

12. 旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程

平成16年4月1日
旭医大達第143号

(趣旨)

第1条 旭川医科大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、学則及び他の法令に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料、入学科及び検定料)

第2条 授業料、入学科及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部学生	年 額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院学生	年 額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
研究生	月 額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
科目等履修生	1 単 位 14,800 円	28,200 円	9,800 円
特別聴講学生	1 単 位 14,800 円	徴収しない	徴収しない
特別研究学生	月 額 29,700 円	徴収しない	徴収しない

- 2 前項の表に掲げる大学院学生において、本学の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該学校等の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 第1項の表に掲げる学部学生において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る費用は4,000円とし、第二段階目の選抜に係る費用は13,000円とする。
- 4 第1項の表に掲げる学部学生において、本学学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、4,000円とする。
- 5 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 6 特別聴講学生又は特別研究学生が国立大学の学部学生又は大学院学生であるときは、第1項の規定にかかわらず授業料は徴収しない。
- 7 本学と締結した大学間相互単位互換協定（その附属文書を含む。）により、特別聴講学生に対する授業料を相互に不徴収とされた公立又は私立の大学等の学生については、第1項の規定にかかわらず授業料を徴収しない。
- 8 本学と締結した大学間特別研究学生交流協定（その附属文書を含む。）により、授業料を相互に不徴収とされた公立又は私立の大学院学生については、第1項の規定にかかわらず授業料を徴収しない。
- 9 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく外国人留学生の授業料、入学科及び検定料は、徴収しない。
- 10 本学と締結した大学間交流協定（その附属文書を含む。）により授業料等を相互に不徴収とされた外国人留学生の授業料、入学科及び検定料は、徴収しない。
- 11 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ、6月分（6月未満のときはその期間分）に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(学位論文審査手数料)

第3条 学位論文審査手数料は、57,000円とする。

- 2 学位論文審査手数料は、当該審査の申請が受理されたときに納付しなければならない。
- 3 既納の学位論文審査手数料は還付しない。

(研修生及び受託実習生受入費用)

第4条 病院研修生及び受託実習生の受入に係る費用は、別表第1及び別表第2のとおりとする。なお、受託実習生の委託養成機関から、別表第2で定める金額を上回る額の申出があるときは、当該申出額が適当であると学長が認めた場合、当該申出額を受託実習料の額とすることができる。

- 2 前項の受入に係る費用は、研修及び受託実習の申請が受理されたときに納付しなければならない。
- 3 既納の受入に係る費用は還付しない。

(公開講座講習料)

第5条 公開講座講習料は、公開講座実施の都度、学長が定める額とする。

- 2 前項の公開講座講習料は、当該公開講座の受講の申請が受理されたときに納付しなければならない。
- 3 既納の公開講座講習料は、原則として還付しない。

(学生証再交付手数料)

第6条 紛失等による学生証再交付手数料は、1,000円とする。

- 2 学生証再交付手数料は、学生証再交付願を届け出るときに納付しなければならない。
- 3 既納の学生証再交付手数料は、原則として還付しない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本学に平成10年度以前に入学した学部学生及び大学院学生の授業料は、第2条第1項の規定にかかわらず当該入学年度の授業料の額とする。

附 則 (平成17年4月1日旭医大達第21号)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 本学に平成10年度以前に入学した学部学生及び大学院学生の授業料は、第2条第1項の規定にかかわらず当該入学年度の授業料の額とする。
- 3 この規程の施行日前において、平成17年度授業料を納入した者については、施行後の平成17年度授業料との差額を納入しなければならない。

附 則 (平成17年4月1日旭医大達第21号)

この規程は、平成17年6月22日から施行する。

附 則 (平成17年10月12日旭医大達第59号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月14日旭医大達第70号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月13日旭医大達第89号)

この規程は、平成18年9月13日から施行する。

附 則 (平成23年5月18日旭医大達第115号)

この規程は、平成23年5月18日から施行する。

附 則 (平成25年7月10日旭医大達第21号)

この規程は、平成25年7月10日から施行する。

附 則 (平成27年12月9日旭医大達第74号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1及び別表第2は、平成28年4月1日以降に受け入れる者から適用する。

附 則 (平成28年3月9日旭医大達第10号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1は、平成28年4月1日以降に受け入れる者から適用する。

附 則（平成31年3月22日旭医大達第33号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日旭医大達第86号）

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1及び別表第2は、令和元年10月1日以降に研修又は実習の申請があった者から適用する。

附 則（令和5年5月9日旭医大達第94号）

この規程は、令和5年5月9日から施行し、改正後の第2条第4項の規定は、令和3年1月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

（病院研修生）

職 種	徴収区分	金 額
救急救命士（気管挿管実習）	1件の受入につき	300,000円
救急救命士（ビデオ硬性喉頭鏡による気管挿管実習）	1件の受入につき	100,000円
救急救命士（気管挿管実習以外）	日額	5,500円
薬 剤 師	日額	5,500円
看 護 師	日額	5,500円
診療放射線技師	日額	5,500円
臨床検査技師	日額	5,500円
その他の職種	日額	5,500円

備考 日額で定めている病院研修生の受入に係る費用については、一の研修における研修日数が6日以上の場合に限り、6日目以降の日額を1,100円とする。

別表第2（第4条関係）

（受託実習生）

職 種	徴収区分	金 額
救 急 救 命 士	日額	3,870円
薬 剤 師	1週間あたり	30,000円
看 護 師	日額	2,200円
診療放射線技師	日額	2,350円
臨床検査技師	日額	2,200円
その他の職種	日額	2,200円

13. 旭川医科大学授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する規程

平成16年4月1日

旭医大達第122号

最近改正 平成27年3月26日旭医大達第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。）第32条第2号及び旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）第24条の規定に基づき、授業料未納者に係る除籍の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の要件)

第2条 授業料を2期末納し、督促してもなお納付しない者は、2期目の末日をもって除籍する。

2 前項の期とは、学則第8条及び大学院学則第6条に規定する学期であって、授業料納付義務のある学期をいう。

(除籍の手続き)

第3条 除籍の手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会計課は、授業料未納者に学内掲示による督促を行う。
- (2) 会計課は、授業料未納者に督促状を送付する。
- (3) 会計課は、2期に渡る授業料未納者を学生支援課に通知する。
- (4) 教務・厚生委員会委員長、学年担当教員及び学生支援課は、2期に渡る授業料未納者及び当該人の連帯保証人に修学意志の確認及び授業料未納による除籍について説明を行う。
- (5) 学部学生の除籍は、教務・厚生委員会の審議を経た後、教授会の議を経て学長が行う。
- (6) 大学院学生の除籍は、大学院委員会の議を経て学長が行う。
- (7) 除籍を決定した場合は、学長名で、除籍通知書を当該学生に対して送付するとともに、その写しを連帯保証人に送付する。

2 大学院については、前項第4号中「教務・厚生委員会委員長」とあるのは「大学院委員会において学長が指名する副学長」と、「学年担当教員」とあるのは「指導教員」と読み替えるものとする。

(授業料未納者の休学、退学及び卒業)

第4条 授業料未納者の休学、退学及び卒業は認めない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、授業料未納者に係る除籍に関し必要な事項は、教務・厚生委員会委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用日において2期以上滞納している授業料未納者については、平成17年9月30日をもって除籍する。ただし、平成17年9月30日までに滞納している授業料を納付した場合はこの限りではない。

附 則 (平成18年4月1日旭医大達第61号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において1期滞納している授業料未納者については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年7月11日旭医大達第56号)

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日旭医大達第42号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

14. 学生から取得した個人情報の取扱い方針

平成25年3月19日

学長裁定

最近改正 令和3年9月2日学長裁定

1. 基本理念と方針

旭川医科大学（以下「本学」という。）は、情報社会における個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、関係法令及び本学の諸規程並びに以下の方針に基づき、学生等から取得した個人情報の適切な保護管理及び取扱いに努めます。

2. 個人情報の種類と利用目的

本学が取得する個人情報の種類と利用目的は、次のとおりです。

	個人情報の種類	利用目的
1	学生本人の氏名、メールアドレス、学生証番号、住所、電話番号、生年月日、出身校、顔写真、留学生区分、在留区分、在留期間、国籍等	学生本人との連絡（掲示を含む。以下同じ。）、学生の呼び出し、学籍管理及び履修成績管理、卒業判定及び進級判定等の連絡、学生名簿の作成、授業運営、賞罰の公示等、学内施設の利用管理及び入退室管理、図書館サービスの提供、図書館からの各種連絡（未返却図書との連絡等）、図書館利用統計の作成
2	連帯保証人等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	連帯保証人等との連絡、刊行物の発送
3	入学者選抜試験情報（入試成績、高等学校調査書情報等）	入学者選抜業務、修学指導、就職指導、入学者選抜方法改善等のための調査・研究
4	学籍簿情報（学生証番号、履修登録科目、単位修得期、成績評点、取得単位数等）、その他成績評価情報	修学管理及び修学指導、各種証明書の発行、授業運営
5	授業料情報（預金口座振替、代行納付情報、授業料債権情報等）	授業料債権管理
6	授業料及び入学料免除情報（免除金額、家計評価額、所得金額、世帯の就学者状況、特別控除額等）、家族構成、申請事由等	授業料免除及び徴収猶予判定、入学料免除及び徴収猶予判定
7	奨学金情報（家計支持者の所得、家族氏名、奨学生番号、貸与月額等）	奨学金の貸与等の判定、奨学金の推薦等
8	学生健康管理情報（身長、体重、視力、X線撮影情報等）	学生の健康管理
9	課外活動情報（学生団体設立（変更、継続）願、行動計画書、傷害保険の加入状況、課外活動施設使用願、その他各種届出等）	課外活動支援、修学指導
10	就職情報（進路希望情報、卒業後進路情報等）	就職指導等

3. 業務の外部委託

上記2に掲げる利用目的に係る個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合があります。業務委託に当たり、安全確保の措置を講じます。

4. 個人情報の第三者提供

本学の学友会及び同窓会から要請のあった場合には、学生の個人情報を安全確保の措置を講じた上、当該組織の活動に必要な範囲で提供することがあります。

5. 第三者提供の事前同意

上記2、3及び4に掲げる利用目的以外に個人情報の利用の必要が生じた場合には、事前に本人の同意を得ることとします。ただし、法令に基づき提供を義務付けられている場合、行政機関等の公的機関が法令の定める事務又は事業を遂行することに協力する場合又は専ら統計の作成及び学術研究を目的とする場合においては、本人の同意を得ることなしに、第三者に個人情報を提供することがあります。

6. 苦情等の受付

学生、連帯保証人等に係る個人情報の取扱いについての苦情及び相談は、学生支援課で、学生本人に関する個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求については、総務課で受け付けます。

附 則

この取扱い方針は、平成25年3月19日から実施する。

附 則（平成25年4月4日学長裁定）

この取扱い方針は、平成25年4月4日から実施する。

附 則（令和3年9月2日学長裁定）

この取扱い方針は、令和3年9月2日から実施し、令和3年6月25日から適用する。

15. 旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程

平成27年3月26日

旭医大達第20号

最近改正 令和3年9月3日旭医大達第146号

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。）第53条及び旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）第26条に定めるもののほか、旭川医科大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒及び教育的措置（以下「懲戒等」という。）に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第2条 懲戒等は、本学の秩序を維持し、教育目的を達成して社会に対する責任を果たす観点からこれを行う。

2 懲戒等は、対象となる行為の態様、動機及びその意図、経緯、結果、影響、違法性等を総合的に判断し、教育的配慮を加えた上で行うものでなければならない。

(懲戒の種類及び意義)

第3条 懲戒の種類及び意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 訓告 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことがないよう、学長が本学の教育的意思表示を文書及び口頭により行うこと。

(2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止し、原則として、登校を認めないこと。

(3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。この場合において、再入学は認めない。

2 停学の期間は、無期及び有期とし、無期停学とは期限を付さない停学をいい、有期停学とは6月未満の期限を付して命じる停学をいう。

3 無期停学は、原則として、6月以上を経過した後でなければ解除することができない。

4 停学の期間が2以上にわたるときは、この期間は、在学期間及び修業年限に含まないものとする。

5 停学の期間は、学則第9条及び大学院学則第6条の2に規定する休業日を含むものとする。

(教育的措置)

第4条 教務・厚生委員会、博士課程小委員会又は修士課程小委員会（以下「教務・厚生委員会等」という。）の委員長は、前条に規定する懲戒には至らないと判断する非違行為があった場合は、学生の本分についての反省を促すため、文書又は口頭による嚴重注意を行うことができる。

2 教務・厚生委員会等の委員長は、嚴重注意を行ったときは、当該注意の内容及びその事由を速やかに学長に報告するものとする。

(懲戒の量定)

第5条 懲戒の量定は、別に定めるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に準拠し、行為者の状態等並びに行方の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

2 懲戒の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、ガイドラインに定める懲戒の標準を加重軽減することがある。また、ガイドラインに掲げられていない非違行為についても、ガイドラインに照らして判断し、相当の懲戒を行うことがある。

(懲戒の手続)

第6条 教務・厚生委員会等の委員長は、懲戒に該当すると思料される非違行為の報告を受けたときは、速やかに学長に報告するものとする。

(学生懲戒審査委員会)

第7条 学長は、前条の報告を受けたときは、当該行為に係る事実確認を行い、懲戒の要否及び懲戒を要する場合の量

定について検討するため、学生懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）

(2) 次に掲げる教務・厚生委員会等の委員長

イ 当該学生が学部在籍する場合 教務・厚生委員会委員長

ロ 当該学生が大学院修士課程に在籍する場合 修士課程小委員会委員長

ハ 当該学生が大学院博士課程に在籍する場合 博士課程小委員会委員長

(3) 副学長が指名する教務・厚生委員会等の委員

(4) その他副学長が必要と認めた者

3 審査委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員をもって充てる。

4 審査委員会は、原則として、当該学生に対して事実調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

5 審査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

6 懲戒に該当すると思われる非違行為がセクシュアル・ハラスメント若しくはアカデミック・ハラスメント等に係る事案又は研究活動に係る事案であって、事実確認手続きに関する別の定めがある場合は、当該調査委員会等が行う事実確認をもって、第1項に規定する審査委員会が行う事実確認に代えることができる。

7 審査委員会は、審議結果を速やかに学長に報告するものとする。

（自宅謹慎）

第8条 学長は、非違行為が第3条第1項第2号に規定する停学又は同項第3号に規定する退学に相当することが明白であると認めるときは、懲戒の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

（懲戒の決定）

第9条 学長は、審査委員会の報告により、第3条第1項に規定する懲戒を行うことが必要と判断した場合は、教授会又は大学院委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、懲戒を決定する。

（懲戒の通知及び公示）

第10条 懲戒は、学長が、懲戒を受ける学生に対して、懲戒通知書（様式1）を交付して行う。

2 懲戒通知書の効力は、懲戒通知書を交付したときから発生するものとする。ただし、学長がやむを得ないと判断する場合は、この限りでない。

3 学長は、懲戒を行ったときは、懲戒を受けた学生の連帯保証人にその旨を通知するとともに、懲戒内容及びその事由を掲示により学内に公示するものとする。ただし、公示の際は、学生の氏名等個人が識別され得る内容を掲載しない。

（不服申立て）

第11条 懲戒を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒通知書を交付された日から起算して14日以内に、学長に対して、懲戒に係る不服申立書（様式2）により不服申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の懲戒に係る不服申立書を受理したときは、審査委員会に再審査を行わせるものとする。ただし、学長が、当該不服申立ての趣旨が、審査委員会の構成等その公正性に関わるものであると認めた場合には、審査委員会の構成を変更することができる。

3 学長は、審査委員会の審議結果に基づき、懲戒内容の変更の可否及び変更を要する場合の懲戒の種類等を決定する。

4 再審査後の懲戒の決定並びに通知及び公示については、第10条第1項及び第3項の規定を準用する。

（停学期間中の指導）

第12条 教務・厚生委員会等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行うものとする。

2 教務・厚生委員会等が教育指導上必要と認めた場合は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、一時的に登校させることができる。

（停学期間の短縮及び解除）

第13条 教務・厚生委員会等の委員長は、停学を受けた学生の反省の度合い及び学習意欲等を総合的に判断して、無

期停学の解除又は有期停学の期間の短縮が適当であると思われるときは、審査委員会の議を経て、学長に対し、無期停学の解除又は有期停学の期間の短縮を申出ることができる。

2 学長は、前項の申出を受けたときは、教授会等の議を経て、当該停学の解除又は短縮を決定する。

3 学長は、前項により当該停学の解除又は短縮を決定した際は、停学解除(短縮)通知書(様式3)を当該学生に交付する。
(学籍の異動)

第14条 懲戒に関し、事実確認を行っている学生から、懲戒の決定前に、退学又は休学の申出があったときは、この申出は受理しない。

2 休学中の学生が停学となったときは、当該学生の停学期間中の休学を認めない。

(懲戒に関する記録)

第15条 懲戒を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する各種証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(科目等履修生等の懲戒)

第16条 この規程は、学則第9章及び大学院学則第10章に規定する聴講生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生、科目等履修生及び外国人留学生の懲戒について準用する。

(事務)

第17条 学生の懲戒等に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年3月26日から施行する。

2 この規程の施行前に行った学生の行為に対する懲戒等の適用については、なお従前の例による。

3 学生の交通事故・違反の取扱いに関する申合せ(平成16年4月1日教授会決定)は、廃止する。

附 則 (令和3年9月3日旭医大達第146号)

この規程は、令和3年9月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

16. 旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドライン

平成 27 年 3 月 26 日
教育研究評議会決定

このガイドラインは、旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程(平成 27 年旭医大達第 20 号)第 5 条に基づき、学生によってなされるおそれのある代表的な非違行為を類型化し、当該非違行為に係る懲戒の標準を下記の表のとおり示すものである。

なお、表に掲げる非違行為は、対象となる行為によって競合する場合がある。

また、本学の名誉・信用を失墜させる行為、本学の規則に違反する行為及びその他学生の本分に著しく反する行為等の表に掲げられていない行為についても懲戒の対象とする場合がある。

非違行為	懲戒の標準
1 試験その他の審査(以下「試験」という。), 授業において課せられたレポート等(以下「レポート等」という。)における不正行為(※) (1) 試験において、代理(替玉)受験等を行った場合又は行わせた場合 (2) 試験において、許可されていないノート及び参考書等を参照した場合 (3) 答案を交換した場合 (4) レポート等の課題において剽窃を行った場合 (5) レポート等の課題において剽窃のほう助を行った場合 (6) その他、試験、レポート等において不正行為を行った場合	退学又は停学 停学又は訓告 停学又は訓告 停学又は訓告 停学又は訓告 退学、停学又は訓告
※試験、レポート等における不正行為により退学又は停学とした場合は、懲戒に加えて、当該学期の全ての履修科目の単位を原則として不認定とする。	
2 授業 (1) 妨害行為、出席における不正行為等 授業において、授業の実施を妨げる行為や出席を欺く行為等で悪質なもの (2) アンプロフェッショナルな行為等 臨床実習・臨地実習において、医療安全の観点から、明らかに不適切と思われる態度や行動	退学、停学又は訓告 退学、停学又は訓告
3 飲酒等 (1) 飲酒強要等 ① 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為 ② 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為 ③ 20 歳未満の者が飲酒をした場合又は 20 歳未満の者と知りながら飲酒を強要した場合 (2) 危険ドラッグ 違法薬物(麻薬、大麻等)と類似の効果を有する危険ドラッグを、正当な理由なく、使用、所持、譲渡、仲介又は入手しようとした行為 (3) ハラスメント ハラスメントに当たる行為 (4) 個人情報漏えい ① 個人情報の漏えいが故意の場合 ② 個人情報の漏えいが過失の場合 (5) 本学の教育、研究及び診療活動を妨げる行為 ① 研究成果作成の際に論文やデータの捏造、改ざん又は盗用等を行った行為	退学又は停学 停学又は訓告 停学又は訓告 退学又は停学 退学、停学又は訓告 退学又は停学 停学又は訓告 退学又は停学

<ul style="list-style-type: none"> ② 知的財産を喪失させた行為 ③ 本学の教育，研究及び診療並びに管理運営を著しく妨げた行為 ④ 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠した行為 ⑤ 本学が管理する建造物又は器物の破壊，汚損又は不法改築行為等 ⑥ 本学構成員及び本学病院患者に対する暴力行為，威嚇行為，拘禁行為又は拘束行為等 	<p>退学又は停学</p> <p>退学，停学又は訓告</p> <p>退学，停学又は訓告</p> <p>停学又は訓告</p> <p>退学，停学又は訓告</p>
<p>4 交通事故及び違反</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転又は暴走運転等の悪質な場合 (2) 人身事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転又は暴走運転等の悪質な場合 (3) 無免許運転，飲酒運転又は暴走運転若しくはそのほう助行為等の悪質な交通法規違反行為 (4) 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で，その原因行為が過失の場合 (5) 人身事故を起こした場合で，その原因行為が過失の場合 	<p>退学</p> <p>退学又は停学</p> <p>停学又は訓告</p> <p>退学又は停学</p> <p>停学又は訓告</p>
<p>5 犯罪行為（犯罪未遂行為を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 殺人，強盗又は強姦等の凶悪な犯罪行為 (2) 傷害行為 (3) 薬物犯罪行為 (4) 窃盗，万引き，詐欺又は他人を傷害するに至らない暴力等の犯罪行為 (5) わいせつ行為又は痴漢行為（覗き見又は盗撮行為その他の迷惑行為を含む。） (6) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定めるストーカー行為 (7) 「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為 (8) コンピュータ又はコンピュータネットワークの不正使用等若しくはこれらを利用した不正行為等（ソーシャルネットワーキングサービス等で他人を誹謗中傷した行為を含む。） 	<p>退学</p> <p>退学又は停学</p> <p>退学又は停学</p> <p>退学，停学又は訓告</p> <p>退学，停学又は訓告</p> <p>退学，停学又は訓告</p> <p>退学，停学又は訓告</p> <p>退学，停学又は訓告</p>
<p>6 再犯学生の懲戒</p> <p>過去に懲戒を受けた学生が，再び懲戒対象行為を行った場合は，より「悪質性」が高いものとみなし，各標準を超える重い懲戒を行うことがある。なお，過去に嚴重注意を受けた学生についても，同様とする。</p>	

17. 旭川医科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程

平成16年4月9日

旭医大達第163号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の役職員（役員及び職員をいう。以下同じ。）及び学生等（学部学生、大学院学生、研究生、聴講生及びその他本学において修学又は研究に従事している者をいう。以下同じ。）のハラスメント及び性暴力等（以下「ハラスメント等」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、本学における修学、教育、研究及び労働環境の維持・向上並びに役職員、学生等の利益の保護及び役職員の職務能率の発揮を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 役職員、学生等が他の役職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性差別的又は性的な言動並びに関係者が役職員、学生等を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 役職員が他の役職員又は関係者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて人格と尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる言動をいう。
- (4) アカデミック・ハラスメント 役職員、学生等が他の役職員、他の学生等及び関係者に教育・研究上の権力関係や上下関係、優越的な地位を不当に利用して、教育上、研究上若しくは修学上の権利を侵害又は人格と尊厳を侵害する言動をいう。
- (5) 妊娠、出産等に関するハラスメント 職場において行われる女性役職員に対する当該女性役職員が妊娠したこと、出産したこと、産前休暇を請求し、又は産前休暇若しくは産後休暇を取得したことその他の妊娠又は出産に関する事由に関する当該女性労働者の就業環境が害される言動をいう。
- (6) 育児休業等に関するハラスメント 職場において行なわれる役職員に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度若しくは措置の利用に関する当該労働者の就業環境が害される言動をいう。

2 この規程において、性暴力等とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 他の者に刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をする事又はさせること（他の者から暴行又は脅迫を受けて当該者に性交等をした場合及び相手の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）
- (2) 他の者にわいせつな行為をする事又はさせること（第1号に掲げるものを除く。）
- (3) 次に掲げる行為であって、他の者を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせるようなものをする事又は他の者にさせること。
 - ア 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
 - イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

3 この規程において、ハラスメント等とは、ハラスメント及び性暴力等をいう。

4 この規程において、ハラスメント等に起因する問題とは、ハラスメント等のため役職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメント等への対応に起因して役職員が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けることという。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、この規程及び別表のハラスメント等の防止等のために旭川医科大学役職員が認識すべき事項についての指針（以下「指針」という。）に従い、いかなる場合においてもハラスメント等をしてはならず、これの防止に努めなければならない。

- 2 役職員は、第6条に定める相談員等に相談する場合において、事実関係等について虚偽の申出を行ってはならない。
- 3 役職員は、本学が実施するハラスメント等の防止に関する研修会に定期的に参加しなければならない。
- 4 役職員は、ハラスメント等に係る相談を受けた場合は、適切な相談環境のもとに、相談者の立場と状況に十分配慮して、相談者に必要かつ適切な助言を与えるとともに、必要に応じて第6条に定める相談員と連携して、適切に対応しなければならない。
- 5 役職員は、第9条に規定するハラスメント等防止対策委員会又は第13条に規定するハラスメント等調査委員会への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(監督者の責務)

第4条 役職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次に掲げる事項に注意してハラスメント等の防止及び排除に努めるとともに、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の業務又は教育を通じた指導等により、ハラスメント等に関し、役職員の注意を喚起し、ハラスメント等に関する認識を深めさせること。
- (2) 役職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント等又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学におけるハラスメント等の防止について総括し、ハラスメント等又はハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、第9条に規定するハラスメント等防止対策委員会と連携するとともに、第13条に規定するハラスメント等調査委員会の報告を尊重し、必要な措置を適切かつ迅速に講じなければならない。

(苦情相談への対応)

第6条 本学におけるハラスメント等に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、総括相談員及び相談員（以下「総括相談員等」という。）を置く。

- 2 学生等に係る相談員の業務等については別に定める。
- 3 総括相談員は、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 4 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 総務課長
 - (3) 人事課長
 - (4) 看護部長及び副看護部長
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 5 前項第5号の相談員は、学長が委嘱する。
- 6 第4項第5号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 苦情相談に当たっては、複数の相談員が対応するものとし、苦情相談を行う者と同性の相談員が同席できない場合は、相談員が指名した役職員が同席することができるものとする。

(相談員等の責務)

第7条 総括相談員等及び相談員が指名した役職員（以下「相談員等」という。）は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員等は指針に十分留意しなければならない。

- 2 相談員等は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 3 総括相談員等は、相互の連携を図るため、定期的に総括相談員等による会議を開催し、防止対策委員会へ報告するものとする。

(不利益取扱の禁止)

- 第8条** ハラスメント等に関する苦情の申出、調査への協力その他正当な対応をした役職員、学生、関係者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(防止対策委員会)

- 第9条** 本学に、ハラスメント等の防止等のため、旭川医科大学ハラスメント等防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメント等の防止等に関する研修、啓発活動の企画及び実施に関すること。
- (2) ハラスメント等に関する苦情の申し出への対応及び被害者の救済に関すること。
- (3) ハラスメント等の具体的事項を調査し、改善措置が必要と認められる場合の措置に関すること。
- (4) その他ハラスメント等の防止等に関すること。

- 第10条** 防止対策委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 保健管理センター長
- (3) 事務局長
- (4) その他学長が必要と認めた者

- 2 前項第4号の委員は、学長が委嘱する。

- 3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 防止対策委員会に委員長を置き、総括相談員の副学長をもって充てる。

- 第11条** 防止対策委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員会が、必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 第12条** 委員は、任務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、当事者のプライバシー及び名誉を守り、人権を尊重しなければならない。

- 3 委員が、調査に付せられた事案に関係がある場合は、その者は構成員から除くものとする。

(調査委員会)

- 第13条** 防止対策委員会に、相談員等からの報告又は苦情相談の内容に応じて旭川医科大学ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、第9条第3号に掲げる事項を任務とする。

- 第14条** 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する第10条第1項第1号の防止対策委員会委員
- (2) 保健管理センター専任教員
- (3) 防止対策委員会委員長が必要と認めた者

- 2 前項第3号の委員は、学長が委嘱する。

- 3 調査委員会は、ハラスメント等の被害の事実関係の調査経過及び結果について、速やかに防止対策委員会並びに学長に報告するものとする。

- 4 調査委員会は、当該調査活動が終了したと防止対策委員会が判断したときにその任務を終了する。

- 5 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

- 第15条** 第11条及び第12条の規定は、調査委員会及び当該委員について準用する。この場合において、第11条第1項中「防止対策委員会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとする。

(その他)

- 第16条** この規程に定めるもののほか、ハラスメント等の防止等に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月19日から施行する。

附 則（平成19年7月11日旭医大達第48号）

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則（平成23年6月22日旭医大達第146号）

この規程は、平成23年6月22日から施行する。

附 則（平成24年2月15日旭医大達第17号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日旭医大達第41号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年8月7日旭医大達第67号）

この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第6条第4項、第5項及び第6項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月3日旭医大達第146号）

この規程は、令和3年9月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月17日旭医大達第175号）

この規程は、令和3年11月17日から施行する。

附 則（令和4年9月14日旭医大達第97号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日旭医大達第43号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月17日旭医大達第99号）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

[第3条別表]

ハラスメント等の防止のために役職員が認識すべき事項についての指針

第1 セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等を行わないために役職員が認識すべき事項

1 意識の重要性

性暴力等となる行為を決して行ってはならないと強く自覚しなければならない。性暴力等とは、相手が望まないすべての性的な意味合いを持った行為のことをいい、例えば、性的暴力（不同意性交など）や虐待、性的な行為を強要すること、学生・生徒・児童・幼児に対する不必要な接触、性的な画像を見せたり撮影すること、盗撮、ストーカー行為等は性暴力になり、その他に相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で性的な行為があった場合も含まれることを認識しなければならない。

さらに、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために、役職員は他の役職員、学生等及び関係者と接するに当たり次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという認識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- (4) 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

2 基本的な心構え

役職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であり、具体的には、次の点について注意する必要がある。

- ① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ② 不快に感じるか否かには個人差があること。
- ③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- ④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。

- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。例えば、セクシュアル・ハラスメントを受けた者が、上司、指導教員等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。
- (4) 勤務時間内又は職場内におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。例えば、職場の人間関係がそのまま持続する歓迎会、ゼミナールの酒席等の場において、役職員が他の役職員、学生等にセクシュアル・ハラスメントを行うことについても同様に注意しなければならない。

3 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

- (1) 職場内外で起きやすいもの

① 性的な内容の発言関係

[性的な関心、欲求に基づくもの]

- ・ スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ・ 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
- ・ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと。

- ・ 性的な経験や性生活について質問すること。
 - ・ 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること。
- 〔性的により差別しようという意識等に基づくもの〕
- ・ 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」、「女は学問などしなくても良い」などと発言すること。
 - ・ 成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。

② 性的な行動関係

- 〔性的な関心、欲求に基づくもの〕
- ・ ヌードポスター等を職場に貼ること。
 - ・ 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。
 - ・ 職場のパソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示すること。
 - ・ 身体を執拗に眺め回すこと。
 - ・ 食事やデートにしつこく誘うこと。
 - ・ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること。
 - ・ 身体に不必要に接触すること。
 - ・ 不必要な個人指導を行うこと。
 - ・ 浴室や更衣室等をのぞき見すること。
- 〔性別により差別しようとする意識等に基づくもの〕
- ・ 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること。
 - ・ 女性であるということだけの理由で仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること。

(2) 主に職場外で起こるもの

- 〔性的な関心、欲求に基づくもの〕
- ・ 性的な関係を強要すること。
 - ・ 職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要すること。
 - ・ 出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと。
 - ・ 自宅までの送迎を強要すること。
 - ・ 住居等まで付け回すこと。
- 〔性別により差別しようとする意識に基づくもの〕
- ・ カラオケでのデュエットを強要すること。
 - ・ 酒席で、上司、指導教員等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること。

第2 パワー・ハラスメントを行わないために役職員が認識すべき事項

1 パワー・ハラスメントの考え方

- (1) 職場におけるパワー・ハラスメントは、業務上の命令や指導に対して受け手が不快と感じた場合でも、業務の適正な範囲で行われた場合にはパワー・ハラスメントには該当しない。一方、業務上正しいことを命令し、指導する場合であっても、感情的、高圧的、攻撃的に行われた場合など社会通念上許容される限度を超える場合には、パワー・ハラスメントに該当する可能性がある。また、パワー・ハラスメントを受けている役職員本人が、パワー・ハラスメントを受けていると感じていなくても、周囲の役職員がその行為をみて不快に感じることによって職場環境を害することがあることにも留意することが必要である。
- (2) 職場内での優位性とは、「職務上の地位」に限らず、人間関係や専門知識、経験などの様々な優位性が含まれ、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われる場合も含まれる。

- (3) 業務の適正な範囲とは、業務上の必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合には、パワー・ハラスメントにはあたらない。業務上の命令や指導であっても、指導等とは名ばかりの粗暴な言葉や態度で、その手段や態様等が適切でないものは業務の適正な範囲を超えるものに該当する。
- (4) 人格と尊厳を侵害する言動とは、容姿や学歴など役職員本人の意思ではどうにもできないようなことについて、非難や指摘をする行為、また、いじめ、嫌がらせ、強要及び威圧的な言動などをいう。
- (5) 場所的・時間的な範囲は、職場内、勤務時間内において行われたものだけでなく、職場外及び勤務時間外に行われたものも含まれる。

2 業務上の指導とパワー・ハラスメント

(1) 上司が、業務上の指導を行う場合の注意点

- ① 部下の人格を尊重し、常に「育てる」という意識を持って指導すること
- ② 業務の必要性を部下に示した上で指導すること
- ③ 業務の内容・量、指導のタイミング、指導の場所及び指導方法など状況に応じて適正に指導すること

(2) 指導とパワー・ハラスメントの違い

項目	指導	パワー・ハラスメント
目的	相手の成長を促す。	・相手を馬鹿にする、排除する。 ・自分の目的の達成（自分の思いどおりにしたい。）
業務上の必要性	仕事上必要性がある、又は健全な職場環境を維持するために必要なこと。	・業務上の必要性がない（個人生活、人格を否定する。） ・業務上の必要性があっても不適切な内容や量
態度	肯定的、受容的、見守る、自然体	威圧的、攻撃的、否定的、批判的
タイミング	・タイムリーにその場で。・受入準備ができているとき。	・過去のことを繰り返す。 ・相手の状況や立場を考えず
誰の利益か	組織にも相手にも利益が得られる。	組織や自分の利益優先（自分の気持ちや都合が中心）
自分の感情	好意、穏やか、きりっとした。	いらいら、怒り、嘲笑、冷徹、不安、嫌悪感
結果	・部下が責任を持って発言、行動する。	・相手の状況や立場を考えず
	・職場に活気がある	・部下が委縮する。 ・職場がぎすぎすする。 ・退職者が多くなる。

3 パワー・ハラスメントを防止するための留意点

(1) 部下の健康状態の把握

管理監督者は、上司の言動によっては、部下は人格を傷つけられ、あるいは疎外感を持つなどにより、過度の心理的負担を受け、心身の健康を損なう場合があること認識することが重要である。

(2) パワー・ハラスメントになり得る言動の認識

パワー・ハラスメントは、業務上の命令や指導を通じて起こることが多いため、特に、管理監督者は、パワー・ハラスメントになり得る言動を認識し、自分からパワー・ハラスメントを起こさないようにしなければならない。

(3) コミュニケーションを図り、良好な職場環境を作る

上司である自分と部下や部下同士など、職員間のコミュニケーションが図られているか、パワー・ハラスメントが起きていないか、日頃から目を配り、良好な職場づくりに努め、役職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保することが必要である。

4 パワー・ハラスメントの典型的な事例（限定列举ではないことに留意）

(1) 暴言

- ・「こんな間違いをするやつは死んでしまえ」、「おまえは給料泥棒だ」などと暴言を吐く。
- ・発表の方法等を指導せずに「君のプレゼンが下手なのは、暗い性格のせいだ。何とかしろ」などと言う。

(2) 執拗な非難

- ・ 3日間にわたって何度も書き直しを命じる。
- ・ 皆の前で起立させたまま、大声で長時間叱責し続けた。

(3) 威圧的な行為

- ・ 椅子を蹴飛ばしたり、書類を投げつけたりする。
- ・ 部下の目の前で、ファイルを何度も激しく机に叩き付ける。
- ・ 自分の意向と違う時は意に沿った発言をするまで怒鳴り続け、また、自分自身にミスがあると有無を言わさず部下に責任を転嫁する。

(4) 実現不可能・無駄な業務の強要

- ・ これまで3名で行ってきた大量の申請書の処理業務を未経験のその部下に全部押し付け、期限内に全て処理するよう命じた。
- ・ 毎週のように土曜日や日曜日に出勤することを命じる。

(5) 仕事を与えない

- ・ 何の説明もなく役職に見合った業務を全く与えず、班内の回覧物も回さない。
- ・ 部下に仕事を与えなくなり、本来の仕事すら他の同僚にさせるようになった。

(6) 仕事以外の事柄の強要

- ・ 部下に対して、毎日のように昼休みに弁当を買いに行かせたり、週末には家の掃除をさせたりする。
- ・ 「上司より立派なマンションに住むとは何事だ」とか「もっと安いところに住まないと地方に異動させるぞ」などと言いつづけた。

(7) 暴力・傷害

- ・ 書類で突然頭を叩く。
- ・ 仕事が遅いと部下を殴ったり、蹴ったりする。

(8) 名誉棄損・侮辱

- ・ 同僚の前で、無能なやつだと言う。
- ・ 課全員の前で土下座をさせる。
- ・ 病気の内容を大勢の役職員の前で言う。
- ・ 家族について皮肉を言う。

(9) 隔離・仲間外し・無視

- ・ いつも行動が遅い部下の発言を無視し、会議にも参加させない。
- ・ 体臭がきつからといって、部下をついたてで仕切っている。

第3 アカデミック・ハラスメントを行わないために役職員が認識すべき事項

1 基本的な心構え

アカデミック・ハラスメントは、被害者本人に被害をもたらすだけでなく、周囲の人々や組織自体にも大きな影響を与えるものであることから、役職員及び学生等は、アカデミック・ハラスメントに当たる行為を理解し、それが人権侵害に他ならないことを再認識し、嫌がらせ行為をしない、させない意志を強く持つとともに相手と自分との関係を見極め、その時々相手の気持ちを思いやる必要がある。

2 アカデミック・ハラスメントの典型的な事例（限定列举ではないことに留意）

(1) 教育研究活動の妨害

- ・ 正当な理由なく文献・図書・機器類を使用させない。
- ・ 正当な理由なく実験機器・試薬などを勝手に廃棄する。
- ・ 研究に必要な物品の購入書類等に押印しない。
- ・ 机を与えない若しくは廊下に出す，又は条件の悪い部屋や他の研究者と別な部屋に隔離する。
- ・ 正当な理由なく研究室への入室を禁止する。
- ・ 研究費の申請を妨害する。
- ・ 研究発表活動（学会発表等）を不当に制限する。
- ・ 正当な理由なく授業を担当させない。

(2) 研究成果の搾取

- ・ 論文の第一著者となるべき研究者に「第一著者を要求しません」という念書を書かせる。
- ・ 論文を加筆訂正しただけで第一著者となる。
- ・ その研究に全くあるいは少ししか関わっていない者を共著者に入れることを強要する。
- ・ 他の研究者のアイデアを使用して，こっそり論文を書く。

(3) 卒業・修了・進級の妨害

- ・ 修士論文又は博士論文の提出条件を十分に満たしているにもかかわらず，提出を許さない。
- ・ 卒業研究を開始してまもなく，早々に留年を言い渡す。
- ・ 卒業・修了の判定基準を恣意的に変更し，留年させる。
- ・ 卒業研究は完了しているのに，お礼奉公として実験を強要し，それを行わなければ卒業させない。
- ・ 授業中に人格を貶める言動を行う。
- ・ 理由を示さず単位を与えない。
- ・ 成績の不当な評価を行う。
- ・ 求められた教育上の指導を正当な理由なく拒否する。
- ・ 常識的には不可能な課題達成を強要する。

(4) 選択権の侵害

- ・ 本人の希望に反する学習・研究テーマを押しつける。
- ・ 就職活動を禁止する。
- ・ 他の組織への異動を強要する。
- ・ 会社に圧力をかけて内定を取り消させる。

(5) 精神的虐待

- ・ 論文又は研究を指して「幼稚だ，子供の遊びだ」と言う。
- ・ 部下等が持ってきた論文を破り捨てる，受け取らない又はきちんと読まない。
- ・ 些細なミスを大声で叱責する。

(6) 権力の濫用

- ・ 研究に関し，人と相談することを一切禁止する。
- ・ 「食事に付き合わないと指導しないよ。」と言う。
- ・ 「ドライブに付き合ったら出張を認める。」と言う。
- ・ 物品等の管理を過敏にまでも厳格に行う。

(7) プライバシーの侵害

- ・ 家族・友人・恋人のことなどプライベートのことについて、しつこく聞く。
- ・ 交際相手のことをしつこく聞き、「そういう人はやめたほうがいい。」などと勝手なアドバイスをする。

第4 妊娠、出産等に関するハラスメントを行わないために役職員が認識すべき事項

1 職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの定義

- (1) 職場における妊娠、出産等に関するハラスメントには、上司又は同僚から行われる以下のものがある。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、職場におけるハラスメントには該当しない。

イ 次に掲げる役職員の産前・産後休暇その他の妊娠、出産に関する制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により就業環境が害されるもの（以下「制度等の利用への嫌がらせ型」という。）

- ① 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置
- ② 危険有害業務の就業制限
- ③ 産前休業
- ④ 軽易な業務への転換
- ⑤ 時間外労働及び休日労働の制限並びに深夜業の制限
- ⑥ 育児時間

ロ 役職員が妊娠したこと、出産したことその他の妊娠又は出産に関する事由（以下「妊娠等したこと」という。）に関する言動により就業環境が害されるもの（以下「状態への嫌がらせ型」という。）

- ① 妊娠したこと。
- ② 出産したこと。
- ③ 危険有害業務の就業制限の規定により業務に就くことができないこと又は業務に従事しなかったこと。
- ④ 産後の就業制限の規定により就業できず、又は産後休業したこと。
- ⑤ 妊娠又は出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等の妊娠又は出産したことに起因して妊産婦に生じる症状）により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと。

- (2) 職場とは、女性役職員が業務を遂行する場所を指し、当該女性役職員が通常就業している場所以外の場所であっても、当該女性役職員が業務を遂行する場所については、職場に含まれる。

- (3) 役職員には、本学が労働者派遣の役務の提供を受ける場合の派遣労働者も含まれる。

2 妊娠、出産等に関するハラスメントの典型的な事例（限定列举ではないことに留意）

- (1) 制度等の利用への嫌がらせ型の典型的な事例

① 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

- ・ 女性役職員が、制度等の利用の請求等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の請求等をしたこと、又は制度等の利用をしたことにより、上司が当該女性役職員に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること。

② 制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの（客観的にみて、言動を受けた女性役職員の制度等の利用の請求等又は制度等の利用が阻害されるものが該当する。）

- ・ 女性役職員が制度等の利用の請求等をしたい旨を上司に相談したところ、上司が当該女性役職員に対し、当該請求等をしないよう言うこと。
- ・ 女性役職員が制度等の利用の請求等をしたところ、上司が当該女性役職員に対し、当該請求等を取り下げよう言うこと。
- ・ 女性役職員が制度等の利用の請求等をしたい旨を同僚に伝えたところ、同僚が当該女性役職員に対し、繰

り返し又は継続的に当該請求等をしないよう言うこと（当該女性役職員がその意に反することを当該同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。

- ・ 女性役職員が制度等の利用の請求等をしたところ、同僚が当該女性役職員に対し、繰り返し又は継続的に当該請求等を取り下げよう言うこと（当該女性役職員がその意に反することを当該同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。

- ③ 制度等の利用をしたことにより嫌がらせ等をするもの（客観的にみて、言動を受けた女性役職員の能力の発揮や継続就業に重大な悪影響が生じる等当該女性労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じるものが該当する。）

- ・ 女性役職員が制度等の利用をしたことにより、上司又は同僚が当該女性役職員に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等（嫌がらせ的な言動、業務に従事させないこと又は専ら雑務に従事させることをいう。以下同じ。）をすること（当該女性役職員がその意に反することを当該上司又は同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。

(2) 状態への嫌がらせ型の典型的な事例

- ① 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

- ・ 女性役職員が妊娠等したことにより、上司が当該女性役職員に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること。

- ② 妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの（客観的にみて、言動を受けた女性役職員の能力の発揮や継続就業に重大な悪影響が生じる等当該女性労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じるものが該当する。）

- ・ 女性役職員が妊娠等したことにより、上司又は同僚が当該女性役職員に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等すること（当該女性役職員がその意に反することを当該上司又は同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。

第5 育児休業等に関するハラスメントを行わないために役職員が認識すべき事項

1 職場における育児休業等に関するハラスメントの定義

- (1) 職場における育児休業等に関するハラスメントには、上司又は同僚から行われる次に掲げる役職員に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものがある。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、職場におけるハラスメントには該当しない。

- ① 育児休業
- ② 出生時育児休業
- ③ 介護休業
- ④ 子の看護休暇
- ⑤ 介護休暇
- ⑥ 所定外労働の制限
- ⑦ 時間外労働の制限
- ⑧ 深夜業の制限
- ⑨ 始業時刻変更等の措置
- ⑩ 育児部分休業
- ⑪ 介護部分休業

- (2) 職場とは、役職員が業務を遂行する場所を指し、当該役職員が通常就業している場所以外の場所であっても、当該役職員が業務を遂行する場所については、職場に含まれる。

(3) 役職員には、本学が労働者派遣の役務の提供を受ける場合の派遣労働者も含まれる。

2 育児休業等に関するハラスメントの典型的な事例（限定列举ではないことに留意）

(1) 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

・役職員が、制度等の利用の申出等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の申出等をしたこと、又は制度等の利用をしたことにより、上司が当該役職員に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること。

(2) 制度等の利用の申出等又は制度等の利用を阻害するもの（客観的にみて、言動を受けた役職員の制度等の利用の申出等又は制度等の利用が阻害されるものが該当する。）

- ・役職員が制度等の利用の申出等をしたい旨を上司に相談したところ、上司が当該役職員に対し、当該申出等をしないよう言うこと。
- ・役職員が制度等の利用の申出等をしたところ、上司が当該役職員に対し、当該申出等を取り下げるよう言うこと。
- ・役職員が制度等の利用の申出等をしたい旨を同僚に伝えたところ、同僚が当該役職員に対し、繰り返し又は継続的に当該申出等をしないよう言うこと（当該役職員がその意に反することを当該同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。
- ・役職員が制度等の利用の申出等をしたところ、同僚が当該役職員に対し、繰り返し又は継続的に当該申出等を撤回又は取り下げをするよう言うこと（当該役職員がその意に反することを当該同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。

(3) 制度等の利用をしたことにより嫌がらせ等をするもの（客観的にみて、言動を受けた役職員の能力の発揮や継続就業に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じるものが該当する。）

・役職員が制度等の利用をしたことにより、上司又は同僚が当該役職員に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等をする（当該役職員がその意に反することを当該上司又は同僚に明示しているにもかかわらず、更に言うことを含む。）。

第6 就労上又は修学上の適正な環境を確保するために認識すべき事項

1 就労上又は修学上の環境は、役職員、学生等及び関係者の協力の下に形成される部分が多いことから、ハラスメントにより就労上又は修学上の環境が害されることを防ぐため、役職員は、次の事項について積極的に意を用いるよう努めなければならない。

(1) ハラスメントについて問題提起をする役職員、学生等及び関係者をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。

ミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、就労上又は修学上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。

(2) ハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。具体的には、次の事項について十分留意して必要な行動をとる必要がある。

① ハラスメントが見受けられる場合は、注意を促すこと。

ハラスメントを契機として、就労上又は修学上の環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応を取ることが必要である。

② 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。

被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることが大切である。

- ③ 職場においてハラスメントがある場合には、第三者として、気持ちよく就労や修学ができる環境づくりをするために上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

第7 ハラスメントに起因する問題が生じた場合において役職員に望まれる事項

1 基本的な心構え

役職員は、ハラスメントを受けた場合にその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望まれる。

- (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。

ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。

- (2) ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく就労上又は修学上の適正な環境の形成に重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められる。

2 ハラスメントの被害を受けたと思うときに望まれる対応

- (1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。

ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること、すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。

しかし、背景に上下関係等が存在する場合には直接相手に言いにくい場合が考えられ、そうした場合には手紙等の手段をとるという方法もある。

- (2) 信頼できる人に相談すること。

まず、同僚や友人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。そこで解決することが困難な場合には、内部又は外部の相談機関に相談する方法を考える。なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時・内容等について記録したり、第三者の証言を得ておくことが望ましい。

第8 懲戒処分

ハラスメントの態様等によっては、大学の名誉又は信用を著しく傷つけた行為、素行不良で本学の秩序若しくは風紀を乱したとき又はその他法令及び本学が定める規則、規程等に違反したときに該当して、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。

18. 旭川医科大学における学生等の ハラスメント等の相談への対応に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日

学長裁定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、旭川医科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程（平成 16 年旭医大達第 163 号）（以下「規程」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、学生等からのハラスメント等（規程第 2 条に定めるハラスメント等をいう。以下同じ。）の相談への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談員)

第 2 条 学生等からのハラスメント等に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、総括相談員及び相談員（以下「総括相談員等」という）を置くものとする。

2 総括相談員は、学長が指名する副学長をもって充てる。

3 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 一般教育の教授，准教授又は講師 1 人
- (2) 基礎医学の教授，准教授又は講師 1 人
- (3) 臨床医学の教授，准教授又は講師 1 人
- (4) 看護学科の教授，准教授又は講師 1 人
- (5) 保健管理センター専任教員及び保健師

4 前項第 1 号から第 4 号までの相談員は、学長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 前条第 3 項第 1 号から第 4 号までの相談員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の相談員は、再任されることができる。

(苦情相談への対応)

第 4 条 ハラスメント等に関する苦情相談を申出る者（以下「相談者」という。）は、相談員を自由に選択することができるものとする。

2 学生等から苦情相談の申出があった場合は、相談員は速やかに対応しなければならない。

3 苦情相談には複数の相談員で対応するとともに、相談者と同性の相談員を、同性の相談員が対応できない場合は同性の教授，准教授又は講師が同席するよう努めなければならない。ただし、同席する相談員等については、相談者の意思を十分に尊重しなければならない。

4 苦情相談を受けた相談員は、その旨総括相談員に報告のうえ、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、総括相談員等は規程第 3 条の指針並びに第 7 条 2 項及び第 8 条の規定に十分留意しなければならない。

(相談員会議等)

第 5 条 総括相談員等は、相互の連携を図るため、定期的に総括相談員等による会議（以下「相談員会議」という。）を開催するものとする。

2 相談員会議は総括相談員が招集し、これを主宰する。

(ハラスメント等防止対策委員会への報告)

第 6 条 総括相談員は、苦情相談の内容に応じて、規程第 9 条のハラスメント等防止対策委員会に調査が必要である旨を報告する。

(庶務)

第 7 条 学生等のハラスメント等の相談への対応に関する庶務は、学生支援課が行うものとする。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、学生等のハラスメント等の相談への対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から実施する。

2 この細則施行前に、旭川医科大学における学生等のセクシュアル・ハラスメントの相談への対応に関する要項（平成11年教授会決定。以下「旧要項」という。）により相談員であった者で、平成16年4月1日以降の任期を付されていた委員は、この細則により委員に選任されたものとみなし、当該委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、旧要項により付された任期とする。

附 則（平成18年4月1日学長裁定）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日学長裁定）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日学長裁定）

この細則は、平成20年3月12日から施行する。

附 則（令和3年9月3日旭医大達第146号）

この規程は、令和3年9月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月17日学長裁定）

1 この細則は、令和3年11月17日から施行し、改正後の旭川医科大学における学生等のハラスメントの相談への対応に関する細則は、令和3年11月10日から適用する。

2 旭川医科大学における学生等のセクシュアル・ハラスメント等調査委員会細則（平成16年4月1日学長裁定）は、廃止する。

附 則（令和6年7月17日学長裁定）

この細則は、令和6年8月1日から施行する。

19. 旭川医科大学における成績評価に対する 異議申立てに関する規程

令和3年3月29日

旭医大達第34号

(目的)

第1条 この規程は、履修要項等に明示された授業の到達目標と成績評価の基準等に基づく公正で客観的な成績評価の実施について並びに学生が成績評価に対する異議申立てをしようとする場合の手続き及び申立ての取扱い等について必要な事項を定めることにより、教育の質を維持向上させることを目的とする。

(成績評価方法の明示等)

第2条 授業科目担当教員又は授業科目責任教員（以下「授業科目担当教員等」という。）は、授業の到達目標、成績評価の基準等について、履修要項等に明示し、学生に説明しなければならない。

(成績評価結果の説明)

第3条 授業科目担当教員等は、学生に対して成績評価結果の基となる試験結果、模範答案（優秀答案を含む。）等の提示に努めるものとする。

(成績評価に関する質問・疑問等の受付)

第4条 授業科目担当教員等は、成績開示後、一定期間を設けて学生からの成績評価に関する質問・疑問等を受け付けるとともに、これに真摯に対応するものとする。ただし、授業科目担当教員等が非常勤講師の場合は、学生支援課を経由して行うものとする。

2 前項の回答に当たっては、授業科目担当教員等は、対応した結果に基づき、成績評価を訂正することができる。ただし、次項に定める要件をすべて満たした者に限るものとする。

(成績評価の異議申立て)

第5条 学生は、次に掲げる事項に該当する場合は、教務・厚生委員会に対し自らの成績評価に関する異議申立てをすることができる。ただし、次項に定める要件をすべて満たした者に限るものとする。

(1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員等の誤りであると思われる場合

(2) 履修要項等により学生に周知している学習到達目標、成績評価の基準等から、明らかに逸脱した成績評価と思われる場合

2 学生は、前項に定める成績評価の異議申立てをする場合は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

(1) 授業において課せられたレポート等単位認定に必要なものを全て提出していること。

(2) 医学科学生にあつては、旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第65号）第3条第1項及び第2項に規定する試験が行われた場合に当該試験を受験していること。

(3) 看護学科学生にあつては、旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第66号）第4条第1項及び第2項に規定する試験が行われた場合に当該試験を受験していること。（新設）

3 異議申立てを行う場合、学生本人が所定の期日までに別記様式第1の成績評価に関する異議申立書を、学生支援課を経由して教務・厚生委員会へ提出するものとする。

4 同一の成績評価に対する異議申立ては一回限りとする。

5 異議申立ての受理については、教務・厚生委員会において審議するものとする。

6 教務・厚生委員会は、異議申立てを受理しないとした場合は、学生に別記様式第2により通知する。

(異議申立ての審査)

第6条 教務・厚生委員会は、異議申立てを受理した場合は、旭川医科大学教務・厚生委員会規程（平成16年旭医大達第13号）第8条に基づき、成績評価に対する異議申立て審査委員会（以下「成績異議申立審査委員会」という。）を設置する。

- 2 成績異議申立審査委員会は、授業科目担当教員等に成績判定に用いた資料の提出を求め、成績評価の異議申立書に基づき当該学生と授業科目担当教員等に対して審査を実施する。
- 3 成績異議申立審査委員会は、審査の実施に際し、必要に応じて、学生若しくは授業科目担当教員等の所属する講座・学科目、センター等又はその双方への聴取調査その他必要な調査を行うことができる。

(審査結果の取扱)

第7条 成績異議申立審査委員会は、審査結果を、教務・厚生委員会に報告する。

- 2 教務・厚生委員会は、異議申立てに対する回答を決定後、学生に別記様式第2により通知し、また、授業科目担当教員等及び学年担当教員に写しを送付する。

(成績評価の訂正等)

第8条 第4条及び前条第2項の回答により成績評価の訂正等が生じた場合には、授業科目担当教員等は、別記様式第3の成績訂正願を学生支援課経由で教務・厚生委員会へ提出するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教務・厚生委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月10日旭医大達第170号)

この規程は、令和3年11月10日から施行する。

附 則 (令和6年12月4日旭医大達第146号)

この規程は、令和6年12月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

20. 旭川医科大学大学院における成績評価に対する 異議申立てに関する規程

令和3年11月22日

旭医大達第172号

(目的)

第1条 この規程は、履修要項等に明示された成績評価の基準等に基づき、公正で客観的な成績評価を行うことにより、教育の質を維持向上させるとともに、社会からの信頼性を確保するため、本学に在籍する大学院学生（以下「学生」という。）が成績評価に対する異議申立てをしようとする場合の手続き及び申立ての取扱い等について必要な事項を定めることを目的とする。

(成績評価方法の明示等)

第2条 授業科目担当教員又は授業科目責任教員（以下「授業科目担当教員等」という。）は、成績評価の基準等について、履修要項等に明示し、学生に説明しなければならない。

(成績評価結果の説明)

第3条 授業科目担当教員等は、学生に対して成績評価結果の基となる試験結果、模範答案（優秀答案を含む。）等の提示に努めるものとする。

(成績評価に関する質問・疑問等の受付)

第4条 授業科目担当教員等は、成績開示後、一定期間を設けて学生からの成績評価に関する質問・疑問等を受け付けるとともに、これに真摯に対応するものとする。ただし、授業科目担当教員等が非常勤講師の場合は、学生支援課を経由して行うものとする。

2 前項の回答に当たっては、授業科目担当教員等は、対応した結果に基づき、成績評価を訂正することができる。

(成績評価の異議申立て)

第5条 学生は、次に掲げる事項に該当する場合は、大学院修士課程委員会又は大学院博士課程委員会（以下「課程委員会」という。）に対し自らの成績評価に関する異議申立てをすることができる。

(1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員等の誤りであると思われる場合

(2) 履修要項等により学生に周知している成績評価の基準等から、成績評価について疑義があると思われる場合

2 異議申立てを行う場合、学生本人が所定の期日までに別記様式第1の成績評価に関する異議申立書を、学生支援課を経由して当該課程委員会へ提出するものとする。

3 同一の成績評価に対する異議申立ては一回限りとする。

4 当該課程委員会は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合に異議申立てを受理するものとする。

(1) 授業において課せられたレポート等単位認定に必要なものを全て提出していること。

(2) 大学院学則13条第1項に規定する試験が行われた場合に当該試験を受験していること。

(異議申立ての審査)

第6条 当該課程委員会は、異議申立てを受理した場合は、成績評価に対する異議申立て審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、修士課程においては修士課程小委員会をもって充て、博士課程においては博士課程小委員会をもって充てる。

3 審査委員会は、授業科目担当教員等に成績判定に用いた資料の提出を求め、成績評価の異議申立書に基づき当該学生と授業科目担当教員等に対して審査を実施する。

4 審査委員会は、審査の実施に際し、必要に応じて、学生若しくは授業科目担当教員等の所属する講座・学科目、センター等又はその双方への聴取調査その他必要な調査を行うことができる。

(審査結果の取扱)

第7条 審査委員会は、審査結果を、当該課程委員会に報告する。

2 当該課程委員会は、異議申立てに対する回答を決定後、学生に別記様式第2により通知するとともに、授業科目担

当教員に写しを送付する。

(成績評価の訂正等)

第 8 条 第 4 条及び前条第 2 項の回答により成績評価の訂正等が生じた場合には、授業科目担当教員等は、別記様式第 3 の成績訂正願を学生支援課経由で当該課程委員会へ提出するものとする。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、課程委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 22 日から施行する。

21. 旭川医科大学における障害のある学生等への支援に関する要項

令和3年11月10日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人旭川医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月30日学長裁定）に基づき、本学学生等からの障害を理由とする支援の要請への対応について、必要な事項を定めるものとする。

(相談窓口)

第2 障害を理由とする支援を要請する本学学生等（以下「要支援学生」という。）からの相談窓口は、学生支援課とする。
(対応及び検討)

第3 要支援学生からの支援の要請に関する対応及び支援内容の検討は、次に掲げる教職員で、障害学生支援グループ（以下「支援グループ」という。）を組織し実施する。

- (1) 要支援学生が在籍する学科の長又は専攻科の長
- (2) 要支援学生の学年担当教員又は研究指導教員
- (3) 保健管理センター専任教員
- (4) 保健管理センター保健師
- (5) 学生支援課長
- (6) 要支援学生からの支援要請内容に関係する事務局の課長

2 支援グループにはリーダーを置き、前項第1号の者をもって充てる。

3 支援グループは、支援の状況を確認する会議を定期的に開催するものとする。

4 支援グループは、要支援学生と確認し合いながら支援内容を検討し、及び作成する。

(関係組織との協議)

第4 支援グループはその支援内容について、必要に応じて次に掲げる組織に協議を依頼することができる。

- (1) 要支援学生が学部生の場合 教務・厚生委員会
- (2) 要支援学生が大学院生の場合 大学院委員会

(支援内容の通知及び説明)

第5 決定した支援内容は、次の左欄に掲げる者に対して、右欄に掲げる者が通知及び説明する。

- (1) 要支援学生 学年担当又は研究指導教員
- (2) 学内関係部署等 第3第1項第1号に規定する者

(個人情報の保護と守秘義務)

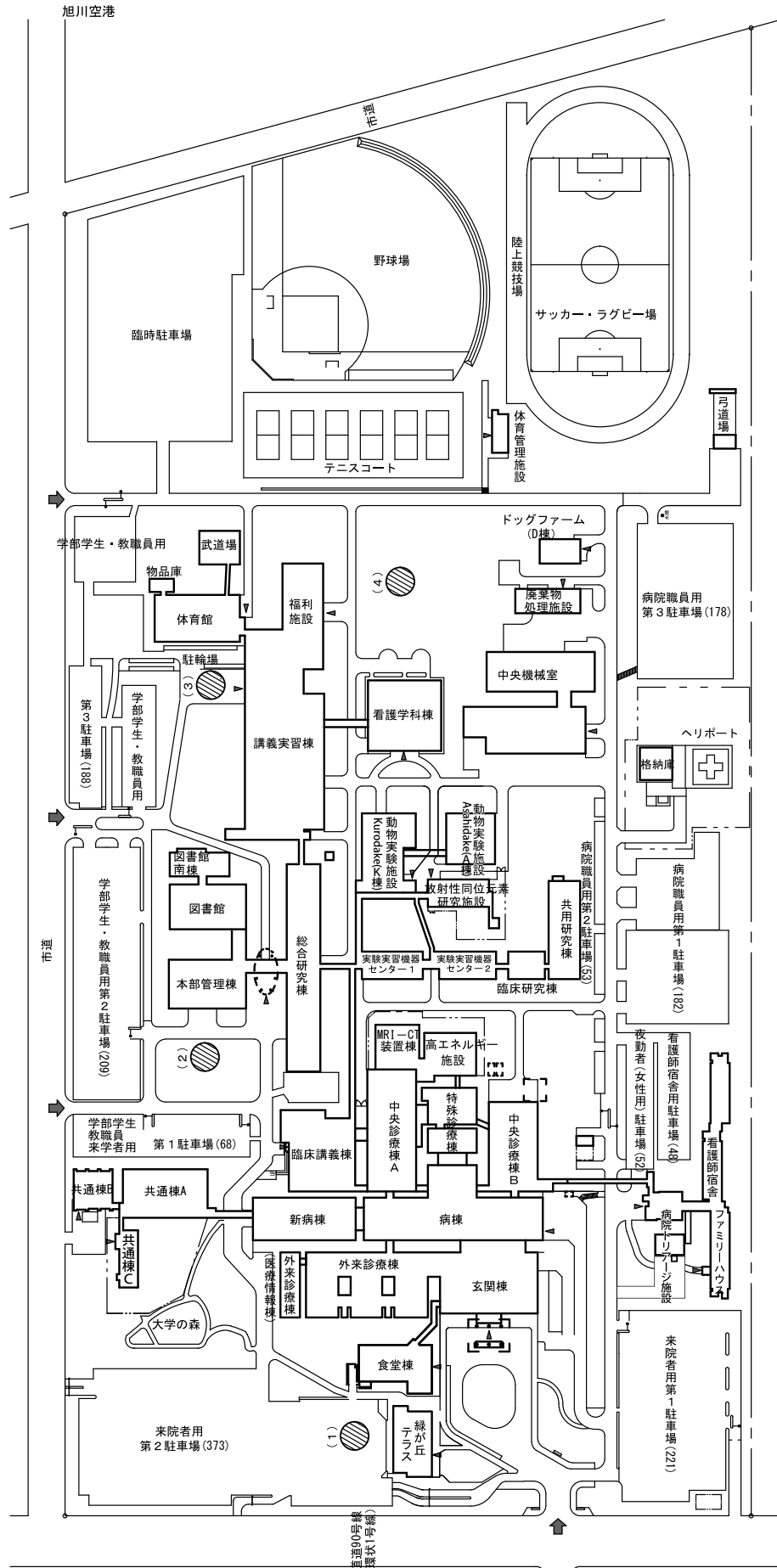
第6 支援内容の検討及び支援を実施する上で知り得た要支援学生の個人情報（障害や相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、速やかに本人の同意を得るものとする。

附 則

この申合せは、令和3年11月10日から実施する。

13. 学内案内図

1. 建物等配置図



●一印 (1~4) は大規模災害時の避難場所です。 職員宿舎

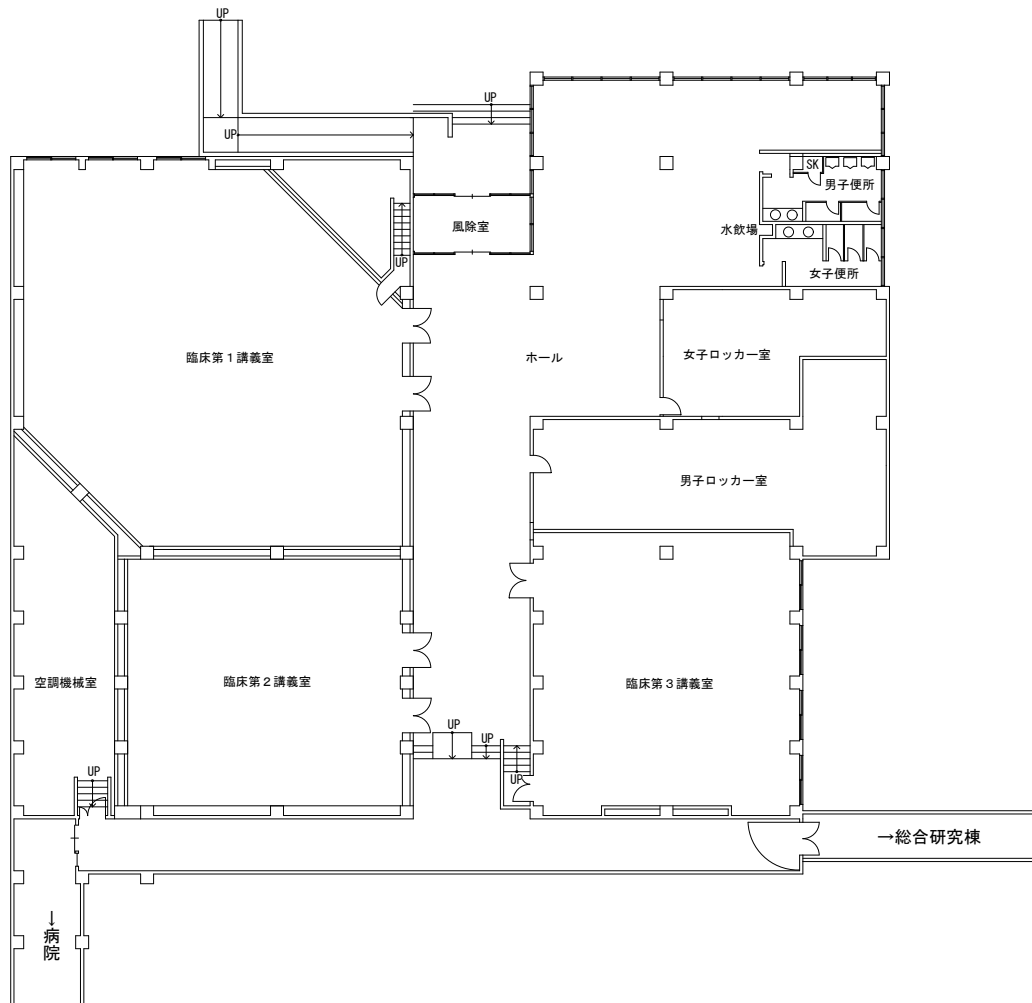
ツインハーブ橋

国道27号線

臨床講義棟



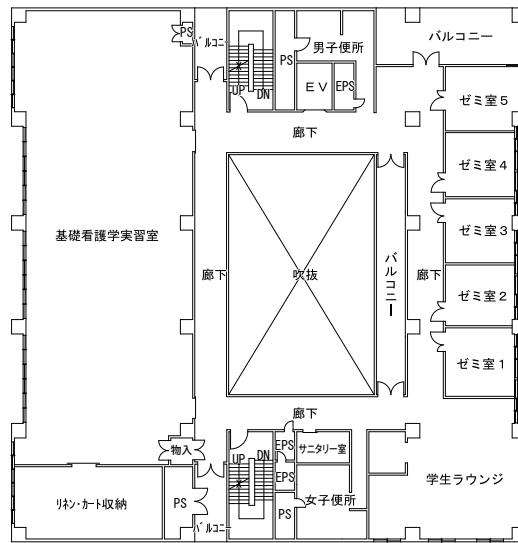
● 1階



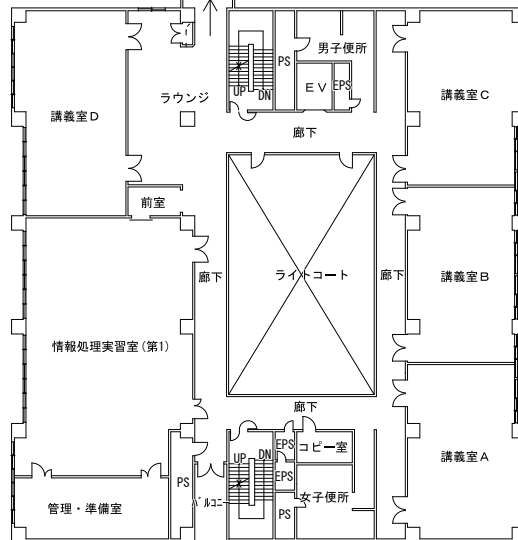
看護学科棟 (1)



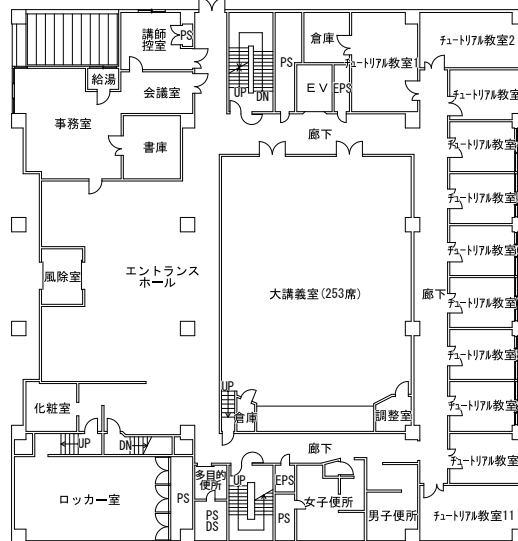
● 3階



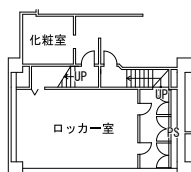
● 2階



● 1階



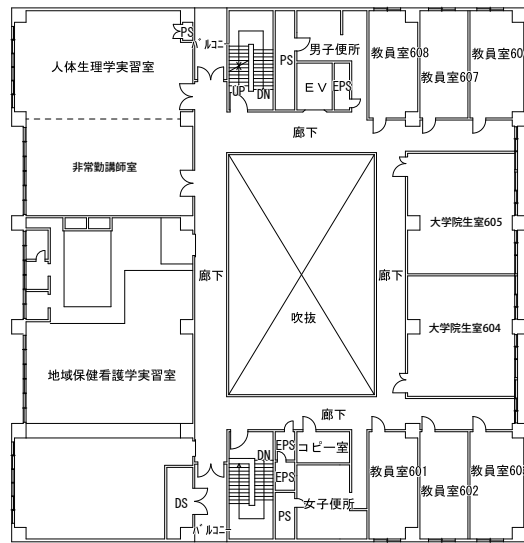
● 地階



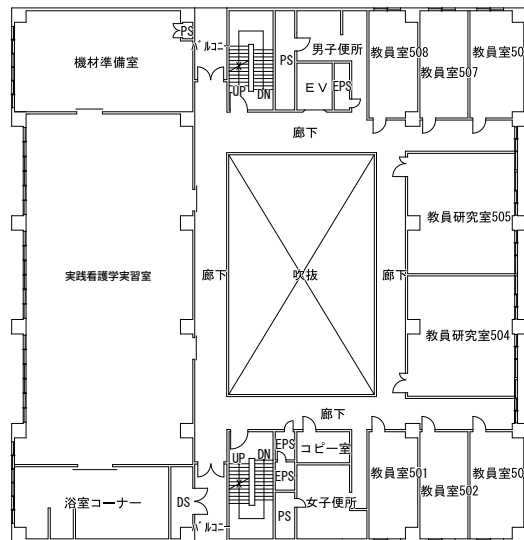
看護学科棟 (2)



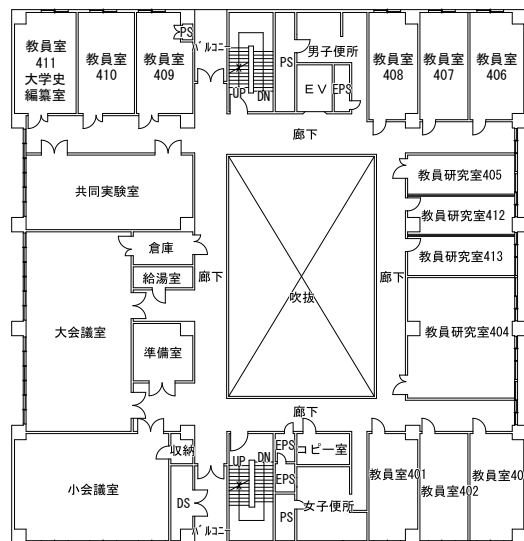
● 6階



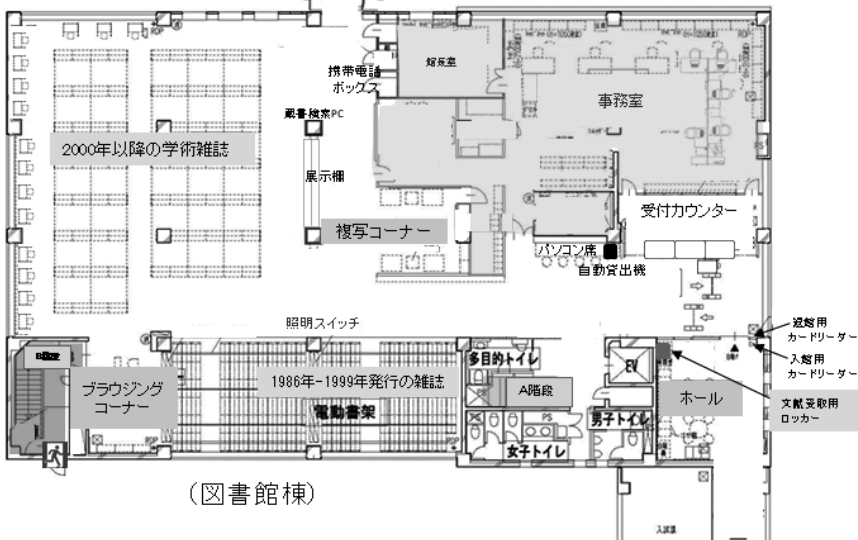
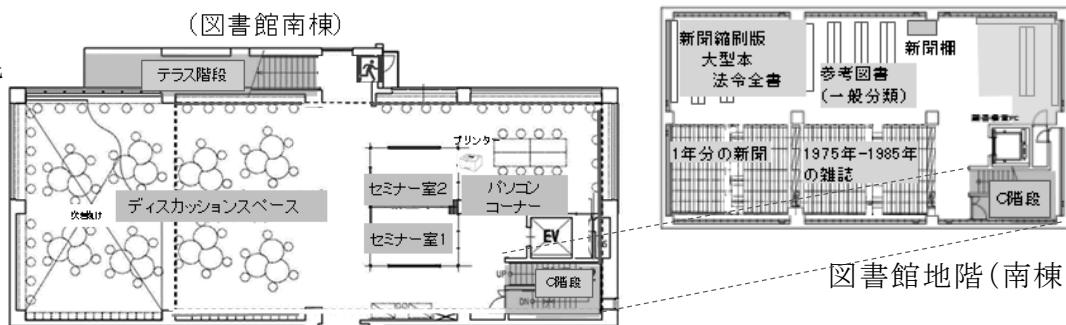
● 5階



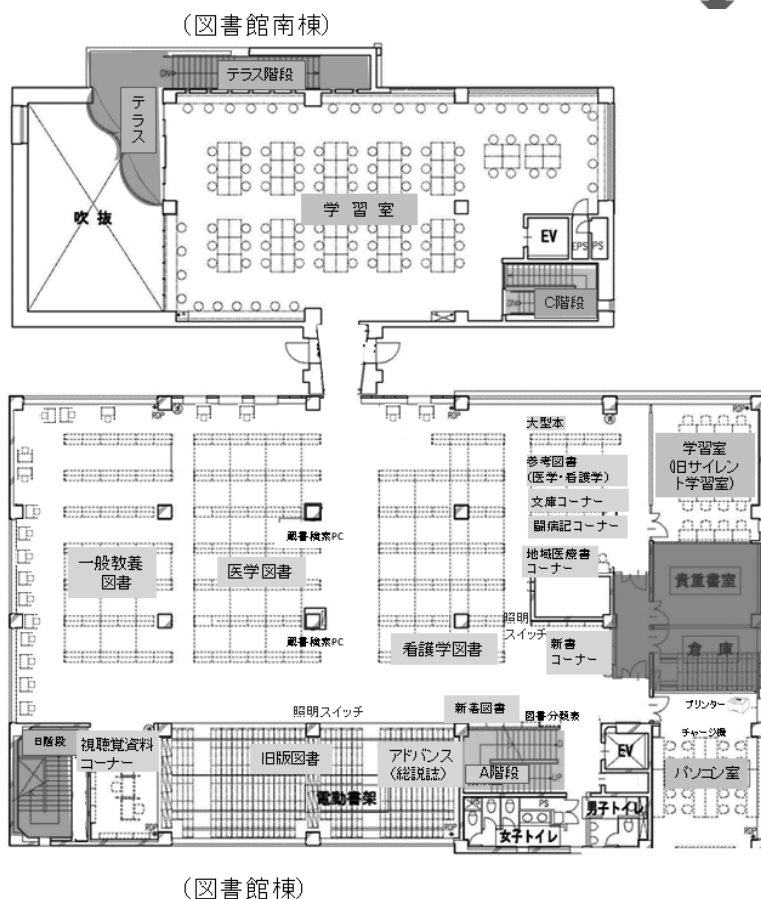
● 4階



図書館 1階



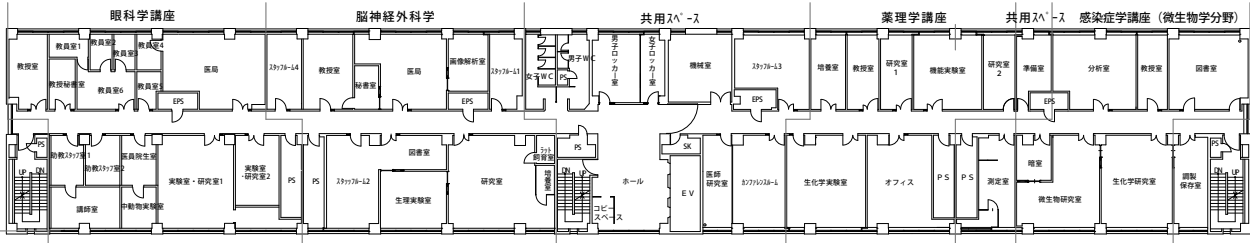
図書館 2階



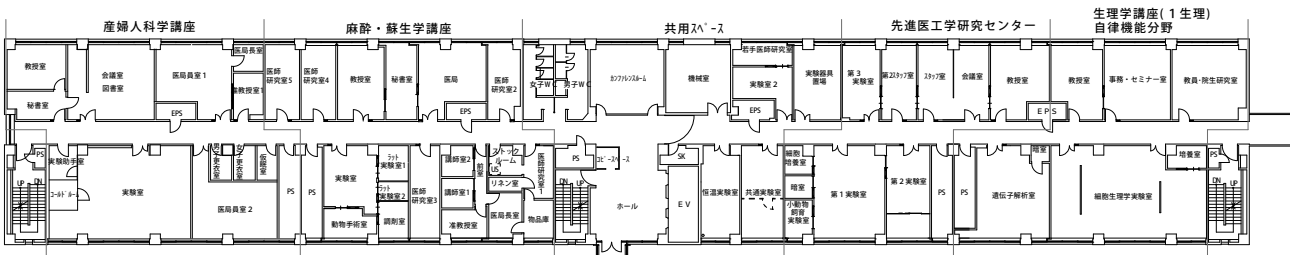
総合研究棟 (1)



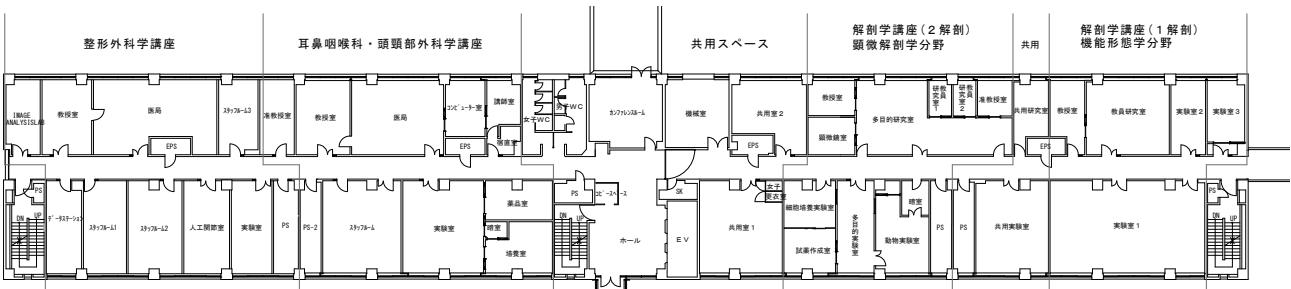
● 4階



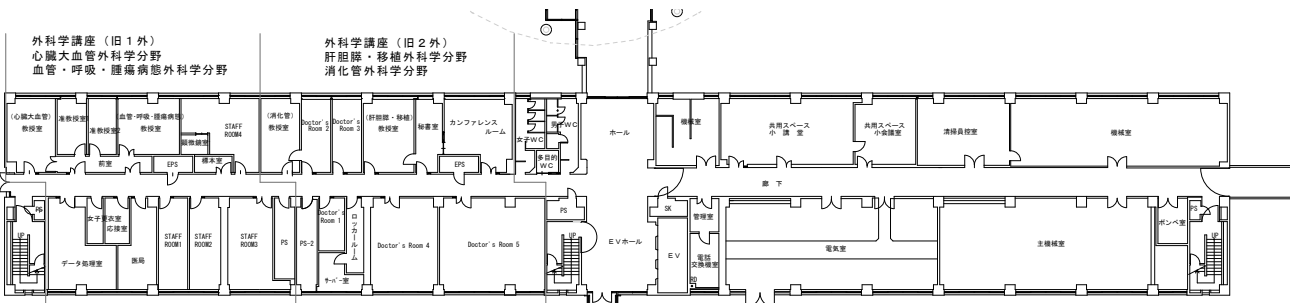
● 3階



● 2階



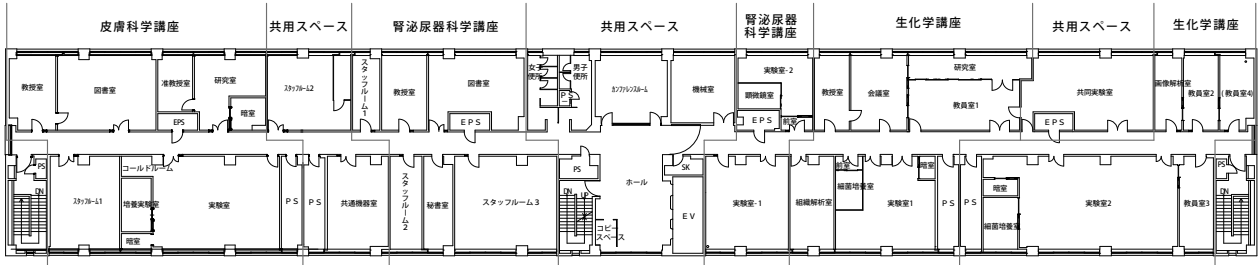
● 1階



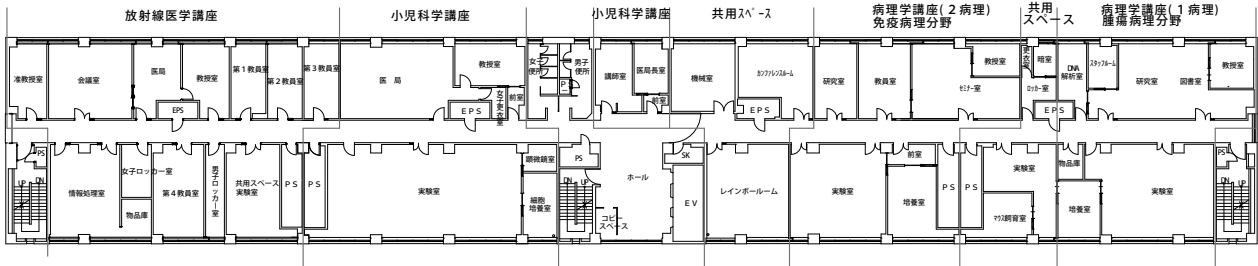
総合研究棟（2）



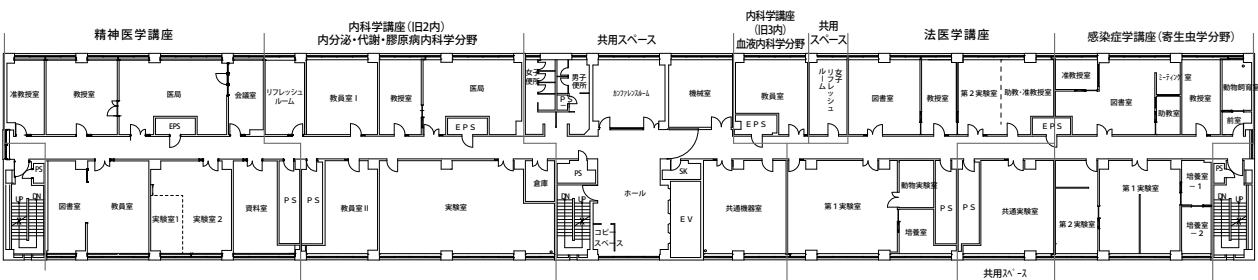
● 8階



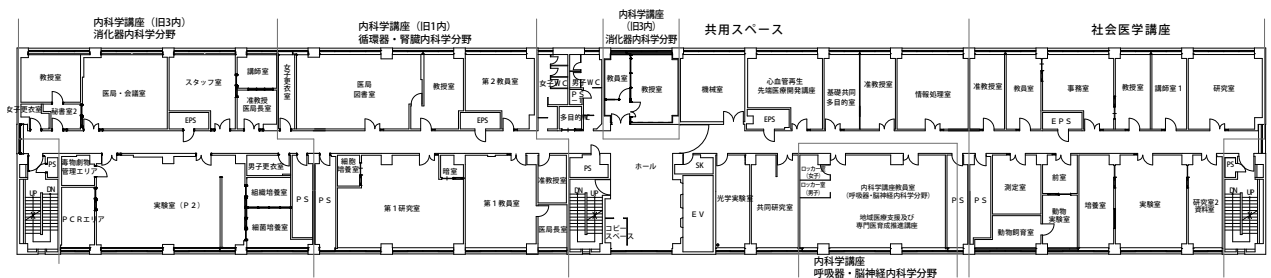
● 7階



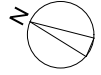
● 6階



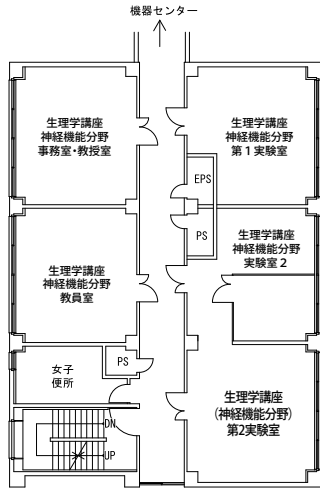
● 5階



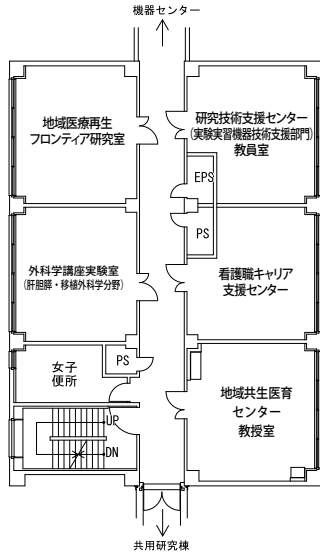
臨床研究棟



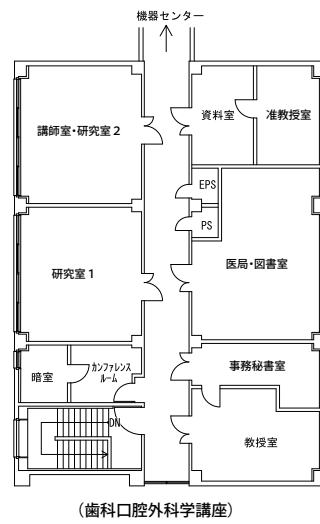
● 3階



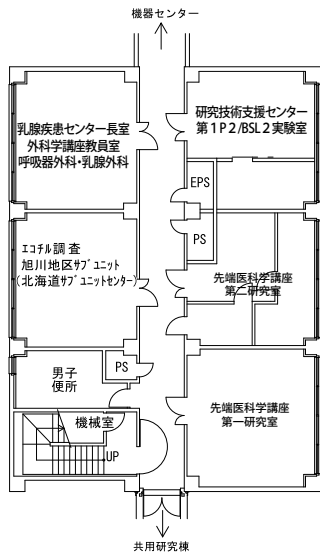
● 2階



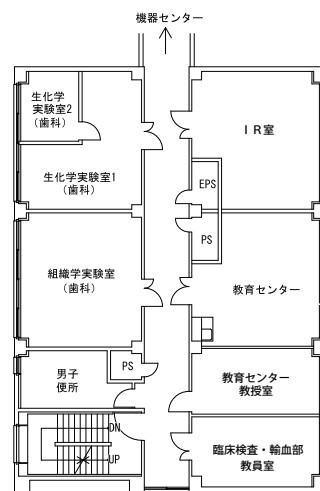
● 5階



● 1階



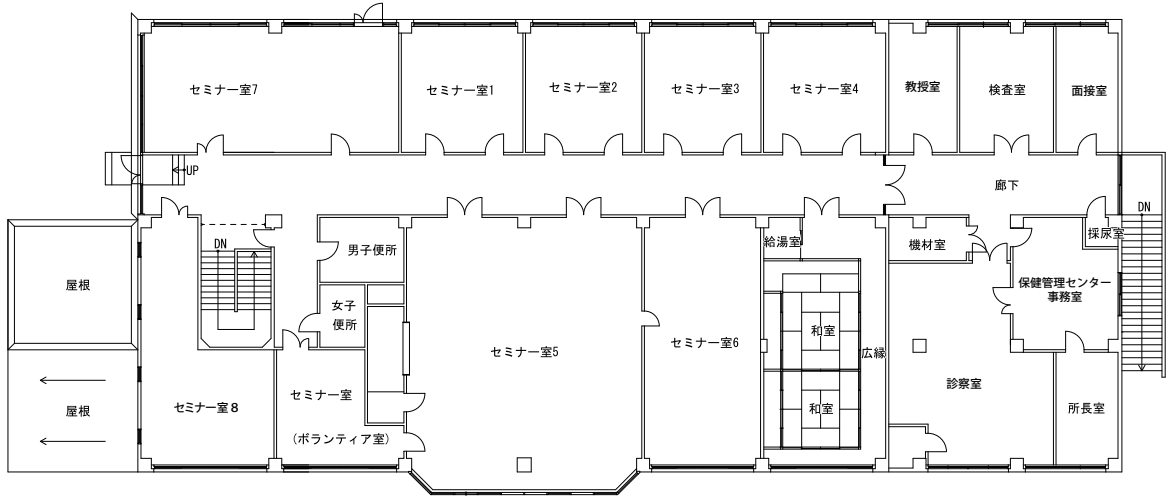
● 4階



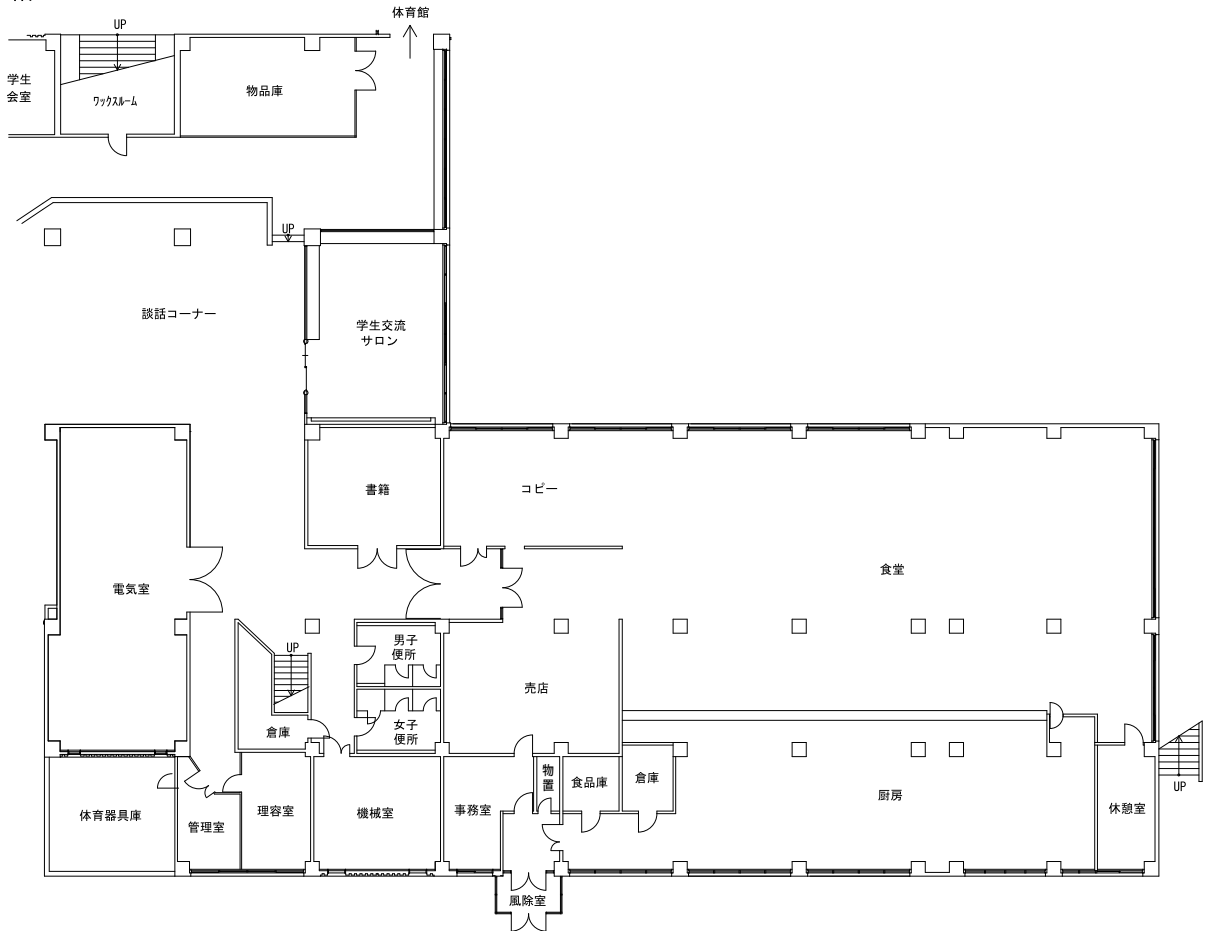
福利施設



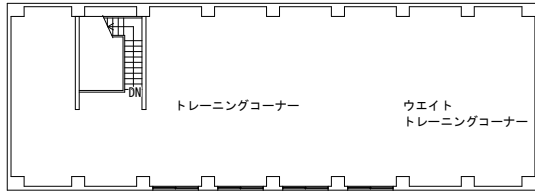
● 2階



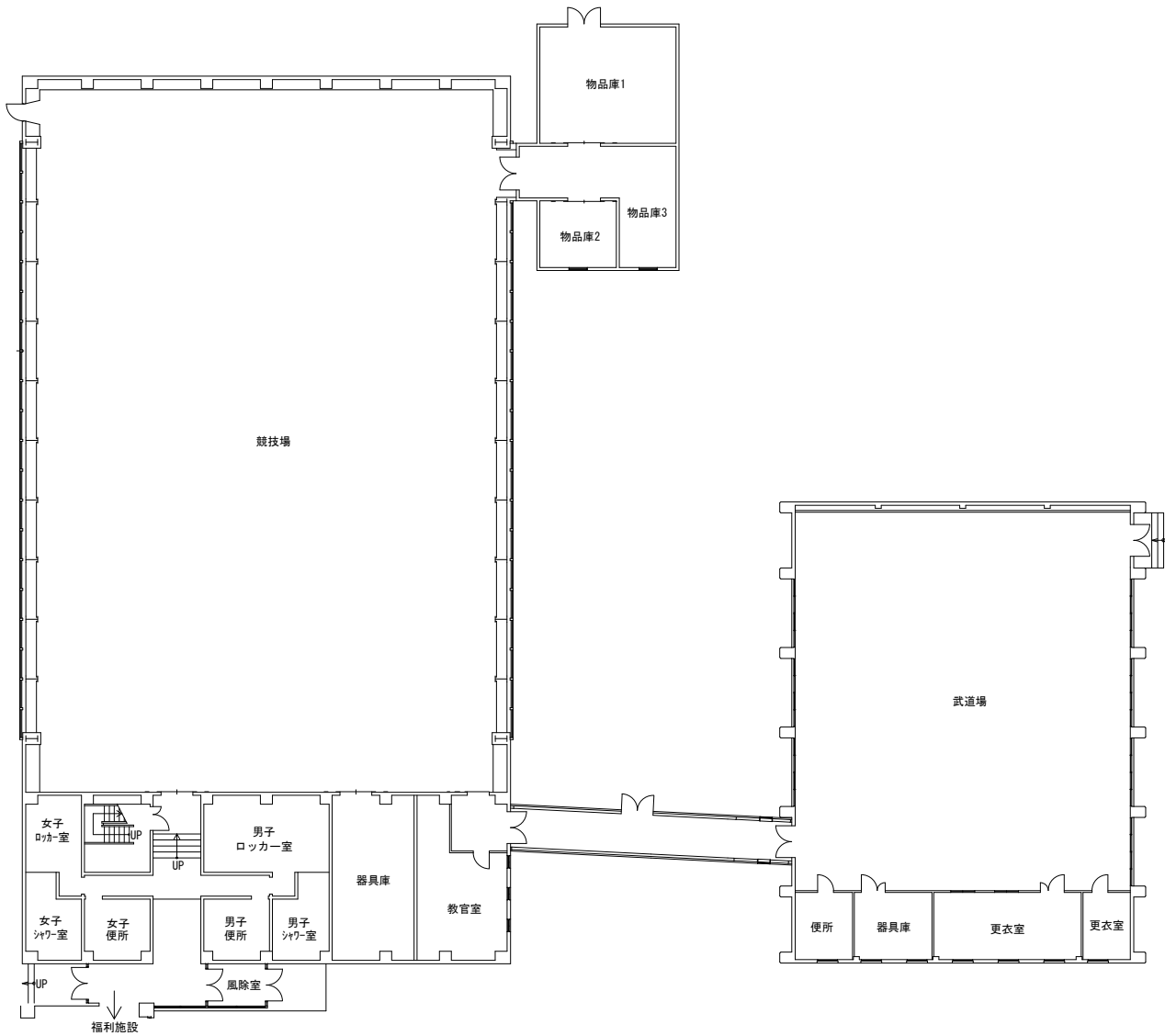
● 1階



体育館・武道場



●体育館 2階



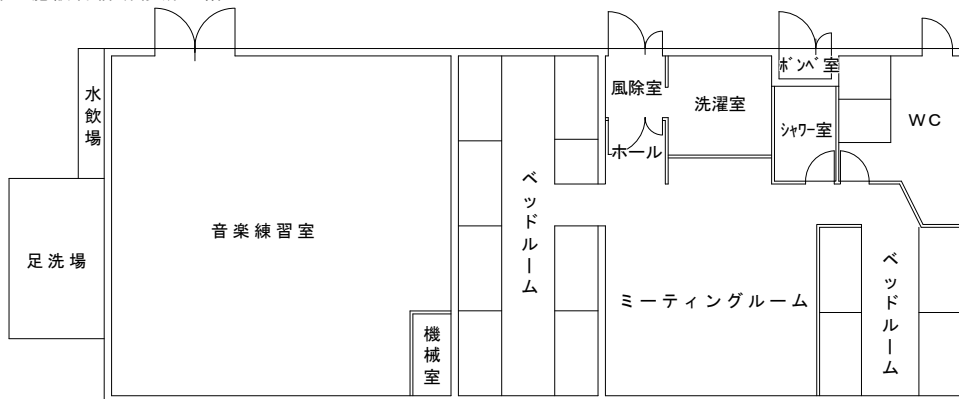
●体育館 1階

●武道場 1階

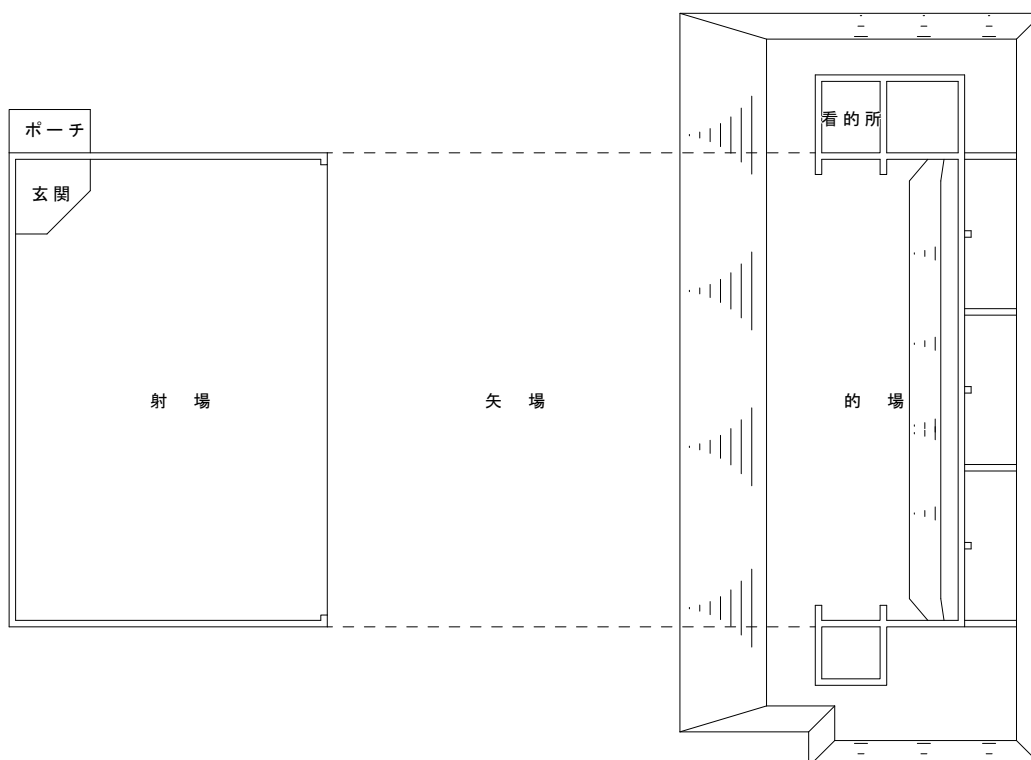
体育管理施設合宿研修所・弓道場



● 体育管理施設合宿研修所 1 階

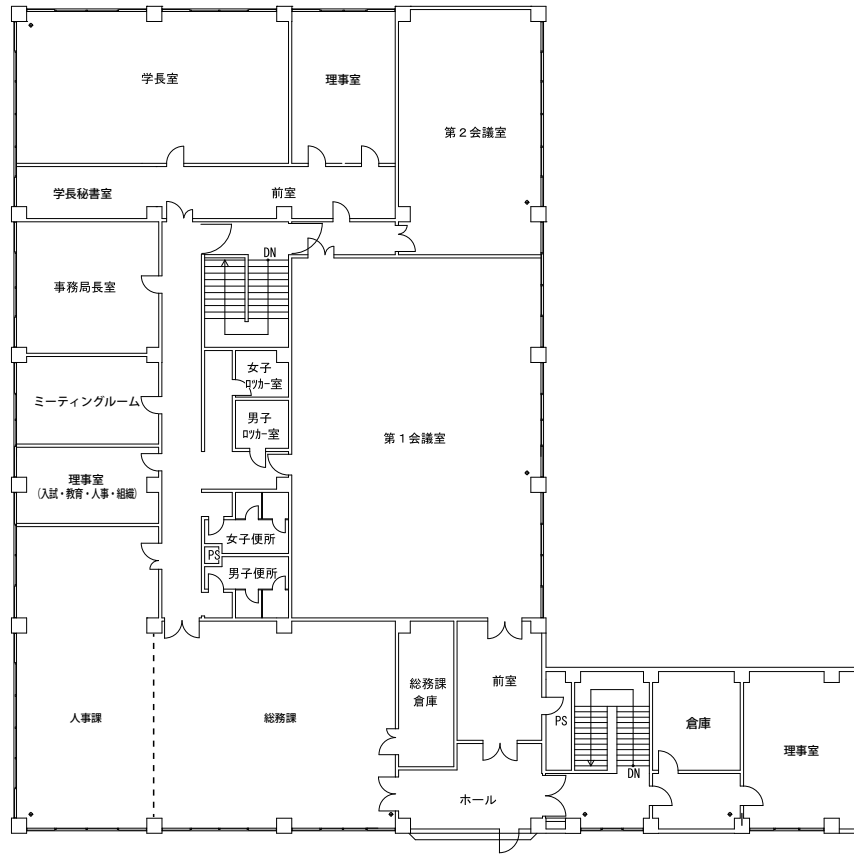


● 弓道場 1 階

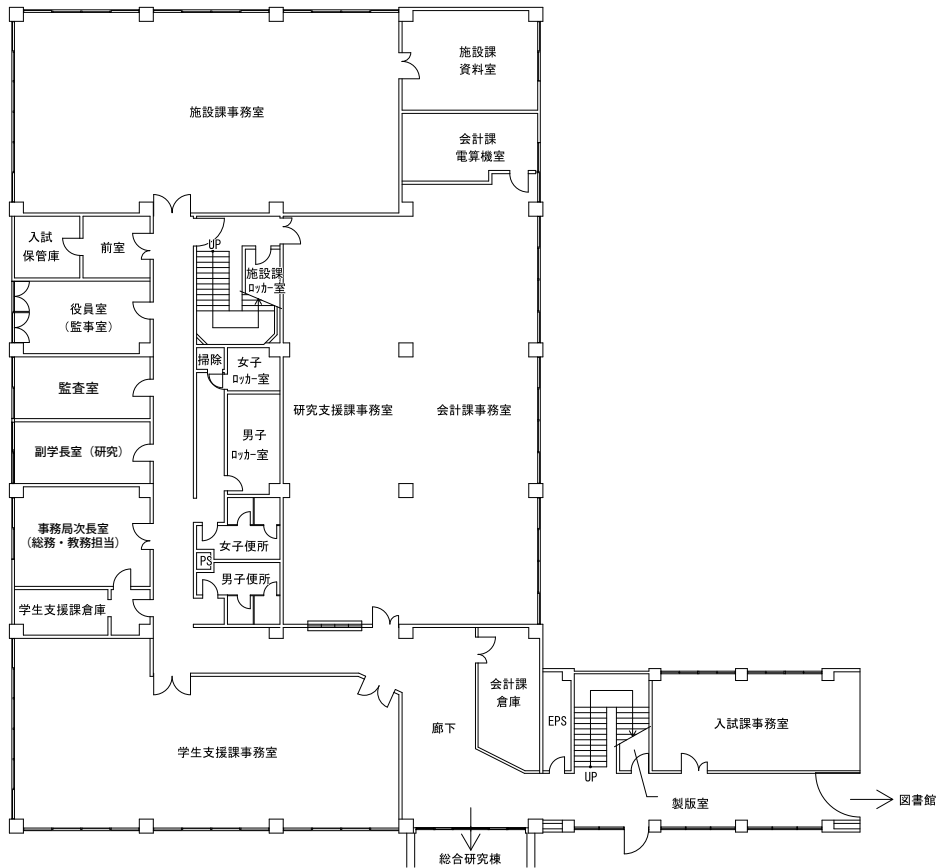


本部管理棟

● 2階

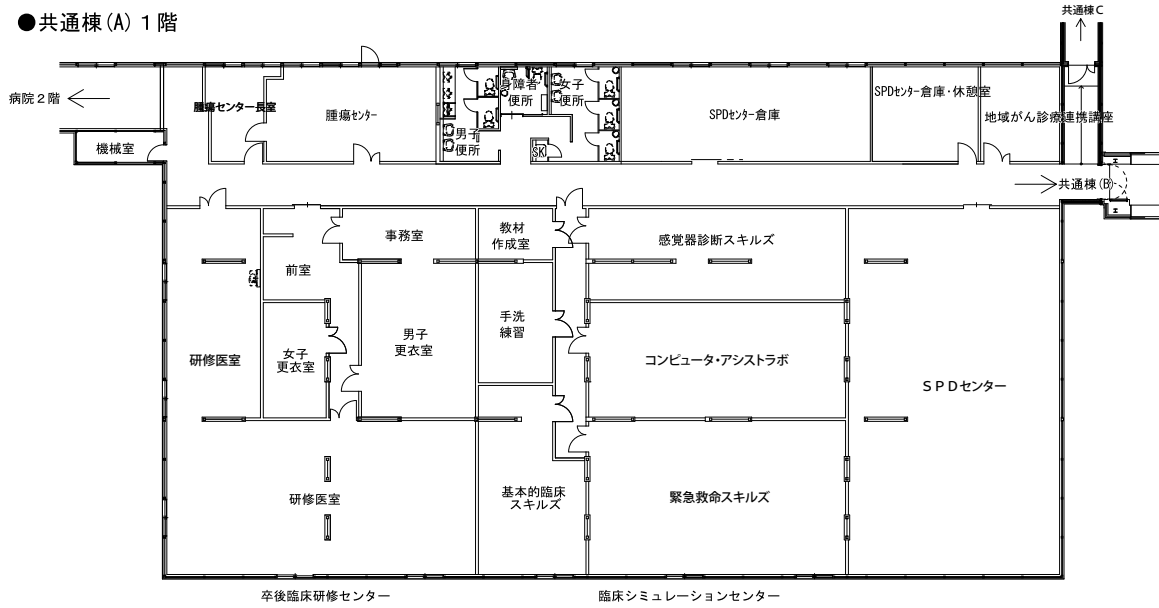


● 1階

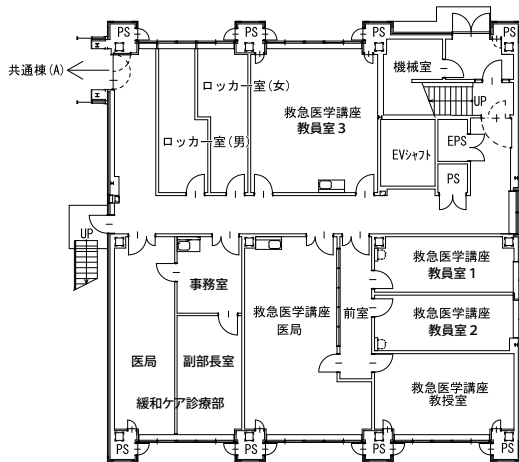


共通棟

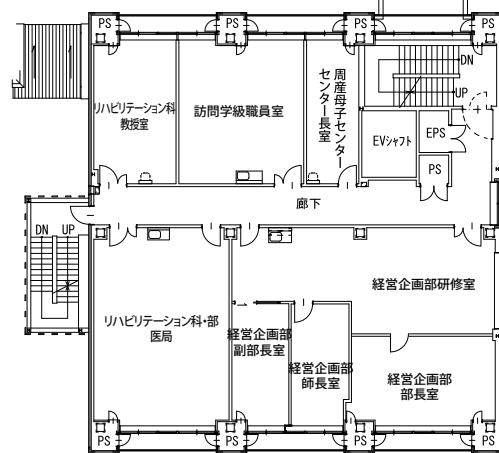
●共通棟(A) 1階



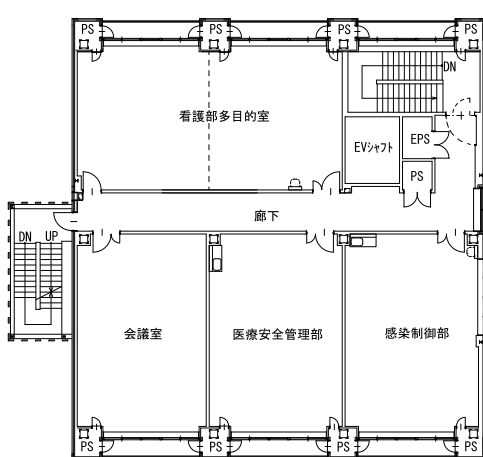
●共通棟(B) 1階



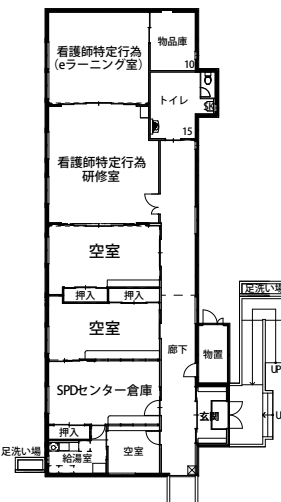
●共通棟(B) 2階



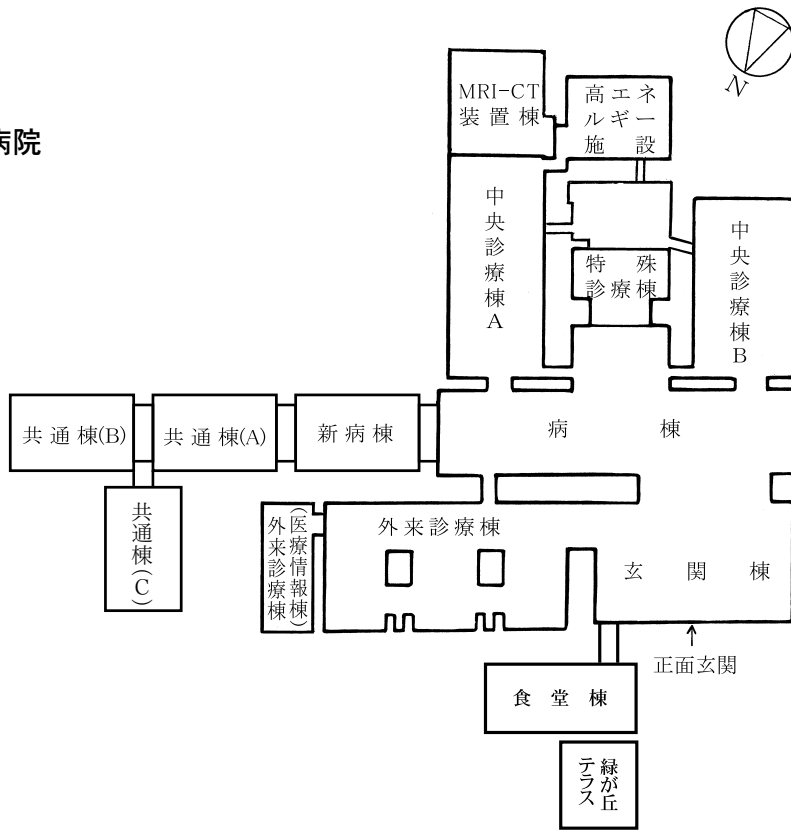
●共通棟(B) 3階



●共通棟(C)



病院



病棟

	東病棟	西病棟
10階	脳神経外科 放射線科(診断・IVR) " (治療) " (核医学)・RI 救命救急センター	精神科神経科
9階	呼吸循環器センター(血管外科 /呼吸器外科) /HCU/乳腺 内分泌外科	呼吸循環器センター (循環器内科/腎 臓内科/心臓外科)
8階	眼科/ペインクリ ニック/ディサー ジャー室/糖尿 病・内分泌内科/ 神経内科	整形外科
7階		腎泌尿器外科 皮膚科 形成外科
6階	消化器センター (肝胆膵・移 植外科/消化管 外科)/リウマ チ・膠原病内科	消化器センター (消化器内科)
5階	女性医学科(婦 人科・生殖医学 科)/歯科口腔 外科/乳腺疾患 センター(乳腺外 科)/緩和ケア 科/呼吸器内科	血液・腫瘍内科 頭頸部外科センター 呼吸器内科
4階	周産母子セン ター(周産母子 科/NICU/GCU/ 新生児科)/ 女性医学科	小児総合診療 センター(小児 科・思春期科/ 小児外科)
3階	(病棟) 材料部/集中治療部(ICU)/手 術部/術前診療室/透析センター (玄関棟) 栄養相談室/臨床研究支援センター /旭仁会事務室/二輪草センター	
2階	(病棟) 臨床検査・輸血部/薬剤部/医 療支援課・医事課/中央診療記録室 (玄関棟) 郵便局/スターバックスコーヒー	
1階	(病棟) 救命救急センター/総合診療部/ 結石破碎治療室/心理カウンセリ ング室/遺伝カウンセリング室/医事 課・経営企画課事務室/病院ライ ブラリー/訪問学級/防災センター/ コインランドリー/スキャン室 (玄関棟) ローソン/耳鼻咽喉科・頭頸部外 科/麻酔科蘇生科/心臓血管麻酔 科/ペインクリニック/緩和ケア科	

外来診療棟

3階	整形外科/腎泌尿器外科/皮膚科/周産母子科(産科)/女性医学科(婦人科・生殖医学科)/放射線科(診断・IVR)/放射線科(治療)/放射線科(核医学)
2階	肝胆膵・移植外科/消化管外科/消化器内科/呼吸器外科/乳腺外科・小児外科/腎臓内科・脳神経内科/呼吸器内科・循環器内科/心臓外科・血管外科/糖尿病・内分泌内科/リウマチ・膠原病内科/血液・腫瘍内科/外来化学療法センター
1階	眼科/小児科・思春期科/新生児科/脳神経外科/精神科神経科/リハビリテーション科/形成外科

外来診療棟(医療情報棟)

3階	遠隔医療情報処理資料室・研修室
2階	遠隔医療情報室・診断室・カンファレンスルーム
1階	歯科口腔外科

緑が丘テラス

2階	経営企画課事務室 病院会議室
----	-------------------

中央診療棟 A

3階	手術部
2階	放射線部(エックス線室) 光学医療診療部(内視鏡室)
1階	放射線部(核医学検査室/CT・MRI検査室/放射線治療室/血管造影室)

中央診療棟 B

3階	病理部/集中治療部(ICU)
2階	薬剤部/看護部/病院長室 事務局次長(病院担当)室
1階	病理部/安置室

特殊診療棟

3階	臨床検査・輸血部/手術部
2階	患者総合サポートセンター/ リハビリテーション部
1階	経営企画課契約室/高気圧酸素治療室/放射線部

共通棟(A)

1階	卒後臨床研修センター 腫瘍センター 臨床シミュレーションセンター 地域がん診療連携講座 SPDセンター
----	---

共通棟(B)

3階	医療安全管理部/感染制御部/ 会議室
2階	リハビリテーション科・部/ 訪問学級職員室/経営企画部
1階	救急医学講座/緩和ケア診療部

食堂棟

	レストランななかまど 理容室
--	-------------------

病院（玄関棟・外来診療棟 1～3階）

- 外来受付③①番
 ○整形外科
 ○泌尿器外科

- 外来受付③②番
 ○皮膚科

- 外来受付③③番
 ○周産母子科（産科）
 ○女性医学科（婦人科・生殖医学科）
 ○放射線科（診断・VR）
 ○放射線科（治療）
 ○放射線科（核医学）



3階

- 外来受付②①番
 ○消化器内科
 ○消化管外科
 ○肝胆膵・移植外科
 ○乳腺外科・小児外科
 ○呼吸器外科

- 外来受付②②番
 ○呼吸器内科・循環器内科
 ○腎臓内科・脳神経内科
 ○心臓外科・血管外科

- 外来受付②③番
 ○糖尿病・内分泌内科
 ○リウマチ・膠原病内科
 ○血液・腫瘍内科
 ○外来化学療法センター

- 外来受付①⑩番
 ○耳鼻咽喉科・頭頸部外科
 ○麻酔科蘇生科
 ○心臓血管麻酔科
 ○ペインクリニック
 ○緩和ケア科

- 外来受付①①番
 ○眼科

- 外来受付①②番
 ○小児科・思春期科
 ○新生児科
 ○リハビリテーション科

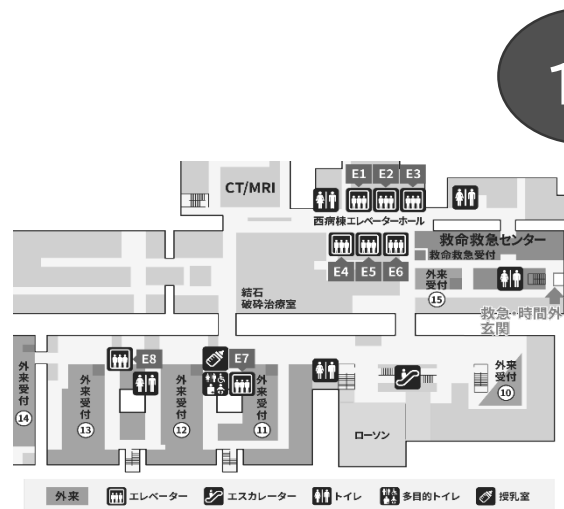
- 外来受付①③番
 ○脳神経外科
 ○精神科神経科
 ○形成外科

- 外来受付①④番
 ○歯科口腔外科

- 外来受付①⑤番
 ○総合診療部
 ○救命救急センター



2階



1階

14. 役職員等

(令和7年3月1日現在)

旭川医科大学

※最新の情報は、下記URLの本学ホームページからご確認ください。
URL <https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/about/officers/>

学 長	西川 祐司	
副 学 長	古川 博之	(財務、評価、医師の働き方改革)
	奥村 利勝	(入試、教育、人事・組織)
	川辺 淳一	(研究)
	東 信良	(医療、国際交流)
	藤谷 幹浩	(産学連携)
	牧野 雄一	(地域医療医育成)
学長補佐	松本 成史	(IR)
	本間 大	(広報)

学 科 長	
医学部医学科長	奥村 利勝
医学部看護学科長	升田由美子

専 攻 長	
大学院博士課程医学専攻長	川辺 淳一
大学院修士課程看護学専攻長	藤井 智子

医 学 部

医 学 科

●基礎医学講座

解剖学(機能形態学分野)	教授 吉田 成孝	薬理学	教授 中山 恒	社会医学	教授 西條 泰明
解剖学(顕微解剖学分野)	教授 渡部 剛	病理学(腫瘍病理学分野)	教授 高澤 啓	法医学	教授 清水 恵子
生理学(自律機能分野)	教授 入部玄太郎	病理学(免疫病理学分野)	教授 小林 博也	先端医科学	教授 船越 洋
生理学(神経機能分野)	教授 高草木 薫	感染症学(微生物学分野)	教授 原 英樹		
生化学	教授 川辺 淳一	感染症学(寄生虫学分野)	教授 迫 康仁		

●臨床医学講座

内科学(循環器・腎臓内科学分野)	教授 中川 直樹	外科学(心臓大血管外科学分野)	教授 紙谷 寛之	放射線医学	教授 沖崎 貴琢
内科学(呼吸器・脳神経内科学分野)		外科学(肝胆臓・移植外科学分野)	教授 横尾 英樹	麻酔・蘇生学	教授 牧野 洋
内科学(内分泌・代謝・膠原病内科学分野)	教授 野本 博司	外科学(消化管外科学分野)		脳神経外科学	教授 木下 学
内科学(消化器内科学分野)	教授 藤谷 幹浩	整形外科学	教授 伊藤 浩	歯科口腔外科学	教授 竹川 政範
内科学(消化器内科学分野)	教授 水上 裕輔	皮膚科学		救急医学	教授 岡田 基
内科学(血液内科学分野)		腎泌尿器外科学		地域医療教育学	教授 野津 司
精神医学	教授 橋岡 禎征	眼科学	教授 長岡 泰司	地域がん診療連携	
小児科学	教授 高橋 悟	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	教授 高原 幹	形成・再建外科学	教授 林 利彦
外科学(血管・呼吸・腫瘍病態外科学分野)	教授 東 信良	産婦人科学	教授 加藤 育民		

看 護 学 科

看護学	教授 升田由美子		教授 菅原 峰子		教授 山内まゆみ
	教授 藤井 智子		教授 長谷川博亮		教授 山根由起子
	教授 伊藤 俊弘		教授 濱田 珠美		
	教授 小田嶋裕輝		教授 平 義樹		

一 般 教 育

歴史・哲学		数理情報科学	教授 高橋 龍尚	生命科学	
心理学	教授 池上 将永	物理学	教授 本間 龍也	英語	教授 三好 暢博
社会学	教授 工藤 直志	化学	教授 眞山 博幸	ドイツ語	
数学		生物学	教授 日下部博一		

図書館	館長 藤谷 幹浩	国際交流推進センター	センター長 東 信良	教育センター	センター長 佐藤 伸之
保健管理センター	センター長 北野 陽平	入学センター	センター長 西條 泰明	地域共生医育センター	センター長 牧野 雄一

